

平成 28 年

# 三重県議会定例会会議録

( 3 月 4 日 )  
( 第 7 号 )

第 7 号  
3 月 4 日



平成 28 年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 7 号

○平成28年3月4日（金曜日）

---

### 議事日程（第7号）

平成28年3月4日（金）午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第 2 議案第70号から議案第101号まで並びに議提議案第1号  
〔委員会付託〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第70号から議案第101号まで並びに議提議案第1号

---

### 会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員	51名		
1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 内	道 明
5	番	山 本	里 香
6	番	岡 野	恵 美
7	番	倉 本	崇 弘
8	番	稲 森	稔 尚

9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新樹
16	番	木津	直祐
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正生
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	森野	真治
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	後藤	健一
28	番	稲垣	昭義
29	番	北川	裕之
30	番	村林	聡人
31	番	小林	正男
32	番	服部	富児
33	番	津田	健規
34	番	中嶋	年介
35	番	奥野	英
36	番	今井	智広

37	番	長 田 隆 尚
38	番	館 直 人
39	番	日 沖 正 信
40	番	前 田 剛 志
41	番	舟 橋 裕 幸
43	番	三 谷 哲 央
44	番	中 村 進 一
45	番	青 木 謙 順
46	番	中 森 博 文
47	番	前 野 和 美
48	番	水 谷 隆
49	番	山 本 勝
50	番	山 本 教 和
51	番	西 場 信 行
52	番	中 川 正 美
(42)	番	欠 番

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥 井 隆 男
書 記 (事務局次長)	原 田 孝 夫
書 記 (議事課長)	米 田 昌 司
書 記 (企画法務課長)	佐々木 俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書 記 (議事課主幹)	中 村 晃 康
書 記 (議事課主査)	藤 堂 恵 生

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
-----	---------

副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	竹 内 望
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	伊 藤 隆
環境生活部長	高 沖 芳 寿
地域連携部長	福 田 圭 司
農林水産部長	吉 仲 繁 樹
雇用経済部長	廣 田 恵 子
県土整備部長	水 谷 優 兆
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝 治
健康福祉部子ども・家庭局長	岡 村 昌 和
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	亀 井 敬 子
雇用経済部観光局長	田 中 功
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	西 城 昭 二
企 業 庁 長	松 本 利 治
病院事業庁長	加 藤 敦 央
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	前 田 光 久
教 育 長	山 口 千代己
公安委員会委員長	田 中 彩 子
警 察 本 部 長	森 元 良 幸

代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎
人事委員会委員長	竹川 博子
人事委員会事務局長	青木 正晴
選挙管理委員会委員	川端 康成
労働委員会事務局長	田畑 知治

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告をいたします。

文書による質問に対する回答書を受理いたしましたので、さきに配付をいたしました。

次に、財政的援助団体等の監査結果1件が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

## 質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。1番 芳野正英議員。

〔1番 芳野正英議員登壇・拍手〕

○1番（芳野正英） おはようございます。新政みえ、四日市市選出の芳野正英でございます。

五郎丸選手の活躍でルーチンという言葉がはやっていますけれども、私も一般質問の準備にやっぱりルーチンがあるかということ、準備に向けてどたばたするというのが私のルーチンで、今日も直前まで原稿を推敲しながらやっていたけれども、その分、思いを込めて質問をさせていただこうと思いますので、どうぞ御答弁のほど、しっかりよろしくお願いをしたいというふうに思います。

一つ目の質問ですけれども、これは副題がありまして、以前、マイケル・サンデル教授の『これからの「正義」の話をしよう』というベストセラーがありましたけれども、それにちなんでではないんですけども、これからの福祉の話をしようという副題をつけまして、この質問に関しては、現状の国の制度が今どうなっているかとか県の制度どうこうというよりは、むしろこれから今後10年ぐらいの地域福祉のあり方というのがどういうふうになっていくかというのを、ぜひこの議場で議論をしていきたいなというふうに思っています。これは私自身のライフワークにして取り組んでいきたいなと思っているところを述べさせていただこうと思いますので、ぜひ執行部の皆さんも前向きな答弁をいただきたいなと思います。

今回、会派の先輩諸氏の御厚意をいただきまして、実は今年度2回目の一般質問。前回9月にさせていただき、そのときには知事と新しい豊かさのお話を議論させていただきましたけど、私の中では総論だと思っていまして、今日はその福祉の分野という部分で各論的に新しい豊かさをどう政策に落とし込んでいくんだということを議論したいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず、導入として、これからの福祉の方向性を考えていくに当たりまして少し前提条件を考えていきたいというふうに思っているんですけども、福祉というと今までは、支える側、行政ですとかそれぞれの施設と、支えられる側、これは対象者でありますね、高齢者や障がい者や子育て中のお母さん



であったりとか、こういう支える側と支えられる側が二分されていて、支える側から一方的に保護というような形の発想であったと思うんですけども、財政が逼迫してきますとどうしても、支える側の行政というのは支えられる側に対して、余りそこを、対象者を増やさないでおこうとか、そういう発想にしていけないと社会保障はもたないというふうな形に今なっているんだと思うんですけども、そうではなくて、支えられる側に対して、これまでは単なる一方通行であったものを、社会参加と経済的な自立を実現していこうという、いわゆる社会的包摂という考え方が福祉の分野でも提唱されるようになりました。

私は、これももちろんこの方向で間違っていないと思うんですけども、気をつけなければならないのは、支えられる側、対象者と言われている皆さん全てを自立させていくというのは、そこまでは問題なのかなというふうに思っています。ちょうど障害者自立支援法ができた当初も、全ての障がい者に自立を促すような議論がありましたけれども、例えば重度知的障がい者の方なんかはなかなか、自立というか、もういきなり明日から納税者だというふうな自立に持っていくのは難しいと思いますので、その点では従来の保護していくという視点もなくしてはいけないというふうに思いますけれども、そういった視点を持ちながら、自立できる人には自立を促していくという整理が必要になってくると思います。

それでは、そうした社会的包摂という考え方に即した県の施策についてどのようなものがあるのか、まずはお聞かせください。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 社会的包摂という考え方に基づく県の施策ということで御質問をいただきました。

社会的包摂という言葉でございますけれども、社会的孤立とか無縁社会などと称されるように、地域や家庭でのつながりが薄れ、社会的に孤立し生活困窮に陥るといった問題が近年、社会的リスクとなっているというふうに指摘されております。このため、一人ひとりを包摂する社会づくりを目指して、

社会から孤立した人々がもう一度社会参加できるというように制度や環境を整えていく取組が必要だということが求められております。このような取組には、分野を横断した包括的、予防的支援が求められるとともに、窓口を集約したワンストップ型の相談体制の整備とか、そういったものが重要だというふうに思っております。

そういったもので、県の施策、現状どういふのがあるかということなんですけれども、一つは、まず、今年度4月1日に施行されました生活困窮者自立支援法でございます。これに基づく相談制度がこれに当たるというふうに考えております。県内では、福祉事務所を設置する市町をはじめ、県の福祉事務所が相談窓口を新たに設置いたしまして、県の福祉は全体ですけれども、相談支援員を配置の上、様々な課題を抱える生活困窮者の相談を行っているということです。

相談の実績ですけれども、平成28年1月までの間で新規の相談が3439件ということで、平均すると340件、月に相談を受け付けているわけなんですけれども、その内容を見ますと、これは県の所管区域だけですけれども、収入や生活費、仕事や就職など、経済的な問題が多くを占めるというのは当然ですが、それ以外に、病気や健康、障がい、子育て、介護など多様な相談が寄せられておるといふことでございます。この制度の目的どおり、一元的に相談を受け付け、他機関の連携のもとに一定の包括的な支援が行われている例じゃないかなというふうに思っています。

それから、もう1点ございます。それは、高齢者の分野ですけれども、医療、介護、予防、住まい、生活支援、これが一体に提供される地域包括ケアシステム、これの実現を目指しておりまして、その中核的な機関であります地域包括支援センターの取組があります。地域包括支援センターは市町が設置主体となるわけですけれども、保健師、社会福祉士、介護支援専門員等を配置いたしまして、3職種のチームアプローチによりまして、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防等も含めまして行っているといふことでございます。

とりあえず二つ申し上げましたけれども、今後ますますこういった取組が必要になってくるのかなというふうに思っております。

とりあえず、以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

冒頭になぜこのような質問をしたかという、私が初めに述べたように、それぞれに今までの一方通行の福祉ではなくて、社会の対象者の皆さんも複合的なそれぞれの悩みを抱えている方がいますので、その方なるべく自立へ持っていくということでありまして、孤立から社会参画へと、先ほども部長の答弁でもありましたけど、まさにそういった視点がこれから政策の中にも盛り込まれてきています。

今日の話はそれをさらに広げていく考え方を持とうじゃないかというところでありまして、先ほど説明をさせていただいた二つ目の地域包括ケアシステムというのは、（パネルを示す）これも厚生労働省のポンチ絵を出させていただいていますけど、よく見る図面でありますけれども、高齢者の方の医療、それから介護、それから住居の手当て、それから、通常の買い物のサービスですとか、病院への送迎とか、そういった生活支援、こういったものを、幾つかの高齢者の皆さんが課題に思っている部分を包括的にいろんな面で支援していこうというのがこの仕組みだというふうに思います。

やっぱりそれぞれがばらばらにやっついてはだめだということだと思いますので、特に生活困窮者の制度というのはそれに加えて、高齢者だけではなくて、障がい者や障がいを抱えて生活困窮しているという方もいますし、ひとり親世帯のように経済的な困難と子育てのところで悩みを抱えているというようなところがありますので、今、まさに複合的に困難を抱えている、今までは、高齢者なら高齢の問題、障がい者なら障がいの問題ということだったのが、それぞれに複合的になっていると。

今、例えば、訪問介護で訪問介護事業者さんが家に訪問すると、もちろんそれでおじいさん、おばあさんをケアするんですが、実はその家庭のお孫さ

んが30代で引きこもっているというようなことも実際に家に行かれるとわかるわけですね、事業者さんは。でも、それに対しては、今の事業者さんは手当てをすることはできない。でも、どこかに相談を持ち込むことで、ひきこもりに遭っているお孫さんを社会にもう一回戻すことができるかもしれない。

こういった部分が家庭における複合的な福祉の要因で、それを解決する仕組みを考えていかなければならないんじゃないかなというのが私の問題の出発点です。

今、厚生労働省も実は昨年9月に省内で新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチームというのを立ち上げまして、誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—、というのをまとめました。これは結局、一番は地域包括ケアシステムの仕組みを他分野にも広げていこうというような話であります。

僕はこのビジョンを読ませていただいて、（現物を示す）もうまさに我が意を得たりだったんですけど、もともと地域包括ケアシステムの説明を以前、もう7年ぐらい前ですけど、厚生労働省でお聞きしたときに、この地域包括ケアシステムというのは高齢者のためだけじゃないんですと、この仕組みを使って今後は、障がい者や子育て支援とか、そういった多くの福祉の分野に広げていきたいんですと、その地域包括ケアシステムの制度設計をされている職員の方がおっしゃっていました。それから数年たって、まさにそれが形にあらわれてきたのかなというふうに思いますけれども、このビジョンには現状と課題というところがありまして、やはりそこに、今なぜそれを広げていかなければいけないかという、福祉ニーズが多様化してきて、一つの家庭の中でも困難要因が複合化していますし、もう1点は、やはり人口減少で、過疎地域、地方なんかは、一つの福祉の分野だけでは人材が足りない、高齢者の施設もそれだけやっているのでは、なかなか人材も足りないですし、施設も生産性が悪い、地方では、高齢者と障がい者の施設とか、複合的にやっていかないと人材が回っていかないという、この二つの点がありますので、あらゆる地域で全世代・全対象型の地域包括支援の実現を図っていこうとい

うのがここに明記をされているわけです。

その分野をまたいだ地域包括の支援というあり方は、厚生労働省に書かれるまでもなく各地域でそれぞれ先進的にやっていることが多くて、富山県では富山型のデイサービスとあって、平成15年からされていますけれども、高齢者のデイサービスの中に、障がい者ですとか障がい児に対して同じ施設で福祉サービスを提供すると。これは、もともと初め特区で始めており、平成15年から特区になって設置されましたけれども、平成18年から特区認定がなくても、全国へ拡大がされたわけであります。あと、隣の石川県の金沢市では、シェア金沢という社会福祉法人が取り組んでいる、大きな、まさに、まちごとつくってしまって、高齢者のサービスつき高齢者住宅とデイサービス、訪問介護があって、その中には、金沢は大学が多いですから、学生の住む住居もあって、さらに、知的障がい児の入所施設、グループホームのような形のがあって、児童発達支援センターもあって、産前産後のケアのサロンもあって、さらにはレストランもあって天然温泉も掘ってやっているという、非常に複合的な、もう福祉のまちを丸ごとつくっているという、そういった地域もあります。

そこまで大きくなくても、例えば私の地元の四日市市も、NPOがやっている高齢者サロンの中で、子育て支援、子どもたちを呼んできて高齢者と一緒にお茶を飲んだりですとか、高齢者向けのサロンをやっているところで学童保育所も運営をしたりとかしていますし、埼玉県のと光市は地域福祉計画の中で、これは市が主導して地域福祉計画の中に高齢者支援と子育て支援を包括することを明記しています。

私は、こうした厚生労働省が言っている全世代・全対象型地域包括支援の仕組みというのを地域ユニバーサルケアと呼んでいます。（パネルを示す）これは私の造語なんですけれども、このケアのイメージ図をちょっと描いてみました。これも似たような形で、宮本太郎先生とか、中央大学の先生もこれと同じような図式を描いていますけれども、要は、支援を必要としている県民の皆さんがいて、その分野が、介護であるとか障がい、生活困窮、先ほ

どおっしゃっていただいた、さらには、難病を抱えている方ですとか、子育て支援、ひきこもりですとか長期間無就労者、あとは、三重県の特徴で言うと、多文化共生で日系のブラジル人、ペルー人といった皆さんを、支援が必要な福祉ニーズに対して外側の、これはあくまでも一つの事例ですけど、いろんな機関が取り囲んで連携をしながらケアをしていくという仕組み、こういう福祉像が将来的に、この連携がうまくいくかという、ここをやっぱりこれから取り組んでいくべきかなというふうに思います。

ポイントは、やはりワンストップと、それからアウトリーチだと思うんです。さっきも言いましたけど、それぞれの連携をするんですけども、連携はしているけれども、どこか総合的にワンストップでまず相談できるような場所がないと結局たらい回しになってしまいますから、どこかがワンストップをしなければなりませんし、これからは相談窓口をつくって相談を待っていますではだめで、やっぱり行政のほうから働きかけていかなければならない。

埼玉県和光市も地域福祉計画をつくるときに、各戸に郵送で、今の皆さんの福祉ニーズをお知らせくださいという形で送って、その返信を待っている地域福祉計画をつくるというようなことをしていますけれども、行政が困っている人のところまで届かせるという、アウトリーチの手法、ワンストップとアウトリーチのこの二つの視点というのがやはり大事になってくるのかなというふうに思います。

では、県の役割というのは何なのかということで質問させていただきたいと思うんですけども、県はこれまで、先ほどの地域包括ケアシステムの構築に関しては、研修を実施したり専門家派遣というのも行っております。今後は、先ほど私が示したようなユニバーサルケアの考えに即して、より複合的な福祉の連携をしている先進事例の研究も重ねて、これから県内の各市町が取り組む全世代・全対象型の地域包括支援の仕組みについて研修を行ったり、こうした先進事例を把握している専門家の方を各市町に派遣するというようなサポートをしていくべきかと考えますけれども、この点についていか

がでしょうか。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 県のかかわりということで御質問をいただきました。

それで、まず、ワンストップの窓口ということなんですけれども、地域におけるいろいろなケアシステムにつきましては、専門性の観点から、高齢者福祉とか障がい者福祉、子育て支援と、制度ごとに支援を個別に提供する方法もあれば、対象者の状況に応じまして複数分野の支援を総合的に提供する場合もあります。それから、そのほかにも、例えば障がい者の相談支援体制のように、市町と県が一般性と専門性で役割分担をしまして、総合的、複合的にやると、そういう方法があります。それは、議員の御質問の中にもございましたけれども、住民のニーズとか、地域の社会資源の状況とか、それからまちづくりの方向、それぞれの地域の実情に合った仕組みを整えていく必要が今後あるんだというふうに思っております。

それで、地域ユニバーサルケアシステムとかといったときの県の役割ということなんですけれども、今般、御紹介いただきました新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン、これに基づきまして新たな地域包括支援体制の構築が提唱されておりまして、厚生労働省のほうでは来年度、多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業というのが創設されたということがございます。

この事業は、議員のほうから御紹介がございましたニーズの多様化、複雑化を踏まえまして、単独の相談支援機関では必ずしも十分対応できない制度のはざま云々、そういう問題に対しまして、市町等が中核となる相談支援機関を選定するというところがございます、これにつきまして、国のほうでは来年度、各都道府県でモデルを1カ所程度選定いたしまして、この取組を通じましてノウハウを集積し、これらを横展開することにより全国各地の包括的な相談支援システムを構築していくというふうに言っております。

それで、県内では名張市が事業実施の意向を表明しております。地域での

複数分野にまたがる課題に対応する新たな方向性の一つというふうに私どもは認識しておりまして、県といたしましては、国の取組の方向とか、全国を取組状況とか、情報収集を努めますとともに、こういった取組要請がありました場合は職員の研修でありますとか専門家の派遣配置についても検討していきたいというふうに思っております。それから、地域で設置されるシステムにつきましては、その中心になれないのは当然ですけども、ネットワークとかということがございましたら、福祉事務所でありますとか保健所になるのか、それぞれ要請に応じまして、そういったネットワークには参加していくということも含めまして支援をしていきたいというふうに思っております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

事前に聞き取りをしていたときは、部署の皆さん、反応がなかったもので、僕も実は平成28年度の厚生労働省予算を持っておって、これ、やっていくやないかここでやろうかなと思ったんですけど、さすがに部長、もう御存じだったと思いますし、先ほど説明していただいたとおりでございます。厚生労働省でも来年度5億円つけて、多機関の協働による包括的支援体制構築事業、これを全国でやりますので、先ほどおっしゃるように名張市とか、伊賀市も社会福祉協議会なんかは非常に取組を前向きにされていますので、そういったところがやっている、やりかけているというところでいうと、ぜひ県はその後押しをしていただきたいなというふうに思います。

1点、先ほど言ったように専門家派遣ですとか研修の部分で言うと、もう一つ、実は厚生労働省がやろうとしていることがあって、多職種連携能力向上研修プログラムの開発、実施というのを、1000万円かけて来年度やろうとしています。これは多分、まだプログラムの開発ですから、平成29年度とか、多分30年度に、そういう人材の派遣という事業を取り組んでいくようになるのかなというふうに思いますので、ぜひこの辺の動きも注目をしていただいて、先ほど私が申し上げたような複合的な地域福祉に対する専門家というの



を、これからプログラムを開発して研修をしていこうということでもありますので、それに向けたサポート、ぜひ県は、そこを養成していくんだという思いを持っていただければなというふうに思います。

厚生労働省もその点で言うと、今日、図表をお示ししなかったんですけど、包括的相談支援推進員（仮称）というふうに書いてありますけど、こういう名称になるのか、後でまたお話ししますが、イギリス発祥でコミュニティソーシャルワーカーというのがありますが、どういう呼び名になるかわかりませんが、そういう人材の育成に関しては今後、再来年度以降になってくると思いますので、ぜひその動きも注目をしていただきたいなというふうに思います。

県もそういう意味で言うと、国の動きが加速的に追いついてきていますので進めていくのかなというふうには思いますけれども、ほかの他府県でこれを先進的にやっているところはないかと、いろいろ調べていたら一つありまして、秋田県です。秋田県は平成17年度から地域福祉トータルケア推進事業と、秋田県はトータルケアと呼んでいますけど、トータルケアって総合的という意味でちょっとかたい。僕はユニバーサルケアと、しなやかさというか、そういうイメージがあるので、ユニバーサルケアのほうがいいんじゃないかと思って僕は名づけていますけれども、こういうのをやっています。

これは、秋田県が県の社会福祉協議会に委託をして、各市町にそれぞれ地区の社会福祉協議会がありますから、ここが多職種連携の地域課題の解決を目指すモデル事業を手挙げ方式で、手を挙げてもらって、そこをモデル社協に指定して、その取組、2000万円ぐらいつけるのでやってみてくださいというふうに行っているというのを平成17年から3年間やりました。

そのうちの一つの、藤里町の社会福祉協議会というところがやった取組がありまして、これはひきこもりの皆さんを社会へ参画させる先進的なモデルで、今、藤里方式というふうに言われています。『「藤里方式」が止まらない』という本もその取組を示しておられるんですけど、（現物を示す）ひきこもり者とか長期不就労者、また、在宅の障がい者の支援事業というので、

ひきこもりとか障がい者の皆さんが地域カフェ、「こみっと」というカフェらしいんですけど、ここでランチをつくって、そこに高齢者の方々も集まってきた、それぞれ交流をしながらひきこもりの皆さんもそこで社会参画をしていって、どんどんどんどん自信をつけて一般就労につなげていくという事業を平成23年からやっています。

こういう藤里町の社会福祉協議会の取組って全国的に藤里方式といって目が行きがちなんですけど、実はその背景にあるのはやっぱり県力だったと思うんです。もともと県が、秋田県も今、本当に人口減少が激しい自治体でありますから、先ほど申し上げたようにこれから人口が減っていく中で地域福祉をどうやっていくかというときに、それぞれの多職種であって、しかも、秋田県、人口が少ない中でも、若者が少ない中でも引きこもっておるんだったらもったいないやないか、地域へ出ていって一緒に地域の担い手になってもらわなあかんやないかということで始めたということなんですけど、そういう地域の自治体の声ですとか地域の実情に応じた取組を県がリードしているということは、大きいと思います。

ここで冒頭申し上げた新しい豊かさに戻るわけですけども、前回の一般質問で取り上げた新しい豊かさの視点というのは、大まかな部分で言うと私は賛成というか、知事の求めている方向性というのは私は一致しているのかなと、この前の9月の一般質問で思いました。非常に民主党が目指しているものに近いというイメージがありまして、これは目に見える形にしていくのは難しいのかと。ここの議場でもこの議会の中で、新しい豊かさの議論の中で、なかなかわかりにくいという議論がありました。これ、言葉の新しい豊かさという部分を議論するだけではやっぱり難しいんだと思うんです。

これを具体的な政策におろしてくることで見えてくるのかなというふうに思いますので、私から一つ提案をさせていただくと、先ほど御紹介をしたような秋田県の取組を、三重県も新しい豊かさ創造支援事業（仮称）といった形の名称で、それぞれの国の制度も後押しをし始めていますので、こういった各市町がそれぞれの、言いましたけど、例えば四日市市でも多文化共生の

取組なんかも独特なやつがありますので、さらなるモデル事業みたいなのが手が挙がってくるかもしれません。各市町に働きかけて全世代・全対象型の地域包括支援を立ち上げるということをお考えいただけないでしょうか。御答弁をお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 新しい豊かさ創造支援事業（仮称）の関係で御質問をいただきました。

先ほど議員もおっしゃっていただきましたけれども、これまでの福祉サービスは、高齢者、児童、障がい者など、対象ごとに充実、発展してきました。しかしながら、少子・高齢化、単身世帯の増加、地縁、血縁の希薄化などが進むとともに、ニーズが多様化、複雑化してきており、これまでのように分野ごとの福祉サービスの提供等では十分な対応ができなくなっています。

このため、ワンストップによる相談支援、各分野の相談機関の連携や地域における様々な主体のネットワークにより包括的な相談支援システムを構築するなど、セーフティーネットの充実を図ることが求められています。こうしたことは、新しい豊かさのうち、社会のシステムやつながりの豊かさの考え方に通じるものと考えます。

県としましては、先ほど御紹介があったような国の取組や秋田県のような他県の先進事例、また、県内の関係事業の実施状況、こういうのを注視しながら、みえ県民ビジョンが目指す新しい豊かさの視点で包括的な相談支援システムについて研究していきたいと考えています。

さっき健康福祉部長が答弁したことをもう少し整理して申し上げます、こういう福祉の分野もそうですが、県の役割として四つあると思います。一つは専門性、まさに人材育成とか、今、例えばあすなる学園とかでCLMの各市町の皆さんの研修をやらせていただいている、こういう専門性。それから、もう一つは広域性、広域でやったほうが効率的、効果的なものについて県が関与する。そして、三つ目は補完性、小規模の自治体などでリソースが足りないところに県が補完をしていくということ。そして、四つ目が先進性、

これはまさに、今、秋田県の事例を出していただきましたけれども、モデルを設定してそれをやっていくというようなことでありますけれども、こういう観点の中で、こういう分野ではどういうやり方がいいのかということも、県の役割も整理をしてやっていきたいと思えます。私が知事になってからの経験で言えば、例えば名張市でやっていただいているネウボラ、これについては、まさにこれも家族支援における包括的なアプローチのものであります。これは、名張市がしっかりやっていただく部分において、母子保健アドバイザーという形の人材育成の部分において県が関与をすることで、より名張市のネウボラがパワーアップしていったという経験、それから、国の事業を活用しまして小児がんの連携事業というのを鈴鹿市と桑名市でやりました。このときは、本当に意外にもですけれども、医療関係者や福祉関係者、レスパイトも含めてやったわけですが、関係者が一堂に会したことがなかったというようなことでの場づくり、そういう形も非常に有益なのかなというふうに思いましたので、今の四つの県の役割を踏まえ、また、私どもの経験の中での人材育成や場づくりというものの重要性も鑑みながら、どういう形で新しい豊かさの視点を具現化できるのか、包括的な相談支援システムについて研究していきたいと思えます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

厚生労働省が来年度、実はもう一個やろうとしていることがありまして、福祉のまちづくりアワードという、先進事例の自治体を表彰しようという取組。僕は、これはどうなのか、ちょっと上から目線と違うかと。今まで自治体にやりながら支援をしていかんだんやけど、出てきたらアワードで表彰しますというのも、1000万円の予算でやるらしいんですけど、虫がよ過ぎるという思いがあります。

先ほど県の四つの役割をおっしゃっていただいたように、補完性ですとか、先進性の部分もありますので、これから三重県としては、市町と並走しながらモデル地域をつくり上げていくと、もうまさに、今、先ほどの名張市の事

例なんかも言っていたんですけど、そういうともにつくり上げていくという、その方向性の姿勢をぜひ踏まえながら、先ほど私が提案させていただいたような手挙げ方式がいいのか、それとも一緒に研究会を立ち上げてやっていくのかわかりませんが、そういう方向性でぜひやっていただきたいというふうに思います。

そもそも民生委員制度というのは、大正6年に岡山県で始められた、旧名称でいうと濟世顧問制度とあって、「経済」の「済」に、「世間」、「世論」の「世」、それで「濟世」、「顧問」というのは普通の「法律顧問」の「顧問」ですけど、濟世顧問制度というのが民生委員制度のスタートだと言われていまして、平成29年は民生委員制度スタートから100年ということでございます。あと、地域包括ケアシステムも、広島県御調町、現在の尾道市ですけど、合併してしまっていて、そこの公立みつぎ病院の先生が始めたということでありまして、福祉の取組というのはいつも、最前線の地方自治体から始まって、生まれてくるものなんじゃないかと思っています。もちろん国の制度で外国の制度等々を研究しながら生み出す制度もありますけれども、私は地方自治体こそがそういった福祉の現場に近いところからいろんな部分をつくり出していくんだというふうに考えていますので、ぜひこれからの福祉という大上段に構えたような形ではありましたが、まさに10年後という話をしましたが、厚生労働省が新しい取組を進めようとしてきていますので、私が言ったような、どういう名称か、トータルケアなのかユニバーサルケアなのか、はたまた違うケアなのかかわかりませんが、多職種連携というのが始まっていると。

もう一つだけ、時間もあれですけど紹介をすると、四日市市も今、多文化共生、先ほども言いましたが、多分、全国でまだないんだろうなと思っていますけど、四日市市の例えば笹川団地という日系人が集住している団地がありますけれども、四日市市はこの外国人に全戸訪問をかけているんです。今、地域のつながりを持ってもらうために、市の委託職員が年に大体一つの家庭に3回か2回ぐらい訪問をしながら、全戸、外国人のところを訪問して

います。ここは、もうできて50年近くがたっている団地なので、URの団地ですとか県営住宅なんかは、高齢者のひとり世帯もおるわけです。そうすると、例えばこっちに日系人の世帯がいます。そのお隣が高齢者の独居老人やっただと。そうすると、四日市市の職員は日系人のところに行った後に、お隣から出てきたおばあさん、ちょっとお話を聞いて、今、おひとり住まいなんですっていったら、日系人の方に、このおばあさんのサポートもしてあげてくれませんかみたいな声かけをしているそうなんです。

これもまさに、これ、まだ制度的にはまだ担保されていませんので、仕組みとして、これがしっかりと輪になってくるかどうかわかりませんが、そういう多職種の新しい連携の萌芽、種というのはいろんなところであって、先ほど私が図示したこれもまさに一部でありまして、もっともっといろんな支援を必要としている人、複合的な困難要因を持って困っている方がまだまだいるのかなというところを考えますと、そこをしっかりと手当てしていただきたいということをお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

二つ目は動物愛護に関する質問をさせていただこうと思います。今日は健康福祉部3連発でございますのでよろしくお願い致します。

三重県は平成20年に動物愛護管理推進計画を策定して、平成26年3月にこの第2次三重県動物愛護管理推進計画を策定して（現物を示す）取組を進めていただいているということでもありますけれども、この中で、犬、猫の殺処分数についてはこの第2次動物愛護管理推進計画の中でも、将来的には殺処分数がゼロになることを目指し、計画の目標を設定しますと明記をしています。ちょうど今、平成27年度が終わろうとしています、この第2次動物愛護管理推進計画がいよいよ来年はもう3年目、折り返しに入ろうとしておりますけれども、この2年の間でこの第2次動物愛護管理推進計画の進捗状況、どこまで進んできているのか、幾つかありますけれども、次の三つの指標についてお聞きをしたいというふうに思います。

一つ目は、犬、猫の殺処分ゼロへの目標の数値というのを、これは計画に

よりもすと、平成24年度の現状値で3452匹でしたので、5年後には現状値の半減を目指して1726匹にするというふうな形で計画を出されていますけど、それが現状、2年たってどうなったか。

それから、引き取り数、同じように犬、猫の引き取り数も、平成24年度は3249匹でしたけれども、これも5年後に現状値の半減を目指しますというふうに書いておりますけれども、この点をどうするのか。

それから、もう一つ、動物愛護に関する部分でいいますと、動物愛護推進員の養成が必要だというふうに計画には明記をされておまして、目標30名の動物愛護推進員の委嘱をしていきたいということでありましたが、委嘱数は31名ということで目標は達成していますけれども、同じくその計画のところには、その動物愛護推進員を委嘱はするんですが、自主的な活動実績というのは少ないということですので、第2次動物愛護管理推進計画には、動物愛護推進員の年間総活動回数を1人当たり10回程度、合計で300回やっていきたいというふうに目標等を掲げられておりますけど、この三つの点で、現状、どういうふうな形になっているのかお聞かせください。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 動物愛護管理推進計画の進捗状況について御質問をいただきました。

まず、第2次動物愛護管理推進計画なんですけれども、これは、動物の愛護及び管理に関する法律が、飼い主による終生飼養、あるいはその趣旨に反する場合のその引き取りの拒否、こういったものを盛り込んで平成25年に改正されたことを踏まえまして、そういった内容も含めまして平成26年3月に策定したということでございます。

まず、犬、猫の引き取り数の現状、まず引き取り数から申し上げますけれども、現状なんですけれども、この計画に基づきまして、動物愛護教室などの普及啓発、それから、飼い主への終生飼養の指導、地域住民が実施します飼い主のいない猫の不妊・去勢手術など、その引き取り数を減らす取組を行った結果でございますけれども、御紹介がありましたように、法改正前、

平成24年には3249匹であった引き取り数が、26年度しかトータルの数字はございませんが、1411匹ということで、多分、27年度も同様の数字だろうというふうに思っております。

それから、殺処分数ですけれども、これも、所有者明示の啓発でありますとか、インターネットを活用した公示、あるいは返還率の向上に取り組みまして、あるいは、子犬のみでありました譲渡対象動物に成犬とか猫とかを順次加えていきまして、平成26年度からは動物愛護団体への団体譲渡も開始したと、そういった取組もやりまして、24年度3452匹でありました、殺処分数は、26年度は1611匹ということでございます。ただ、この1611匹という数字でございますけれども、これは、保護、引き取りした時点で生後間もないことや、あるいは、疾病とかけがで死亡した数も含まれておりますので、その数を除きますと、やむを得ず殺処分をした数というのは、犬、猫合わせまして627匹ということになっております。

それから、もう一つ、動物愛護推進員でございますけれども、これは直近の数字がございまして、この3月4日現在で33名の方になっていただいております。活動実績は平成26年度でございますけれども、動物愛護教室等の講師になっていただいたり、動物愛護イベントでのスタッフとして協力いただいたり、あるいは飼い方相談の対応などをさせていただきまして、26年度では延べ180回の活動をしていただいたと、そういう現状でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

三重県の現状についてお聞かせをいただきましたけれども、一つ、引き取り数及び殺処分数、ゼロに向けていくといいつつも、やはりなかなか道のりは遠いのかなというふうに思うんですけれども、その一つの要因は、私はその目標設定の工程がいま一つ曖昧で、しかも5年後に半減というその目標設定の弱さにあるのかなというふうに思っています。

これは、千葉県ですとか、あとは市でも政令市でいうと熊本市ですとか、幾つかは殺処分数ゼロを目指しますとあって、大体3年とか4年で、ゼロに



はなかなかならないですけれども1桁に持っていくという取組を実際にやっている自治体もあります。そこをやっぴりもう少し力を入れていただきたいというふうに思います。

私も、熊本市、これは後でも説明しますが、一番直近できれいな動物愛護センターをつくったのが熊本市でしたので、視察をさせていただいたんですけれども、熊本市なんか平成14年に殺処分ゼロを宣言して3年後ぐらいで、それまで3桁の殺処分数だったところが、平成15年度では285件になって、平成18年、3年たってくると2桁、平成25年では5件とか、もちろん10年たっていますけど、3桁から2桁へという極端な減りというのは3年ぐらいで達成をしてくれています。そういう点でも、やはりその取組に学ぶというのが必要になってくるのかなというふうに思います。

一つは、やはり引き取り数を減らしていくということでありまして、これは動物の愛護及び管理に関する法律も改正をされて、それぞれの窓口での引き取りの数を減らしていくということ、断るということができるようになってきたんですけれども、お聞きしていると、まだ1411匹ということで、まだやっぱり多いのかなと、もちろん目標の1625匹はクリアをしていると考えればそうなんですけれども、まだまだ引き取り数を減らしていけるんじゃないかというふうに思います。

これ、それぞれの保健所の、一度それぞれの引き取り数を一覧にしてみると、実はある部分では、ある保健所は多くてある保健所は少ないみたいな差が出てくると思いますので、そこを集中的に、どういう対応をしているかというのをやはり検討していただきたいというふうに思います。

もちろん、それぞれの職員の皆さんは、獣医師もおみえですから、熱意を持ってやられていると思います。やむを得ず引き取っているというふうなこともあるのかもしれませんが、それが殺処分数の増につながるのであれば、やはりここは問題があるのかなというふうに思っておりますので、ぜひそこを目指していただきたいのと、少し先ほどの健康福祉部長の答弁で言うと、地域住民が行う猫などの不妊の取組というふうにおっしゃっていたん

ですけれども、TNRとありますが、行政が捕獲をして不妊、中絶をして地域へ帰すというTNRの取組というのは、もう少し県が積極的に取り組んでいくべきではないのかなというふうに思うんですけれども、その点、いかがでしょう。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 殺処分数を減らす取組ということでございますけれども、目標設定が甘いんじゃないか、弱いんじゃないかということも確かにございますが、これまで殺処分の減少をさせる取組はいろいろやってきました。627匹まで減少させてきたわけなんですけれども、これ、一つはネックに、一定期間飼養するスペース、現在は保健所や公益財団法人三重県動物愛護管理センターの一時収容施設を使いまして暫定的にやっているという、そういうところがネックだったのではないかなというふうに思っております。

それで、殺処分数を減らす取組というのは三つステージがありまして、引き取り、それから一定期間の飼養、それから譲渡と三つステージがあるわけです。引き取りというのは、議員から御指摘いただきましたけれども動物の愛護及び管理に関する法律の改正があつて加速したというところがございますので、そこは、あとは保健所別の云々とかということもございましたけれども、相手が明確ですので、これは強く要請するとか、いろいろ方法はあろうかと思います。保健所別のデータとかもございます。

それから、先ほど申し上げました飼養、これにつきましては、施設設備がネックだったわけですが、来年度からは建設に入りまして、平成29年度からは新しい三重県動物愛護推進センター（仮称）をつくるということで、譲渡も実は、管理、しつけとか、譲渡前教室とか、いろいろ取組をやる場所が必要だったわけですね。あるいは、動物愛護団体と協働するといいますが、そのスペースとかがなかったと、そういったことも解消、充実の方向でございますので、そういったことや猫のTNRのことも含めまして、そういった施設も活用しながら取組を強化していきたいというふうに思っております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

時間がないのでちょっと焦ってしまいました。二つ目の質問、ちょっと一部入ってしまいました。私の聞き方がまずかったかなと思うんですけど、新しく、三重県動物愛護推進センター（仮称）、これ、建設を始められるということですので、その概要を少しお話いただきましたけど、その概要の部分を御説明いただきたいのと、そのセンターにて、動物愛護団体の皆さん、今、団体譲渡とかしてもらっていますけれども、団体譲渡だけじゃなくて、ボランティア、動物愛護団体の皆さんと一緒に譲渡会の運営といったことをそのセンターでできないかということも2点、あわせて質問をさせていただきますので、お願いします。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 三重県動物愛護推進センター（仮称）の概要、それから動物愛護団体との協働につきまして御質問をいただきました。

三重県動物愛護推進センター（仮称）でございますけれども、これまで述べてきました事情で、動物の愛護管理の推進に必要な機能について具体的に検討を行いました。それで、犬、猫の譲渡とか、犬、猫の診察とか、災害時対応などの危機管理、それから効果的な普及啓発、この四つの機能を有する県の動物愛護管理の拠点となる三重県動物愛護推進センター（仮称）を新築により県が設置するということになっております。

それで、整備の内容ですけれども、現在の公益財団法人三重県動物愛護管理センターの敷地内に新設する予定でございます、木造で延べ床面積550平米、譲渡対象とします犬、猫の飼育室、動物愛護教室などを行う研修室、治療や不妊・去勢手術などを行う診療室、県民の方やボランティアの方が活用して活動いただけるボランティアコーナー、あるいは屋外のドッグランなどを設ける予定でございます。

これ、来年度、予算をお認めいただきましたら建築工事に入りまして、平成29年5月の開所を目指しております。

それから、動物愛護団体との協働でございますけれども、こういった新しいスペースもできるということでございます。そのため、当然こういった取組をしていくかということはこれからいろいろ御相談させていただくことでございますけれども、動物愛護団体が開催します譲渡会への協力を含めまして、それぞれの動物愛護団体の方のニーズも踏まえまして、場所を貸してくれという話なのか、一緒にやってくれという話なのか、いろいろあるかと思えます。職員の体制もまだ決まっておきませんので、そういったことも含めて、体制のほうの詰めもしまして協働していきたいというふうに思っております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。スピーディーな答弁に御協力をいただき、ありがとうございます。

協創の精神というのは、これは、動物愛護団体、動物愛護の世界というのはやっぱり非常にあらわしやすい場所なのかなというふうに思っています。動物愛護に関するすぐく熱意のあるボランティアさんもおみえですので、これから三重県動物愛護推進センター（仮称）ができるまでの間にいろいろ協議をしていただいて、そういった一緒にやっていくという形、熊本市なんかでも実際にやって成果を上げているということでもありますので、ボランティアさんとの譲渡会の協創をぜひお願いしたいと思えます。

1点だけ確認をさせていただきます。

診療室がありますけれども、治療とか不妊とかという話をされていましたが、今後、先ほど言ったTNR活動なんかで、去勢、中絶をこのセンターでもやっていく方向があるということでしょうか。それだけ確認させていただきます。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 今、そのTNR活動を保健所単位でやっているということでございます。今後、その三重県動物愛護推進センター（仮称）ができてから、そういった施設もできますので、そこでやることも可能だというふうに思いますが、まだちょっと具体的にどういうふうに進めて

いくつかということは決めていない段階だというふうに記憶しております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） せっかくつくったので、これ、熊本市動物愛護センターの状況でございますけれども、（パネルを示す）ぜひ、先ほども言ったように、TNR活動というのはやっぱり集中的にやると、手術された犬、猫が、特に猫ですけど増えます。そうすると今後増えないということですので、これは集中的に取り組む必要があると思いますので、ぜひ県のほうで積極的に実施をしてほしいということを重ねてお願いいたしまして最後の質問に移らせていただきます。

医療事故調査制度が今年の10月から始まりました。この国の整備について県の対応をお聞きするのが一つと、もう時間がないのであわせて質問をさせていただきますけれども、それぞれというか、特に三重県立総合医療センターの中で、医療事故、もしくは医療安全についての取組がどうなっているのかをあわせてお聞きします。インシデント・アクシデントの報告はされているのか、病院でどのように検証しているのかということと、医療安全管理委員会の開催状況、それから、もう一つ、最後に、今度、医療法で新しく要求されている医療事故調査委員会の組織、事故調査においては院内の医療関係の人だけなのか、事務方的人也入れているのかという点と、遺族の要求があれば、遺族に対してのその医療事故の調査報告というのは、法律では今、口頭でやると、文書までは義務化はされていませんけれども、文書での回答等も三重県立総合医療センターでは行っているのかどうかをお聞かせください。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 医療事故調査制度の導入を受けての県の対応等でございますけれども、県といたしましては、医療機能の分化・連携を進めていく一方で、医療安全体制を、これを契機として全県的に取組を推進していくことが重要であると考えておりまして、具体的には、事故発生時の院内調査等を支援する関係団体のネットワーク化、これをソフト

面で支援してまいりたいと考えておりますし、あわせまして、ハード面でも県内医療機関の医療安全に係る設備整備の補助を行うこととしてございます。

また、三重県立総合医療センターの対応でございますけれども、三重県立総合医療センター医療安全管理指針等に基づきまして医療事故が発生した場合等について対応することとしておりまして、院内には、医療安全管理対策を総合的に企画、実施する部署として医療安全管理委員会を設置し、毎月1回、定期的に会合を開催しているところでございます。

また、インシデント・アクシデント事案が発生した場合には、当事者が各部署に配置されてございますリスクマネジャーに報告をし、リスクマネジャーが院内に常設されてございます医療安全対策室に報告をし、また、医療対策室から先ほど申し上げました医療安全管理委員会に報告を行うとともに、再発防止の観点から対策について検討の上、全職員に周知を図っているところでございます。

それから、医療事故調査制度の対象となる医療事故が発生した場合でございますけれども、先ほど申し上げました三重県立総合医療センター医療安全管理指針に基づきまして、医療事故等調査委員会を開催することとしてございます。この委員のメンバーでございますけれども、院内の医療関係者や他の医療機関の医師等を想定しており、基本的には事務職員は想定はしておりませんが、ケースによっては加わる可能性もございます。

また、遺族の方々への説明につきましては、原則として医療事故調査の結果を書面にして行うこととしております。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

今、全県的に取り組んでいただいて、特に、一つ目の質問なんかでもその調査団体とのネットワーク化、これはぜひ、今回の質問のテーマでもありますけど、ネットワーク化という部分でいいますと、ここもぜひそれぞれの連携をしていただければというふうに思います。

設備に関する補助という部分がありましたので、その支援、額ですとか、こういったものに対して支援ができるのかというところをちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 金額は1000万円程度でございまして、具体的には、例えば手術の様子をカメラで記録できるような設備などを考えております。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

医療事故の部分で大事なのは、取り調べじゃないですけど、やっぱり可視化だと思うので、手術のモニターを捉えていただいて、手術の様子を可視化するというのは医療事故が起こった場合の調査という部分で非常に有効だと思いますので、ぜひ、これは1000万円ということでございますけれども、何年か継続をしていただいて、幾つかの拠点病院には配置をされるようお願いをしたいというふうに思います。

それから、遺族が望む、特にその調査報告なんですけれども、先ほど、原則、書面で交付するというふうにおっしゃっていただきました。これは、法律で義務化されていない部分を、県としてはより踏み込んでやっていただいているところかなというふうに思いますので、ここはありがたいと思います。

ぜひ、医療事故等々、不幸なことがないように取り組んでいただきたいと思いますし、もしその場合でも真摯に対応していただきますことをお願いいたします。最後、ちょっと駆け足になりましたけれども、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 48番 水谷 隆議員。

〔48番 水谷 隆議員登壇・拍手〕

○48番（水谷 隆） おはようございます。いなべ市・員弁郡選出、自民党会派の水谷隆でございます。

議長のお許しを得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

その前に、今、三重県どこへ行っても伊勢志摩サミット一色ということで、非常に元気ある三重県づくりに主役を担っていくのではなかろうかというふうに思っております。そういった中で、私も何か一つぐらいはサミットに関連する行事に参加したいなということで、先月、100日前のイベントということで、志摩市阿児町鵜方から賢島までの、ある団体の清掃活動に参加をさせていただきました。

鵜方から賢島まで約1時間余りでございましたけれども、非常に暑い日でございます、皆さんが大変汗をかいていただいております。私は、周りのごみを拾おうと紙袋を二つ持って歩いておりましたけれども、最後にたどり着いたときは空き缶1個とたばこの吸い殻1個ということで、非常にきれいに日ごろからされているということで、この伊勢志摩地域の皆さん方には大変、サミットを迎えるに当たっての心構え、気持ちが乗っているのかなというように思っております。

そこで、いろいろ一緒に歩いているお年寄り、私を含めてお年寄りですけども、いろんな話をしてまいりました。本当に明るく元気にサミットを迎えようと、そして、安全・安心な三重県づくりの中でぜひともこれを成功させていきたいなと、県議会議員さんも大変ですなと言われましたけれども、はい、大変ですよということを言っておきました。

そういった中で、いつも朝、新聞を見ておるわけなんですけれども、その中でサミット関連の記事がいろいろ出ております。今日は、某新聞によりますと、伊勢志摩サミットカウントダウンということで、熊野市の特産品キャラクターにいひめちゃん、年齢は不詳、ないしょと書いてありましたけれども、三重が世界から注目される大きなチャンス、爽やかな香りと笑顔で熊野から応援をしまーすと、こういうふうに書いてありました。大久保議員、ありがとうございます。

それと、もう1点は、サミットまで83日ということで、インクに新素材のボールペン寄贈という記事がありました。これは、第一工業製薬、三菱鉛筆という企業が、ユニボールというボールペン7000セットを寄贈されたという



ことで、このボールペンは、欧米ではもう出回っているんですけどもまだ日本では使われていないということで、この第一工業製薬の技術を使い、植物由来の新素材として期待されるセルロースナノファイバーがインクの中に配合されている、かすれにくい、滑らかに書きやすいと、こういうボールペンでございます。これを、今現在、第一工業製薬は四日市工場で新素材を増産できるようにしたい、こういうことでございます。そして、また、三菱鉛筆の社長は、日本発の新素材を、伊勢志摩サミットを機会に世界の人に試してもらいたいと、こういうことで、こういう企業も新たな素材を使っただろんな新製品を日本の中で、そして、世界に訴えて、売り出していこうと、こういう非常にすばらしいサミット効果の一つでもあります。

我々もこの大きなサミットのチャンスに向けて、やっぱり知事を筆頭に大成に導いていくということが大事でありますので、ぜひとも議員の皆さん方も協力をお願いしていただきたいなというふうに思います。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

1点目は、いつもかと言われますけれども、東海環状自動車道の早期全線開通に向けてお聞きしたいなというふうに思います。

こういった質問につきましては何回も何回も繰り返さないとなかなか進んでいかないぞという西場議員先輩のアドバイスもありまして、ぜひとも何回も何回もやりながら全線開通に向けての希望を乗せていきたいなと、このように思っております。

この東海環状自動車道につきましては、先月に東京で、東海環状自動車道整備促進総決起大会というのが開催をされました。そのときに、もちろん鈴木知事が先頭になって国のほうに訴えをするということで、約250人の方全員が鉢巻きをしながらこの大会を成功させたというふうに思っております。

東海環状自動車道は、既存の高速道路や整備中である新名神高速道路を連結し、三大都市圏の一つである中京圏や沿線地域のポテンシャルを飛躍的に高めるために必要な高規格幹線道路であるというふうに言われております。

また、中部地方では南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、大規模災

害からの円滑かつ迅速な復旧、復興を可能とするためにも強靱な高速道路ネットワークの整備が喫緊の課題というふうに言われております。

東海環状自動車道東回り区間は開通から10年が経過し、沿線の工場立地が大幅に増加するとともに、新たな住宅開発や商業開発の出店が進むなど、地域に大きな効果をもたらしております。さらには、ミッシングリンクになっている東海環状自動車道西回り区間が整備されることにより、沿線地域の活性化はもとより、新たな地域連携が生まれ、中京圏の産業発展を加速させる絶大な効果が見込まれているということでもあります。

このような中、岐阜県では、成長分野の企業立地や交流人口拡大に取り組む清流の国ぎふ2020プロジェクトが推進されているところであります。三重県では、平成33年に、三重とこわか国体の開催が予定されているなど、東海環状自動車道の早期全線開通への期待がますます高まってきております。早急の整備が強く求められておるわけでございます。

そこで、少し、パネル、映写を見ていただきたいというふうに思います。

(パネルを示す) これは、東海環状自動車道の概要を示した図でございます。意外と北のほうは結構知られておるわけですがけれども、南の方については意外と知られていないというのが現状でございますので、このパネルを見ていただいて、東海環状自動車道、これ、まずは新名神高速道路の新四日市ジャンクションから三重県はスタートしてきて、東員インターチェンジ、そして大安インターチェンジという形でできていくわけでございます。そして、養老のほうを通過して、最終的には岐阜県関市、そして美濃関ジャンクションのほうへ結びついていくと。それから、ずっと愛知県のほうへ行くと、最終的には豊田東ジャンクションのところまで結びついて、伊勢湾岸自動車道という形になっていくわけでございますね。

これは、私もこういったものについて、皆さんにしっかりとこの道路のストック効果というものをよく認識していただいて、ぜひとも早期開通に向かって皆さんの力をおかりしたいのと、このように思っております。

この環状道路は、言われておりますように、分散導入の機能とバイパス機

能、そして迂回機能というのがあるわけでございます。特に分散機能におきましては、郊外から都心部への交通を分散して導入する。複数のルートを確認していくと。それから、バイパス機能につきましては、都心に起終点を持たない通過交通をバイパスさせて場内交通と分離させていくという効果があるわけでございます。そして、迂回機能は、災害や事故、大規模な工事による交通規制、あるいは交通混雑があった場合、これを迂回誘導が可能であるという、こういう環状道路の機能があるわけでございますので、ぜひとも早期の完成に向けてお願い申し上げたいなというふうに思います。

国の道路予算の状況としましては、確認したところ、前年度と同水準が確保されており、我が国の成長力を確保するために、東海環状自動車道をはじめとする三大都市圏環状道路の整備を重点的に取り組んでいくとしております。また、その予算配分に当たっては、生産性の向上や安全・安心を含めた生活の質の向上といったストック効果が重要視されております。

このような中で、三重県区間で期待されるストック効果としましては、その一例として、トヨタ車体いなべ工場では、三河方面に1日800便あるトラックの輸送時間が最大26分、128分かかっているところが102分で26分短縮され、大幅なコスト削減につながるという期待がされております。物流がスムーズになることで経済圏域が拡大し、企業立地の推進や取引範囲の拡大、さらには新たな雇用が期待されるわけでございます。

そこで、パネルをせっかくつくってききましたのでこれを見ていただきますと、（パネルを示す）これが、今現在、平成28年度に完成予定されております東員インターチェンジでございます。私はここの横を通過して県庁に向かって走ってくるわけですが、まだまだ完全にはできておりませんので、少しずつ進んでおるように見受けられます。どうも夏ごろには開通できるというふうに言われておりますけれども、ここを中心にその上に大型商業施設がどんと構えております。これを中心に、東員町の新しい地方創生というか、雇用が、あるいはいろんな商売の繁盛とか、そういうところに結びついていくのかなという気がいたしております。

余談ではございますけれども、この図面の上のほうのところには石垣副知事の自宅がございます。これが完成すれば、石垣副知事も県庁まで来る時間が非常に短縮されますので、ぜひとも引き続きの任務をお願い申し上げたいなというふうに思います。

そういったことで、県内の整備状況としては、新名神高速道路の四日市ジャンクションから新四日市ジャンクションにあわせ、東員インターチェンジまでが平成28年度、今申し上げましたように、さらにその先、大安インターチェンジまでが平成30年度に開通する予定であるものの、大安インターチェンジ以北の開通見通しが表明されておられません。東員インターチェンジの周りの橋脚は平成13年には完成しており、私が一番最初にこの質問をさせていただいたときには橋脚がずらっと並んでおりました。そういった状況の中で、15年たってようやく順調に工事が進んできたわけでございますので、ぜひともこういった期待に背かないように、早目の開通をお願い申し上げます。

そして、民間企業が立地や進出、新たな設備投資を決断する材料としましてはやっぱり、アクセスする道路がいつ開通するか、これは大きなポイントであるというふうに思います。大安インターチェンジ以北の開通見通しが早期に公表されることは、ストック効果の発現に直結するというように思っていますので、ぜひともよろしく願いを申し上げます。

いろいろ話をしていてもいけませんので、この映写を見ていただいて少し説明をさせていただきます。（パネルを示す）

これは、東海環状自動車道西回り区間の開通を見越して、沿線企業が設備投資を少しずつ拡大してきております。特に自動車関連工業、トヨタ車体、デンソー、そして神戸製鋼、あるいは東芝、そして、東員町には、化学品の総合メーカー、ADEKAという会社もあります。ここも非常にいろいろとこれに期待して設備投資を行っておるわけでございます。ぜひとも、こういったことで、早期に開通見通しというものを発表していただいて、平成33年の三重とこわか国体までには何とか開通をしていただきたいなど、このよ

うに思う次第でございます。

次に、この映写をよろしく願います。（パネルを示す）

先ほど申し上げましたように、東海環状自動車道西回り区間が開通することによって、岐阜方面からこの工場に走ってくる、あるいはトヨタ車体へ走ってくる時、あるいは三河方面から走ってくるのに、それぞれ18分、26分の時間短縮ができると、こういうことでございます。この中で、名古屋、三河、岐阜、四日市方面へ走ってくる便数としては約1800便あるわけでございます。こういったものが大きくこの完成によりまして変化をしてくるであろうと。これが、この北勢地域の企業の発展、そして雇用にも当然結びついていくわけでございますので、こういったことにつきましてぜひよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、このパネルですけれども、（パネルを示す）これは、中部圏の国際観光、広域観光の推進に役立つと、こういうことでございます。昇龍道プロジェクトの観光の問題もあります。要するに、私としては、東海環状自動車道が完成した暁には広域観光というものに大きく寄与するのではないかとということで、この後でこれは質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

もう1点、この映写でございます。（パネルを示す）

これは、要するに、東海環状自動車道にアクセスする関連道路の整備を推進していけると、こういうことで、北勢多度線というものも4車線化していくであろうし、国道365号、これも4車線化をしていくことによって大幅なスムーズな交通が期待されると、そういったことで、いろいろな地域でいろいろなものがこれからもスムーズに行われると。

特にいなべのほうにおきましては、平成33年に三重とこわか国体が開催される予定になっております。そういったところにも、やっぱりスムーズに見物客が入ってこれるということで、これの完成を待ち遠しくしておるわけでございます。特に、シンボルマークの三重とこわか国体のイセエビをもじったマークが、東海環状自動車道が早くできないかということで待ちに待つて

おりますので、ぜひその辺につきましてもよろしくお願ひしたいというふう  
に思います。

そういったことで、今、いろいろと映写で説明しましたけれども、せつかく  
原稿もつくってまいりましたので、少し読ませていただきます。

東海環状自動車道西回り区間については、その工事中の区間については確  
実に整備を進め、開通見通しが出ていない区間については、先ほども申しま  
したように、まずは早期開通時期を公表し、全線の早期供用を図ることが重  
要であると。現在の県の取組状況、さらには今後どのように取り組んでいか  
れるのかを県土整備部長にお聞きしたいと思います。よろしくお願ひをいた  
します。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、東海環状自動車道の全線開通に向け  
ての取組についてお答えをさせていただきます。

東海環状自動車道などの広域的な高規格幹線道路の整備では、公共投資に  
よる雇用の誘発などの短期的な効果のみではなく、先ほど議員からも御紹介  
をしていただきましたが、民間企業の立地や観光交流の拡大など、整備され  
た道路が機能することによって継続的に中長期に得られるストック効果が発  
現されます。

社会資本整備の要望においては、このような効果を訴えることが重要であ  
ると考えております。道路を活用する民間企業と合同で要望を行い、開通に  
より発現が期待されるストック効果を企業の皆様から訴えていただくような  
取組を行っております。

このような取組により、平成27年度の事業費は前年度の約1.5倍に増額さ  
れました。また、本年度の国の補正予算として5億7000万円が配分され、開  
通見通しが出ている区間の事業進捗が確実に図られると期待をしております。

これも議員から御紹介をしていただきましたが、現在の進捗状況は、新四  
日市ジャンクションから東員インターチェンジ間が、平成28年、今年夏まで  
の開通予定となっております。東員インターチェンジから大安インターチェ

ンジ間は平成30年度開通予定と公表され、整備が着実に進んでおります。大  
大インターチェンジから県境間では、一部工事が着手されておりますが、い  
まだ開通予定が公表されておられません。

この大インターチェンジから県境間の開通予定が早期に公表されるよう、  
今後はストック効果に加え、まちづくりなどの地域計画や民間企業の投資計  
画に合わせた道路整備の必要性を訴えていきたいと考えております。

また、全線早期開通のため、用地取得や事業調整などで事業主体である国  
土交通省に県としても協力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔48番 水谷 隆議員登壇〕

○48番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

国の予算も1.5倍ということで、非常に意気込みを感じるわけでございま  
す。これにつきましては、東海環状自動車道整備促進総決起大会のときに、  
鈴木知事もよく似合う鉢巻きを巻いてしっかりと述べていただきました。東  
海環状自動車道、当然のことながら、この地域の地方創生、あるいは移住、  
あるいは観光に大きく役立つというように思っておりますので、ぜひ知事の  
意気込みというものをもう一度お聞かせ願いたいと思います。よろしくお  
願いします。

○知事（鈴木英敬） 私も2月3日の東海環状自動車道整備促進総決起大会に  
参加をさせていただいて、参加者全員が鉢巻きで、立ち見も出るほどのすご  
い熱気でありましたので、改めて、東海環状自動車道西回り区間の早期整備  
の期待感が極めて高いんだなというようなことを実感した次第であります。

先ほど来、議員からるあったことと若干重複しますが、この東海環状自  
動車道西回り区間ができることで、新たな企業の立地が進む、あるいは、既  
存企業の輸送費のコストダウンとかで競争力の強化が図られる、あるいは、  
広域の観光ができる、あるいは、防災、医療、様々、大きな効果、これはま  
さに地方創生につながる、そういう道路であるというふうに思っています。

歴史上初めて岐阜と三重が高速道路でつながるといふようなことでありま

すから、これは観光もそうですし、中小企業の新たなビジネスチャンスということでも、岐阜県との交流が進むことで大きなポテンシャルを持つ、そういう区間であるというふうに思っておりますので、まずは、とにかくにも大安インターチェンジ以北の開通予定が出ていないところの時期の明示、それから、事業化が決まっているところの予算の確実な確保、これに向けて国への働きかけを強めてしっかり頑張っていきたいと思えます。

〔48番 水谷 隆議員登壇〕

○48番（水谷 隆） どうもありがとうございました。力強い意気込みを感じました。要するに、先ほども知事がおっしゃったように、いなべ市大安町以北の表明が出ていないと、これがやっぱり一番の問題でございますので、ぜひともこれを早くしていただきたいなど、このように思います。

次に移ります。

2番目の移住の促進ということで、これは先ほど申し上げましたように、東海環状自動車道の早期全線開通というのは、やっぱり当然のことながら、北勢地域の移住の促進にもつながっていくということでもあります。東海環状自動車道西回り区間が全線開通することにより、産業構造が当然変わってくるわけでございます。新しい企業が進出して、その中には当然のことながら雇用が生まれるということですので、そういったものに大いに期待をしながら、三重県では、昨年10月に策定されました三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口の減少対策の一つとして、移住の促進に取り組まれております。

昨年4月には、首都圏からの移住を促進する取組を強化するために、東京にええとこやんか三重移住相談センターを開設されました。10カ月余りが経過した中ではございますけれども、移住促進のための取組について、そして、その現状と今後の方向性についてお聞かせ願いたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

〔福田圭司地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（福田圭司） 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略におけ



る重点的な取組である移住の促進について、現状の取組と今後の方向性についてお答えをさせていただきます。

移住の促進について、現在、三つの方向で市町と連携して取組を進めさせていただいておるところでございます。一つ目は、ワンストップで移住相談を受けられる体制の整備と充実、二つ目は、情報発信や移住促進に向けた機運の醸成、三つ目は、移住者を受け入れる地域の体制整備でございます。

まず、ワンストップで移住相談を受けられる体制としましては、昨年4月に、議員のほうから御紹介がありましたように、東京にええとこやんか三重移住相談センターを開設いたしまして、移住相談アドバイザーや就職相談アドバイザーを配置いたしまして、住まいや仕事など様々な相談にきめ細やかに対応できるようにしておるところでございます。

また、ええとこやんか三重移住相談センターでは、常設窓口における相談対応に加えまして、県内の市町が相談窓口を開設する移住相談会、それから、県内への就職をあっせんするU・Iターン就職セミナー、県内で事業を起こしていただくための起業相談デスクなどの相談を行う取組を行っておるところでございます。

このええとこやんか三重移住相談センターでは、開設以降、2月末まででございますけれども、約10カ月間で20代から40代の現役世代を中心に683件の相談が寄せられておるところでございます。

次に、情報発信や移住促進に向けた機運の醸成というところでございますけれども、ふるさと回帰フェアという全国規模の移住フェアがございまして、そこへブース出展を行うとともに、紀伊半島地域など広域での取組、移住プロモーションなどを行ってきたところでございます。

また、先月24日には、株式会社百五銀行と移住促進に関する包括協定を締結いたしまして、移住者向けの住宅ローンや県外店舗における三重県への移住促進などのPRについて連携を進めることとしたところでございます。

さらに、三つ目の移住者を受け入れる地域の体制整備という項目でございますけれども、移住者を受け入れる実務を中心とした、市町職員の研修会を

開催させていただいております。また、県や市町の取組について情報共有を行う市町担当者会議を常に開催して情報共有を図るとともに、空き家バンクの開設や田舎暮らし体験ツアーの実施、県主催の移住相談会への出展など、市町における移住相談体制の整備に向けた働きかけを進めさせていただいております。

現在、北勢地域も含めまして、県内18市町で相談窓口が開設されております。空き家バンクにつきましても17市町で開設されるなど、今年度に入りましてから、市町の総合戦略の樹立にもあわせまして、移住の受け入れ体制の整備も進んでいるところでございます。

また、ええとこやんか三重移住相談センターの開設先である認定NPO法人ふるさと回帰支援センターが毎年公表しております移住希望地域ランキングというのが先日発表されまして、2015年の調査におきまして、三重県が初めて20位にランクインされたと、これは、20位以内にならないと名前が出ませんので、初めて三重県という名前が出たというところでございます。少しずつではございますけれども、取組の成果もあらわれてきているのではないかと考えさせていただいております。

これらの取組は、いずれにいたしましても、市町との連携が何よりも大切でございますので、その点については十分留意して進めさせていただきたいと考えております。

今後の方向性でございますけれども、平成28年度には、首都圏において7月に予定されております、ふるさと回帰支援センターが増床、少し広げるといふ計画がございます。そこに合わせまして、ええとこやんか三重移住相談センターの部分につきましても拡張するという形で計画をさせていただいております。

また、関西圏におきましては、大阪ふるさと暮らし情報センターというのがございます。同じ団体が設置しておるところでございますけれども、これにブース出展をして、移住相談デスクを月1回程度開催できるような体制をとっていききたいというふうに考えております。

また、北勢地域への移住の対象として、中京圏への情報発信につきまして、桜通りカフェの情報発信力などを生かしまして、引き続き、働き場所の多様性でありますとか、通勤利便性と住みやすさが共存する地方都市の魅力を、北勢地域の魅力を発信していきたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにしても、今後とも移住を考える人がそれぞれの希望に沿った暮らしができますよう、市町と連携して地域の特色を生かした様々なライフスタイルを提案するなど、選ばれる三重を目指して三重暮らしの魅力を発信していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔48番 水谷 隆議員登壇〕

○48番（水谷 隆） どうもありがとうございます。

いろいろ若い世代を中心に、いろいろ相談件数も増えてきており、683件ということであります。北勢地域においてもやっぱりこういった取組をぜひしていかねばならないし、北から南へ広げていくということも大事でありますので、ぜひお願い申し上げたいというふうに思います。

東海環状自動車道が完成しますと、いなべ市というものは、今までは三重県の北の端であったわけでございますけれども、今度は北の玄関口になるわけでございます。産業や観光など、地域の発展が大いに期待をできるわけがあります。いなべ市においても今回、平成28年度の予算の中に、移住相談窓口というものを市役所の中に設置すると、そして、また、空き家リノベーション事業というものも行っていくということをお聞きしております。そういった中で、北のほうの移住というものがどんどんこれからも進んでいただけたらと思いますので、市町と県とがしっかりと連携を保った中で推進をしていただければなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

次に、観光の振興ということをお聞きしたいと思います。

まず、北勢地域の観光についてであります。

本年5月26日、27日に開催されます伊勢志摩サミットまで、先ほども申し上げましたように83日となりました。このサミットという千載一遇の好機を生かして、今後、三重県を訪れる観光客は飛躍的に伸びるのではないかと、非常に期待をしているところであります。

さて、そのような状況のもと、三重県への観光レクリエーション入り込み客数を見ますと、本県でのサミット開催決定前のデータではありますが、平成26年観光レクリエーション入込客数推計書によりますと、神宮式年遷宮がとり行われました平成25年から若干減少はしているものの、3824万人の数多くの方が三重県を訪れておるといふふうにお聞きしております。平成17年に現在の調査となってから2番目に多い入り込み客数となっております。

このことは、伊勢神宮への参拝者数が、平成25年の神宮式年遷宮の年に比べ減少したものの、好調に推移し、過去2番目の多さを記録したことや、世界遺産登録10周年を迎えた熊野古道の入り込み客数が約43万人と過去最大の入り込み数を記録したことなどが、大きな要因となっております。

また、東紀州地域への交通アクセスの向上や各観光施設における創意工夫した取組やおもてなしの向上、そして、平成25年4月から3年間展開している「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」ということにおいて、県内五つの地域に分け、部会を設け、県内各地域で官民が一体となって情報発信や連携事業に取り組んでいることが大きな要因であるといふふうに思っております。

先ほども紹介しましたように、平成26年の観光レクリエーション入り込み客数をもう少し詳細に見てみますと、地域別の状況では、北勢地域が約1670万人、中南勢地域が約612万人、伊勢志摩地域が約1047万人、伊賀地域が約297万人、東紀州地域が約194万人となっており、北勢地域にはジュニア・サミットの主会場として決定したナガシマリゾートをはじめ、ジャズドリーム長島、四日市コンビナートの工場夜景、鈴鹿サーキット、あるいは御在所ロープウェイなど、いろいろな北部地域における魅力ある観光スポット等がたくさんあります。この中で、北勢地域は全体の43.8%と県内の入り込み

客数が一番多くなっておるわけでございます。

しかしながら、テレビをはじめとする様々なメディア、県内外で配架されているパンフレットを見ますと、やはり伊勢志摩サミット開催地の伊勢志摩地域や熊野古道世界遺産登録10周年を迎えた東紀州地域の露出が多くなっているということでございます。

今後、サミットの開催が近づくにつれて、ますますメディアで開催地である伊勢志摩地域が取り上げられてくるであろうと。サミット開催を契機に、国内外から多くの観光客が伊勢志摩地域を訪れることが見込まれます。

サミットが開催される伊勢志摩地域の観光振興も重要であると考えますが、サミットの効果を一過性のものにしないうえにも、その効果を全県に波及させていくことが重要であるというふうに思っております。伊勢志摩地域に訪れた観光客が県内のほかの観光地へ訪れていただけるような取組が大変重要になってくると思います。

そこで、質問をさせていただきます。

伊勢志摩サミットを契機とした観光客の県内各地への周遊性の向上を図る上で、まずは、県内で最も入り込み客数が多い北勢地域の観光振興に取り組むことが効果的であると考えますけれども、今後どのような取組を進めていくのかをお伺いしたいと思います。

2点目に、広域観光の推進についてお聞きしたいと思います。

昨年12月4日の一般質問において我が会派の服部議員が、三重の観光活性化についてと題して、海外からの中部北陸9県へのインバウンドを推進するための広域観光の取組である昇龍道プロジェクトについての質問をされました。県当局は、この昇龍道プロジェクトの一員として、平成26年度の台北国際旅行博覧会での昇龍道パビリオンでの共同プロモーションの実施や、観光庁の広域観光周遊ルートの一つとして昇龍道が認定され、昇龍道地域の観光資源を活用した体験型滞在プログラムの開発・提供事業などにより、本県へのさらなる誘客を図っていく。また、外国人旅行者は滞在期間も長く、一つの県にとどまらない旅行形態をとることが多いことから、魅力ある観光資源

を有する地域が共同で広域の取組を進めることは非常に有効であると考えております。

外国人旅行者の誘客については、平成26年に日本を訪れた外国人旅行者が1300万人を超え、平成27年も2000万人に迫るなど、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年の訪日客数2000万人という国の目標を早くも達成する勢いがあります。

このような状況のもと、広域連携による取組が今後ますます重要であり、有効であると私も考えております。この昇龍道プロジェクトの取組は、外国人旅行者をターゲットに中部北陸9県による広域連携という大きな枠組みの中で展開していますが、本年5月に開催される伊勢志摩サミットは、外国人旅行者に限らず、国内旅行において三重県への誘客推進を図る上でも千載一遇のチャンスであるというふうに考えます。

このような状況を踏まえ、今後、国内旅行での三重県への誘客促進に向けて、県境を超えた広域観光の推進を図るべきであると、三重県として近隣の隣接する岐阜県はじめ他県と連携した取組を進めるべきと考えるところであります。また、近年では旅行形態も大きく変化し、団体旅行から個人旅行へ、店頭での宿泊予約からウェブを利用した宿泊予約など、観光客のニーズも多様化しており、観光客を満足させる上でも一つの自治体だけで全てのニーズを満たすことは非常に困難であると考えます。

最初に質問をさせていただいたように、東海環状自動車道西回り区間が全線開通することになれば、近隣府県からの三重県へのアクセスも格段によくなり、これまで以上に広域的な連携による観光振興の可能性もますます広がるのではないかと思います。ぜひこのチャンスを逃すことなく、東海環状自動車道西回り区間の岐阜県の沿線自治体を含めた北勢地域での広域観光の推進に取り組むべきと考えますけれども、県の考え方をお伺いいたします。

最後に、今後の県内各地における観光地域づくりについて質問をさせていただきます。

来年度予算になりますけれども、観光の産業化推進委員会負担金事業にお

いて、観光地域づくりのマネジメントの核となる組織である日本版DMOの創設に向けた取組を展開していくとの説明をお聞きいたしました。日本版DMOについては、様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ビッグデータ等を活用した戦略策定及び効果的なマーケティング、ウェブ、SNSを活用した情報発信などに地域が主体になって取り組む観光地域づくりの推進主体であり、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略にも位置づけられ、国も本腰を入れて観光地域づくりの核として取り組む姿勢を見せています。

そこでお聞きします。

三重県においても、北勢地域はじめ県内各地の観光地域づくり、観光振興を進める上で、今後、日本版DMO創設に向けた取組を積極的に進めるべきであると考えます。複数の市町にまたがる広域連携も聞いていますが、日本版DMO創設に向けた県の取組についてお伺いをいたします。

また、観光庁は日本型DMOとして、本県を含む複数の府県にまたがる広域連携DMO、一般財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構を登録したところでありますけれども、三重県としてのかかわり方はどのような形としてかわるのか、そして、南の地域ではございますけれども、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構も候補の一つになり得るかどうかをお聞きしたいと思います。

よろしく願いをいたします。

〔田中 功雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（田中 功） 観光振興につきまして4点御質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、伊勢志摩サミットを契機とした北勢地域の観光振興についてですが、三重県観光キャンペーンにおいて、北勢地域の10市町及び観光協会等に参画いただき地域部会を設置し、官民が一体となり、地域の魅力ある観光資源を活用した取組を進めております。

情報発信についてですが、イベントの参加者から情報の求めが多いハマグ

りや四日市とんてきなどの魅力ある食、そして、東海道、鉄道、産業観光などにテーマを絞り、北勢地域の特色を生かした発信に努めております。

また、各市町、観光協会等と連携して取り組む事業では、平成26年上期に、東員町中部公園のアジサイなど、北勢エリア10市町の花と食のスポットをめぐる花と食の回廊スタンプラリーを実施したところ、スタンプラリー達成者が951名でありましたが、参加者からいただいた御意見をもとにしっかりと結果の検証、取組の改善を行い、翌年、再度行ったところ、1795名に倍増するなど、PDCAサイクルを取り入れた効果的な事業展開が図られております。

こうした地域部会で得た仕組みや体制などの成果をベースに、これまでの観光スポットや食の魅力での展開に加え、ジュニア・サミットのレガシーを生かした取組や、昨年3月にオープンした四日市公害と環境未来館など環境をテーマに、北勢地域が持つポテンシャルを生かした教育旅行誘致などに、官民が一体となり新たに取組んでまいります。

次に、東海環状自動車道西回り区間の開通を見据えた広域観光の推進でございますが、東海環状自動車道により結ばれる、歴史的、地域的にも関係が深い岐阜県西美濃地域と本県北伊勢地域において、広域的な観光振興を目的に、平成2年に両県及び関係15市町によりまして西美濃・北伊勢観光サミットを設置したところでございます。同サミットでは、観光を通じた地域活性化や相互交流のあり方等の検討を行うとともに、メディアへの観光宣伝キャラバン、中京圏での観光物産展の開催など、関係自治体が一体となった取組を進めております。

また、平成25年11月に岐阜県と三重県の若手職員によりまして産業連携推進チームを設置し、東海環状自動車道西回り区間の沿線活性化に向けた連携事業に取り組んでおり、今年度は首都圏情報発信の取組として、1月9日に首都圏情報発信拠点三重テラスにおきましてローカル鉄道展を開催し、両県の魅力を発信したところです。

東海環状自動車道西回り区間の全線開通は、両県及び沿線自治体にとって



大きなチャンスであり、観光客の誘客促進、地域活性化につながるように、今後、関係自治体がより一層連携した取組を進めてまいります。

3点目の日本版DMOの創設についてでございますが、本県では、国の方針を踏まえ、観光地自らが稼ぎ、地域の魅力を向上させ続けるために、観光地域づくりのマネジメントの核となります日本版DMOの創設を目指し、多様な関係団体、事業者等と連携し、取り組んでいるところです。

具体的には、今年度内に県内の観光関連団体等に対して、日本版DMOの創設に向けた取組を進める意向があるか調査を実施し、資源、熟度、意欲がある団体を選定した上で現地調査を行い、各団体の課題等を洗い出し、平成28年度内の日本版DMO候補法人登録に向けた取組を進めております。

このような取組を進めるに当たり、一つ目として成功するためのマーケティングのあり方、二つ目としてターゲットの明確化、三つ目としてターゲットに向けたコンテンツづくり、四つ目として既存団体を生かした観光プラットフォームづくり、五つ目としての確かな人材確保、この五つの視点を踏まえ、候補法人登録が目的ではなく、候補法人登録後も持続可能な組織の構築を目指してまいります。

また、本取組により得ました成果を、今後、日本版DMOの創設に向けて取り組む各地域に展開するとともに、近隣府県との連携やインバウンド対応等を見据えた全県DMOの創設に向け、関係団体や事業者等と一体となり、役割及び機能、組織体制のあり方等を検討してまいります。

なお、御質問のありました公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構については、日本版DMOの対象となり得るものと考えております。

続きまして、4点目でございますが、日本版DMOの候補法人に登録されました一般財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構とのかかわりについてでございますが、一般財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構、通称関西地域振興財団は、本県も参加しており、インバウンドを中心に広域で取り組む一般財団法人であり、このたび、観光庁による日本版DMO候補法人として登録したところです。

外国人旅行者は、国内旅行者と比較して長期の旅行日程が組まれることが多く、立ち寄り先も複数の県にまたがるのが普通です。したがって、プロモーションにつきましても、県単独による取組も有効なのでございますが、広域での取組も大変重要です。

インバウンドを進める上での広域の取組としては、中部北陸9県で構成します昇龍道プロジェクトがあり、中部国際空港を起点とした誘客に広域で取り組んでいるところです。また、関西国際空港を利用して本県に来訪する外国人旅行者も少なくないことから、和歌山県と連携した国のビジットジャパン事業など、関西地域と連携した取組も行っているところです。

今年2月に本県インバウンド重点国でありますタイで開催されました、タイでは最大級の国際旅行博覧会T I T Fのジャパンパビリオンにおきまして、三重県、奈良県、和歌山県で構成する紀伊半島滞在型観光プロモーション事業実行委員会と、今回、広域連携DMO候補として登録されます関西地域振興財団が協調して一体で出展するなど、効果的な連携を行っているところでございます。

今後もDMOとしての関西地域振興財団における活動を通じて関西とのインバウンドの広域展開を進め、本県への外国人旅行者の誘致を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

[48番 水谷 隆議員登壇]

○48番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

ちょっと時間がなくなりましたので、最後の質問に入りたいと思います。

生命のメッセージ展 i n 三重ということで、今年も1月30日、31日に津市内で開催をされております。この生命のメッセージ展が三重県で開催されたのは、2005年3月に東員町の鷺見さんが被害者の遺族らと実行委員会を組織して開催したのが始まりであるというふうに伺っております。そのきっかけは、鷺見さんの当時高校2年生の息さんが疲れて帰ってきて、いつも、母

ちゃん、腹減った、御飯はという言葉と、母ちゃんは根性なしやなというような言葉でいつもお母さんと話をしていたと、そこで、この鷺見さんがこの息子のために、何とかひとつ、こういった事業をしていかなければならんというふうに決意をして、これを開いたわけでございます。

今回の展示で殺人事件や交通犯罪、あるいはいじめ、自殺などの犠牲者のそれぞれの等身大の人型パネルが掲示されておりました。遺族からのメッセージなど、いろいろなものが展示をされておまして、それを見ていただいておる皆さん方の悲しさ、涙を誘っていたわけでございます。

そこで、警察本部長に少しお聞きしたいんですけども、警察としていろいろこういったものについての施策というものをさせていただいておりますけれども、凶悪犯罪というのはなかなか絶たないところが現実であります。こういった点につきましての取組と、被害者に対してどういった支援をしているのか、今後の方向性について警察本部長にお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いをいたします。

〔森元良幸警察本部長登壇〕

○警察本部長（森元良幸） 警察におけます犯罪被害者支援の取組につきましてお答えいたします。

犯罪の被害者やその御家族は、犯罪による直接的な被害のほか、医療費負担、働き手の喪失などによる経済的困窮、周囲の無理解などの二次被害にもさいなまれておられ、自らの力だけでもとどおりの生活に戻ることが難しい状況となっています。

被害者と最も密接にかかわっている警察は、被害軽減、回復に向けた各種施策を推進しております。警察の犯罪被害者支援体制ですが、警察本部に被害者支援室、室長以下5名体制を設置しているほか、県下全ての警察署に被害者支援係を配置し、様々な支援に当たっています。

具体的な支援内容ですが、経済的な支援といたしまして、犯罪被害に係る診断書料、初診料、性病感染や妊娠という二次被害を防止するための投薬料、人工妊娠中絶費用などを公費負担としているほか、犯罪被害給付制度を適切

に運用し、経済的負担の軽減を図っています。

次に、精神的な支援といたしまして、被害者支援室に臨床心理士を配置してカウンセリング体制を強化しているほか、被害者が病院に行く際、被害者支援要員が付き添う、マスコミの取材対応に被害者支援要員が当たるなどいたしまして、精神的負担の軽減を図っております。

被害者に対する支援は、警察だけで達成できるものではありません。地域社会全体で行って初めて充実するものであり、県民の御理解、御協力が不可欠と考えています。そこで、警察におきましては、次代を担う若者に被害者が直接語りかける命の大切さを学ぶ教室や、広く県民の皆様には被害者の声を届ける犯罪被害者支援を考える集いを開催するなどして機運の醸成を図っています。

命の大切さを学ぶ教室におきましては、議員からお話のありました鷺見三重子様にも何度も御講演をいただいております。アンケートを見ますと、若者たちは、自分や他人の命の大切さについて理解を深めてくれていることがうかがえます。

そのほか、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターや生命のメッセージ展などの被害者支援団体と連携し、さらなる支援の充実と県民の皆様への周知に取り組んでおります。

今後、被害者支援に従事する職員の技能のさらなる向上を図るとともに、関係機関、団体との連携を一層強化し、引き続き途切れのない支援に強力に取り組んでまいります。

〔48番 水谷 隆議員登壇〕

○48番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

ぜひともしっかりとした取組をよろしく願い申し上げたいなというふうに思います。

最後に教育長に少しお聞きしたいんですけども、命を大切に教育ということについてと、県立高等学校でこういった取組が実際行われているかいないか、その辺、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（山口千代己） 県立高等学校では、ホームルーム活動で交通事故遺族の方を講師に招いた授業とか、定時制高校で総合的な学習の時間に生徒が登下校時に犯罪に巻き込まれないための未然防止策等についてのワークショップ等を行っております。

まだまだ十分とは言えませんが、全ての学校で命に対する気持ちを持てるように、今後とも県立高等学校、あるいは市町教育委員会と連携して進めてまいりたいと思います。

以上です。

〔48番 水谷 隆議員登壇〕

○48番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

時間が参りましたので、私の質問を終結いたします。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

---

午後1時0分開議

## 開 議

○副議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。24番 森野真治議員。

〔24番 森野真治議員登壇・拍手〕

○24番（森野真治） 皆さん、こんにちは。新政みえ所属、伊賀市選出の森野真治でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思  
います。

今日は一般質問の最終日ということでございますけれども、久しぶりに5  
人ということで、これが折り返し地点ということでございますけれども、よ  
ろしく願い申し上げたいというふうに思います。

現在、なでしこジャパンがリオデジャネイロオリンピック出場権をかけま  
して戦っていただいております。ここまで1敗1引き分けと、大変厳しい戦  
いをしております。今晚は中国戦ということでございますけれども、ぜひ残  
り3試合全勝していただいて、オリンピック出場権を獲得していただきたい  
というふうに思います。

御存じのとおり、日本女子サッカーリーグ、なでしこリーグに参戦をして  
いるチーム、伊賀FCくノーが、私の地元、伊賀市にございます。今日は、  
まずその伊賀地域の置かれている厳しい現状に対し、県の温かい支援をお願  
いするところから始めたいというふうに思います。よろしくお願ひいたしま  
す。

まず、最初に、平成27年国勢調査の速報値についてということでございま  
す。

平成27年国勢調査の速報値が先月末に発表されまして、それによりますと、  
平成22年国勢調査の確定数と比べて、三重県全体で人口は3万8897人の減少、  
世帯数は逆に1万4152人の増加ということになりました。また、このフリッ  
プを少し見ていただけたらと思うんですけれども、（パネルを示す）これは  
県内の市町別の人口と世帯数の増減というものを、トップファイブといいま  
すか、ワーストファイブといえますか、あらわしたものでございます。

伊賀市が人口で6830人、世帯数で1330世帯減少いたしまして、県内市町で  
人口、世帯数ともにワーストという大変残念な結果が出ております。全体的  
な傾向としましては、人口減少が多いのは中南勢地域のほうがたくさん出て  
います。また、世帯減少数が多いのは東紀州地域のほうがたくさん出ていま  
す。そういう傾向でありますけれども、伊賀市だけが両方ともで突出して

ワーストという大変特徴的な部分がございます。

まずは、このことについて、県としてどのように分析をされまして、また、今後どのような対応をされていくのか、お伺いをしたいと思います。

〔竹内 望戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（竹内 望） 伊賀地域の急激な人口の減少の要因、それから分析、今後の対応ということで御質問をいただきました。

議員から御紹介がありましたように、平成27年国勢調査の速報によりますと、三重県全体では5年前に比べて3万8897人、2.1%人口が減少していましたが、伊賀地域では、平成22年から8307人、4.7%人口が減少しております。また、減少率で見ますと、東紀州地域の10.0%に次いで2番目に高く、人口減少が急速に進んでいると認識をしております。

今回公表されました国勢調査のデータは、市町別、それから男女別の人口のみということで、これだけでは分析はなかなか難しいのかなと思っております。このため、平成24年から26年の3カ年の住民基本台帳等の人口増減に関するデータを分析したところ、まず、自然増減と社会増減の状況について見ますと、県全体では、3年間の人口減少数の年平均、これが約7900人となっております。内訳は、自然減が約5200人、社会減が2700人と、県全体では自然減の影響が大きいという状況でございます。

一方で、伊賀地域は年平均約1540人の減少で、内訳は、自然減が670人、社会減が約870人となっております。市ごとに見ますと、伊賀市と名張市では状況が異なっておりまして、伊賀市では自然減がやや多く、名張市では社会減が多くなっておりますけれども、伊賀地域全体としては社会減による影響のほうが大きくなっております。

社会減の状況を伊賀地域について年齢別に見たところ、これについては県全体と同じような傾向がありまして、20歳から29歳、20代の転出超過が最も多く、全体の約61%、それから、30歳から39歳を含めると約74%というふうな割合になります。

転出超過先の状況を大きく捉えてみますと、これは県全体の傾向とは違っ

ておりまして、関西圏への転出超過が最も多く、全体の約51%、約半分が関西圏への転出超過という状況でございます。

このように、住民基本台帳のデータによりますと、伊賀地域は関西圏との関係が深いという地域特性があるわけなんですけれども、社会減の要因については県全体と同様に、進学あるいは就職時における人口流出が背景にあるのではないかと考えております。

今後、今回の国勢調査に基づきまして、さらに詳細なデータ、例えば移動人口の年齢、あるいは就業状態等が順次公表される予定でございますので、そういったデータも踏まえて分析をさらに深めていきたいというふうに思っております。

それから、対応の関係なんですけれども、地方創生の取組については、県内の様々な地域でその魅力が最大限に発揮されて、県民の皆さんが幸せを感じながら暮らし続けていけるように、そういうふうな取組が必要だというふうに思っております。このため、県版総合戦略に基づきまして、自然減対策として、結婚、妊娠、子育てなどの希望がかなう少子化対策、これを全県的に展開するとともに、社会減対策としては、広域連携の取組も含め、様々な分野で地域の特性や強みを生かした効果的な取組を推進していきたいというふうに思っております。

伊賀地域は、海外に発信力のある忍者をはじめとする観光資源、あるいは伊賀牛などのブランド力のある地域資源に恵まれております。また、大阪、名古屋、両大都市圏の結節点に位置しておるということで、今後、新名神高速道路の全線開通等によりまして、地域のポテンシャルはますます向上していくことが期待されております。

県としては、伊賀市、名張市と連携をしまして、こうした伊賀地域の特性を生かして、交流人口の拡大であるとか、あるいは雇用の創出などに取り組むとともに、地域に暮らす人々の安全・安心を下支えする様々な基盤づくりに努めることで、伊賀地域の自立的かつ持続的な活性化につなげていきたいというふうに考えております。



以上でございます。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） いろいろ分析、あるいは取組についてお答えをいただいてまいりました。

昨年は県民手帳の誤植などもございまして、久しぶりに伊賀に県政なしという言葉を書きました。もちろん県として伊賀地域のためにいろいろと取り組んでいただいておりますし、これまでも取り組んできていただいております。しかし、今回の調査結果、そして今の分析でもいろいろとおっしゃっていただいておりますが、それがわかっていただいている部分はあっても、やっぱりそれが少しピントがずれている、そういうことが数字にあらわれているのではないかなというふうに思いました。いま一度、地域の課題、特性などを見詰め直し、県の施策の棚卸しをしていただいて、見直し、あるいはさらなる支援について、よろしくお願いを申し上げたいと思います。次回の国勢調査の際にはぜひいい結果が出るように期待しておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、そういった中で、地元の大きな課題としてあります伊賀鉄道に対する支援について、次、御質問をさせていただきたいというふうに思います。

今年度、県では伊勢鉄道に対しまして、今後見込まれる多額の施設整備費を捻出し、伊勢鉄道の維持存続を図るため、沿線市町とともに基金を設置するなど、支援の決定をされました。一方、私の地元の伊賀鉄道に対しては、そのような支援はされていません。

まず、初めに、伊勢鉄道と伊賀鉄道に対する取組の違いについて、その考え方や支援内容の違いがどういうふうになっているのかについてお伺いをしたいと思います。

〔福田圭司地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（福田圭司） 伊賀鉄道についての支援についてお尋ねでございます。お答えいたします。

伊賀鉄道伊賀線、現在、伊賀上野駅から伊賀神戸駅まで14駅、16.6キロメートルの沿線でございます。従来、近鉄の1路線でございましたけれども、平成16年に近鉄の廃止意向を受けて、国、三重県、伊賀市による協議の結果、近鉄と伊賀市が平成19年から28年の10年間、ともに赤字を負担しながら支えていくということで合意がなされました。

これに基づき、平成19年10月1日に、伊賀鉄道株式会社、本市は伊賀市にございまして、近鉄が98%、伊賀市が2%の出資をしている第三セクターの株式会社として、施設と車両を近鉄から借り受ける形で再出発をしたというところでございます。

これにつきまして、現時点で、平成25年度以降、今、合意をされたという御紹介がございましたけれども、29年度以降の伊賀線を支える仕組みについて、関係者で協議を重ねてまいりました結果、伊賀市が近鉄から施設、車両を譲り受け、伊賀市自身が鉄道を所有するというような形、公有民営方式と申しますけれども、そういう事業形態によって鉄道を存続させるということが合意され、平成27年3月27日、昨年でございますけれども、伊賀鉄道、近鉄、それから伊賀市の3者で確認書が交わされたところでございます。

このように、伊賀線の存続につきましては、従来から伊賀市が中心となって対応をしてきていただいております。伊賀鉄道につきましては沿線住民の輸送が中心であり、便益を受けるエリアも限られていることから、今後の経営につきましても、地元自治体である伊賀市が主体的に路線維持をしていくものと考えさせていただいております。

県としましては、他の県内の地方鉄道と同様に、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金などを活用いたしまして、国と協調して引き続き支援をしていきたいと考えております。ちなみに、今年度までの見込みでございますけれども、県では約1億1600万円余の補助をさせていただいております。

議員が参考とされております伊勢鉄道につきましては、御紹介がありましたように、地域住民の通勤、通学の移動手段だけではなく、名古屋、中京圏

と、伊勢・鳥羽方面、また、東紀州地域を結ぶ三重県の大動脈の一つとなっており、県内の交通体系全体に影響を及ぼす鉄道であることから、広域自治体としての県が主体的に関与するとして整理をさせていただいておるところでございます。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 伊賀鉄道と伊勢鉄道の支援の違いについてお答えをいただきました。

それでは、参考に少しこのフリップを見ていただきたいというふうに思います。（パネルを示す）

これは、伊勢鉄道と伊賀鉄道の利用者数についての統計を表にしたものでございます。一部統計の内訳のとり方が違ってまいりますので、全く一緒というか、通学と通勤が分かれているかどうか、分けられるかどうかという違いはあるんですけども、それ以外のところについては比較ができるかというふうに思います。

通学・通勤定期の利用者の割合につきまして、伊賀鉄道は73%、伊勢鉄道は21.7%というふうになっています。これは、先ほど地域利用がというふうにおっしゃいましたけれども、県民利用率が伊賀鉄道のほうが非常に高いというふうに言えるんじゃないというふうに思います。そういう意味で、県民利用率の低い伊勢鉄道に対して県単補助が行われているにもかかわらず、ほとんど三重県民が利用している伊賀鉄道に同様の補助がないというのは、少し納得のいかないところであります。

加えて、通学定期に注目いたしますと、伊賀鉄道の利用者の割合は57%というふうになっています。これは、伊賀地域の高等学校教育が伊賀鉄道の運行を前提に成り立っていることを示しており、もしも廃線するということになれば、バス運行等でこの人数を代替輸送することは困難でありますから、これまでの伊賀地域高等学校活性化推進協議会等で、伊賀地域全体として高等学校教育を考えるとという前提が崩れてしまうことになり、伊賀地域の高等学校教育に対して大きな影響が出てまいります。

また、平成29年度からは伊賀市が伊賀鉄道のレールや駅などの施設を所有するという事は先ほど御紹介があったとおりでございますけれども、所有後、活性化をして、年々乗降客数が増えるという大変楽観的な見通しのもとでも10年間で18億円以上を伊賀市が拠出しなければならないというふうに予想をされています。半数以上を占める通学利用のうち、多くは伊賀市と名張市を行き来していると考えられますが、先日開催されました第3回伊賀地域高等学校活性化推進協議会の中でも伊賀鉄道について取り上げられ、名張市から伊賀市の高校に通うための定期代は、名張市から距離的にはるかに遠い津市の高校まで通うための定期代の約2倍となっていることなど、利用者にも相当な負担がかかっております。これらの厳しい現状を考えたとき、伊賀鉄道についても伊勢鉄道同様に、県と沿線自治体である伊賀市、名張市が応分の負担をして維持管理するべきものと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○**地域連携部長（福田圭司）** 通学定期が非常に利用客が多い、通勤も含めまして。伊勢鉄道路線といいますのは、四日市市から津駅まで普通列車が走っておりますけれども、これは普通列車として運行させていただいておる路線でございます、これにつきましては、今御指摘のとおりでございます。伊勢鉄道は、それ以外に、南紀特急と快速みえ号を走らせておまして、これはJRから引き続いて運行するわけですが、この収益をもって鉄道経営というのを経営しております。この運行にも責任を持っているというところでございます。ですから、一概に定期券が多い少ないだけで判断することは少しいかなものかと感じますし、なお、県民が多い少ないというよりは、だからこそ地域でより盛り立てて利用していただくというのが重要ではないかというふうにも考えますので、その点は少し立場を異にするのかなというふうに考えております。

一方、名張市の件でございますけれども、三重県のほうから名張市に対してということは現在のところ考えておりません。従来、御承知かとも思いますが、平成19年度から22年度の4年間に、伊賀市、名張市で構成しま

す広域行政事務組合のほうから一定の、伊賀鉄道に移行した際には補助をしておった経緯もございます。一旦これは中断をして、今現在そういう形にはなっておりません。その辺の経緯というのは少し古いことですので詳細はわからないところがございますけれども、そういった経緯もあって、現時点では伊賀市のほうが主体的に伊賀鉄道の経営に関して当事者として御判断いただいておりますというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 考え方が違いますということでございますけれども、先ほど挙げられたような理由を言えば言うほどますます、県民以外の方が利用している率が多いということで、それであればもっと、国とか、観光庁とか、そういうところの補助とかも使ったらいいように逆に思ったりしてしまいます。

また、名張市が抜けている状態について、地元の伊賀市が主体的にということでございますけれども、伊賀市は名張市に抜けていってくれと多分言っているわけじゃないと思いますので、ぜひその辺のところ、広域の調整機能を持つ県として、もう少し頑張っていたきたいなという思いも込めて、お願いさせていただきたいなというふうに思います。

昨年、名張市でみえ現場で県議会を開催させていただきました。伊賀地域の若い皆さんから、伊賀地域は公共交通機関の利便性が悪いので住みにくいと感ずるという意見が多く出されました。子ども感ずるころに感ずたこういふ印象が伊賀地域からの人口流出を招いているとすれば、大変残念なことだと思ひます。伊賀鉄道の存続や定期代の引き下げ等に必要な県としての今後の支援を改めて要望いたしたいというふうにお思ひます。

それでは、次の項目に行かせていただきます。

福祉医療費助成制度についてでございます。

まず、一つ目、現物給付化についてでございますけれども、知事の政策集の中に子どもの医療費という欄がございます。このところに現物給付化に

ついて記載がありまして、引き続き、窓口負担廃止についてもニーズが高いことから、当面、ひとり親家庭等の真に支援が必要な対象者に絞って検討を行いますというふうに記載をされています。当選後、このことについて、どのような内容やスケジュール感を持って検討を進められているのか、まずは伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 子ども医療費の窓口無料化、いわゆる現物給付化について、政策集に示されているけれどもどのように検討していくのかということでもあります。

一人親家庭等医療費の現物給付は、31都道府県で実施されています。しかし、そのうち19都道府県については、一部自己負担金を医療機関の窓口で支払うこととされています。本県におきましては、一部自己負担金の支払いも求めておらず、2カ月ほどで償還されている現状であります。

現物給付化につきましては、緊急対応時や低所得世帯などでのニーズがあることは、私も小さい子どもを育てておりますので十分承知しておりますが、一方で、現物給付を実施すると、医療費の増加により、県や市町の財政に与える影響が大きいといった課題も指摘されています。

いずれにしましても、これまでも答弁しておりますけれども、一度導入して、財政状況が悪化したからやめるというわけにはいかず、制度を持続していくこと、また、県が関与するなら全市町で足並みをそろえることなどが肝要です。それが、県民にとっての安心にもつながり、有益であると考えています。

一人親家庭等医療費については、政策集でお示ししたとおり、子ども医療費のあり方を検討する中で、私個人としては優先度の高い対象と考えています。しかしながら、福祉医療費につきましても、市町の実情やニーズも様々ですし、市町の地方創生、特に自然減の取組における優先度も様々です。政策集は4年間の取組を記したものであり、現在、内部の検討にとどまっておりますけれども、ですので、具体的な対外的な手順やスケジュールというも

のが確定しているわけではありませんが、まずは何より市町と丁寧に見解交換しながら検討を進めてまいりたいと考えています。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 政策集に書いていただいているとおりのことで、もうちょっと具体的にスケジュール感等が教えていただければありがたいなと思って聞かせていただいたんですけども、まだそこまで至っていないということでございます。

それと、これまで実は何人かの首長さんが、選挙の際に現物給付化を公約に掲げられて当選をされています。実施に至ってはおりませんが、しかし、今回初めて鈴鹿市で、平成29年4月からの3歳未満の子どもの子ども医療費の現物給付化について、実施に向けて準備をするという報道発表が行われました。県として、これに対して補助をどういうふうに行っていくのか、現在どのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 鈴鹿市の今回の乳幼児医療費の現物給付化に向けた準備についてでございますけれども、このことにつきましては、鈴鹿市におきまして、制度の持続性、給付と負担のバランス、他の福祉医療費助成制度とのバランス、医療提供体制の整備のあり方などを総合的に勘案して取り組まれるものと考えているところでございます。

鈴鹿市に対する補助については、これから検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 実施の可否も確定していないということと、これから鈴鹿市と話し合っていくと、そういうことだったと思うんですけども、一番心配しているのは、今、こちら側が現物給付化について議会としてお願いしている際に、医療費が増えるとか、いろんなことがあるのでということをおっしゃっています。

そういう部分で、今は市の補助額の半額を県が補助しているわけですけれ

ども、それがもし償還払いから現物給付になったとして、その年齢の分をきちっとこれまでどおり半額補助してやっていただけるのかという部分がやっぱり大きな心配だというふうに思っています。

よもやその分で、医療費が増えると見込まれる分を減額して補助をするなんていうことは考えてはいないと思うんですけども、いずれにしても、もし鈴鹿市が、これ、導入された場合、直ちにそういうことをするんじゃないかと、今、自動償還払いを既に行っている中で、議会としてはそんなに医療費は増えることはないだろうという考え方が大勢を占めているという部分もございます。

そういうことも踏まえて、まずはやっぱり今までどおりきちっと半額補助をして、その後、様子を見ながら、よっぽどそれまでよりも増えたという、それが現物給付化したことによってかかりやすくなったから、今まで受診抑制がかかっていた部分がかかったというのは、これはいいことなので、それは減額対象にしてはいけないと思いますけれども、いわゆるコンビニ受診とか不要な診療が増えたということが確定的でない限りは、県の補助金の中のいわゆるペナルティーみたいな措置についてはやってはならないというふうに考えております。これから話し合いということでございますので、強く要望しておきたいというふうに思います。

また、現物給付化については知事の公約の中にも書いてあることでございます。今、改めて党派としても一定の考え方を要望書の形で提出させていただきたいということで話もしているところでございます。ぜひとも今後も前向きに検討をお願いしたいというふうにも思います。

次に、子ども医療費の対象年齢拡大について御質問いたします。

鈴木知事が就任されるまでは、私も何度も要望しましたけれども、小学校就学前よりも拡大されませんでした。知事の思いによりまして、当時、県内全市町で単独事業により小学校卒業までの入通院を助成はしていなかったというふうに思いますけれども、全市町の協力を得て実施をされました。しかし、その後は再び、どれだけ要望しても年齢拡大されない状態になっています。



一方、各市町ではその後も順次、単独事業での年齢拡大が実施され、今では中学校卒業までの入院については29市町全てで実施されています。また、外来につきましても、27市町で実施済み、または実施を表明しています。これは、少子化のさらなる進展や子育て中の皆様からの要望などにより、現場に近い基礎自治体である市町の肌感覚から単独事業での実施に至っていると考えられます。

昨年6月の下野議員の質問に対し、三重県の子ども医療費の助成額の一般財源に占める割合は全国第4位であり、県の対応としては、制度全体を見れば、必ずしも遅れているとまでは言えないと考えているとの答弁でございました。しかし、それはあくまでも一般財源に占める子ども医療費助成額という一施策の割合でありまして、一般財源に占める子育て支援策、あるいは少子化対策費全体の割合を指しているわけではありません。一般財源に占める子育て支援策や少子化対策費の割合の全国順位を調査したような資料はないということでございますけれども、本来県としては、少なくとも予算ベースで頑張っているかどうかということは、このレベルで話をしないと総合的な話にはならないというふうに思います。

そこで、このパネルを見ていただきたいと思うんですけれども、（パネルを示す）このパネルは、三重県及び全国の合計特殊出生率の推移と三重県の全国順位の推移を示したものです。

見ていただければわかるとおり、日本の合計特殊出生率は少しずつ回復傾向にございます。一方、三重県の合計特殊出生率は回復傾向にあるとは言えず、そういう中で、全国順位はどんどんと低下をしています。一部の施策を取り出して全国順位が高いというのは勝手ですけれども、結果にはあらわれていないというのが実態でございます。むしろ、もっと頑張って子育て支援策や少子化対策の充実をしないといけない状態であります。

こういう中で、県民により近い全市町が行っている事業に対しては、出し惜しみするのではなく謙虚に支援していくべきであって、県が補助をすればその分、各市町はさらなる年齢拡大や他の事業の実施や拡充など、基礎自治

体として必要な子育て支援策をさらに充実させることができ、少子化による人口減少に対する効果が期待できるというふうに思います。平成28年度においても、なぜ中学校卒業までの年齢拡大をしないのか、お伺いをいたします。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 子ども医療費の対象年齢拡大につきましては、今、議員からお話ございましたように、当県といたしましては平成24年9月から入通院とも小学校6年生までに拡大したところでございまして、全国的に見ますと、入院について中学校卒業まで対象としているのは14都県しかなく、このうち12都県は一部自己負担金を求めています。

なお、24府県に至っては、入通院とも小学校就学前までを対象としている状況であり、このような中で、本県は一部自己負担金の支払いを一切求めているという状況でございます。

県といたしましては、各市町の動向を把握してはおりますが、全ての市町が県が定める対象範囲を超えて対象を設定したからといって、直ちにこれに追随するものではございません。子どもの医療にかかわる大事な制度でございますので、一度導入して、財政状況が悪化したからといってやめるわけにはいかず、制度を持続することが肝要であり、県民の方々にとって有益であると考えております。

また、県民の方々が住みなれた地域で安心して暮らしていただくためには、限られた財源の中にあっても、医療従事者の確保をはじめとした各種の医療提供体制の整備にも取り組んでいかなければなりません。こうしたことを踏まえ、子ども医療費の対象年齢拡大につきましては、本県の実情に鑑み、給付と負担のバランスも勘案しつつ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 一度始めたからといってやめるわけにはいかないのという非常に慎重な考え方もあるということですが、実際全市町でやっ

ているわけですから、県が単独でやっているんでしたら県がやめるといったら影響があるかもしれませんが、実際もう、補助、助成はされているわけですね。それに対して、県のほうも市町を助けていったらどうかということを書いているので、住民の方に直接影響が出たり入ったり、あるような話をしているわけではありません。

また、先ほど、そんなお金があつたら医療提供体制の整備に回されたいというふうにおっしゃいました。医療対策局長なのでそういうお考えなのかもしれませんが、この施策というのは、私は子育て支援策とか少子化対策の施策だというふうに思っているんですね。確かに医療が対象ではあるけれども、病院にかかれぬというか、プラスで普通ならかかれぬ医療を提供するわけじゃなくて、子育て世代の金銭的な負担を軽減して、子育て支援、少子化対策につなげようという意味合が物すごく強い部分だと思うんですね。

そういう中で、この対象年齢拡大をしない理由に医療提供体制の充実というのは、いかにもちょっと考え方としていかがかなと思うんですけども、健康福祉部や知事も同じように思っているのか確認させていただきたいと思います。

健康福祉部長、どうですか。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 予算をどういったところにウエートを置くかということ、そのときそのときのいろいろな状況がございまして、現在はそういうことで判断しているというふうに理解しております。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 信じられないですね、本当に。せめてほかの子育て支援策とか少子化対策に回したいというのならわかるんですけどね。部長もそうだというのなら非常に残念です。

私としては、少子化対策、非常に待たなしの状況ですので、いま一度歳出を見直していただいて、捻出する努力をしていただいた上で、ぜひ導入していただきたいというふうに思います。

ところで、昨年6月に、下野議員の質問に対して、私、関連質問をさせて

いただいたときに、対象年齢拡大に対して必要な予算額についてお答えをいただくことができませんでした。

入院分を中学校卒業まで対象年齢を拡大する際に必要な予算額はどのぐらいになるのか、改めてお伺いをいたします。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） お時間をいただいていますか。間違えたことを答弁してもいけませんので、確認の上、また何らかの形で御回答申し上げたいと思っております。

失礼します。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） あの後、そのときに手持ちがなかったのかということで、担当の方が来ていただいてお聞きしたのでは、1年間で入院分は大体2100万円ぐらいですというふうなお答えでございましたので、多分それで間違いはないと思うんですけども、だとすれば、今年から導入していたとして、残り3年間の間で大体6300万円の予算があればできるということになります。

ちなみに、総務部長にお伺いしたいんですけども、今議案に提案されております知事の給与等の特例措置の廃止についてでございますけれども、今後3年間で必要な給料、期末手当、退職金の増額分についての総額はどの程度なのかお示してください。

○総務部長（稲垣清文） 正確な数字はちょっとわかりませんが、先ほどおっしゃった子ども医療費の関係の部分に相当するような額だと思っておりますけれども、正確な数字はわかりません。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 別に振りかえろという話をするわけじゃないんですね。知事はもちろんそれだけ働いていらっしゃるし、もらっていただくことは当然だと思うんですけども、それと同じくらいの金額だということだけ確認させていただきたいというふうに思います。

次に、発達障がいについて御質問をさせていただきます。

発達障害者支援法が平成17年4月に施行されました。発達障害者支援法で

は、これまで制度の谷間に置かれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた発達障がい者を、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象とされました。

また、この法律では、発達障がいのある人が、生まれてから年をとるまで、それぞれのライフステージ、年齢に合った適切な支援を受けられる体制を整備するとともに、この障がいが広く国民全体に理解されることを目指しています。

発達障がいは、脳機能の発達が関係する生まれつきの障がいです。発達障がいがある人は、その障がいゆえに、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手であるとされています。また、その行動や態度は、自分勝手とか変わった人、困った人と誤解され、敬遠されることも少なくないようです。しかし、それが親のしつけや教育の問題ではなく、脳機能の障がいによるものだと理解されれば、おのずと周囲の人の接し方も変わってくるのではないのでしょうか。

このフリップをごらんください。（パネルを示す）

このフリップは、厚生労働省のホームページに掲載されている発達障がいの説明です。フリップの上に、「ここでは、発達障害のある人を理解するために、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、主な発達障害の特徴を紹介します。なお、発達障害は、複数の障害が重なって現れることもありますし、障害の程度や年齢（発達段階）、生活環境などによっても症状は違ってきます。発達障害は多様であることをご理解ください。」という注意書きがあるとおおり、発達障がいは、これらのタイプのうちどれに当たるのか、実際には障がいの種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。

また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期に

より診断名が異なることもあります。どんな能力に障がいがあるか、どの程度なのかは人によって様々です。また、子どもにも大人にもこれらの特徴を持つ人がいます。発達障がいは、障がいの困難さも目立ちますが、すぐれた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障がいです。そのため、先ほど紹介したような印象を持たれていることが多くあります。

近年の調査では、発達障がいの特徴を持つ人は決してまれな存在ではなく、身近にたくさんいることがわかってきました。発達障がいの原因はまだよくわかっていませんが、現在では脳機能の障がいと考えられていて、そのため、小さいころからその症状があらわれているとされています。

ここで大事なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった、その人に目を向けることであり、その人その人に合った支援があれば、誰もが自分らしく生きていけるのが発達障がいです。

文部科学省により、平成24年に全国の公立小・中学校で約5万人を対象にした調査結果がございます。発達障がいの可能性のあるとされた児童・生徒の割合は6.5%、15人に1人の割合でした。ただし、これは通常学級に通う児童・生徒を対象にしているため、特別支援学校に通っているなど、知的障がいにより通常学級に通っていない発達障がいの児童・生徒などはデータから除かれていることや、あくまで発達障がいについて知識のある教職員などによる見立てであり、医師の診断を受けた割合ではありません。しかし、正確な割合はともかく、発達障がい生まれつきの脳障がいであり、治ることがないということから、この割合は全年齢にわたると考えられ、したがって、社会全体では相当な人数になります。

本県では、発達障害者支援法の施行以降、乳幼児健診や、保育園、幼稚園、学校等での発達障がいに対する知識や理解が浸透してきており、今の子どもたちは、早期発見と適切な支援を受けられるようになってきました。しかし、社会全体を見渡すと、教育現場や発達障がいの子どもを持つ親やその周りの

人々を除いては、まだまだ発達障がいに対する認識や理解が進んでいないのが現状です。

学校現場では、高等学校卒業までは、パーソナルカルテの活用など、途切れない支援に取り組み始めていただいています。そこで、今日は、高等学校卒業以降、高齢者に至るまでの大人の発達障がいのある方への支援についてお伺いしていきたいと思います。

先日、発達障がいのある方を家族に持つ家族会の方々とお話をする機会がありました。ある方は子どもさん、ある方は配偶者、ある方は配偶者の親が発達障がいのある方など様々でございましたが、家族が発達障がいだとわかるまで、いろんなところに相談や診療に行ってもなかなか発達障がいという診断に至らず、何をどうしていいかわからずパニック状態になって本当に大変だったけれども、発達障がいとわかった途端に本当に楽になった、もっと早くわかっていればと思う、多くの同じ悩みを持つ方々を救うためにも、発達障がいに対する施策をもっと充実させてほしいと強く願っておられました。

そこでお伺いいたします。

社会問題になっているひきこもり等の無業者問題があります。子どものころから社会に出られずにいる方や、一度社会に出たもののうまくいかずドロップアウトしてしまった方など様々ですが、その中にもかなりの数の発達障がいのある方がおられます。発達障がい者としての適切な支援が受けられれば問題解決が進むはずですが、そのためには適切な診断と家族の理解、特性に応じた就職先の紹介、そして、雇用する企業の理解、これらが整わなければなりません。逆に言えば、これらをきちんと整えられれば、ひきこもり状態から抜け出せる方が多くおられるということです。

国は、15歳から39歳までの若年無業者については地域若者サポートステーションで取り組まれていますし、県もおしごと広場みえで取り組まれています。しかし、これらの事業もまだまだ周知が進んでいないようですし、40歳以上の就労支援策や訪問事業等の掘り起こしなどに課題があるように思います。お考えをお伺いいたします。

また、発達障がいであることを理解するためには、医師の正しい診断が必要です。先ほどのお話にもあったように、大人の発達障がいを正しく診断できる医療機関はそれほど多くないようです。家族会の方も、発達障がいを精神疾患と診断し、向精神薬等を投与して、状況が改善どころか、かえって悪くなってしまった方もいるとおっしゃっていましたが、多くの発達障がいの患者が、難治性鬱病や躁鬱病、統合失調症、もしくは人格障がいと誤診され、効果のない高価な薬剤を延々と処方されていると言われていています。大人の発達障がいに対応できる医療・福祉関係者の充実に向けた取組が必要と考えますが、いかがでしょうか。

そして、現在就労中の方々についても、雇用している企業等に理解がなければ、配置転換を期に本人に大きなストレスがかかってしまい、仕事上や家庭などでいろいろなトラブルが発生したり、離職に至ってしまうことが考えられますが、企業等に対する啓発などの取組について伺います。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 発達障がい者の支援について何点か御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、発達障がい者の方の支援につきましては、各市町が設置しております相談支援センター等におきまして一般的な相談支援として実施するほか、県が県内9カ所に設置しております障がい者就業・生活支援センターにおきまして、ハローワーク等の関係機関等と連携しながら、就職先のアドバイスや職場実習のあっせん、職場訪問による定着支援等の就労支援とともに、生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等への助言など、就労に伴う日常生活、または社会生活上の支援も行っております。

その中で、特に発達障がいの方につきましては、専門的な相談対応のため、県内2カ所に設置いたしました、三重県自閉症・発達障害支援センターにおきまして生活面全般の個別相談に応じておりますが、特に今年度からは、発達障害者地域支援マネージャーというものを配置いたしまして、障がい者就業・生活支援センターと連携いたしまして、就労に必要な助言、指導等を



行っているところでございます。

発達障がいの方につきましては、議員から御指摘がありましたように、コミュニケーションが苦手であるとか、集中できずじっとしてられない、読む、書く、計算するのが苦手とかありますけれども、一人ひとりに違った障がいの特性があり、就労する上での妨げになっているというふうに思っております。このため、障がい者の就労支援として実施されております就労継続の訓練でありますとか、それから、就労後、就労定着を支援します障がい者就労安心事業等の実施に当たりましては、このような課題を解消できるよう、一人ひとりの障がい特性に合わせた配慮を行っているということでございます。

それから、潜在している発達障がい者の方ですけれども、発達障がいに気づかず生活にお困りの方をどういうふうに把握して、就労等の支援にどのようにつなげていくかも課題というふうに認識しております。このため、生活保護の相談でありますとかハローワークの一般相談等の相談窓口に加え、今年度から取り組み始めております生活困窮者自立支援制度の取組などが連携することによりまして、そのような方を把握し、必要な支援につなげられるよう努めているところでございます。

それから、お話のありました、ひきこもりにつきましても、発達障がいが大きくかかわっているとされております。ひきこもりの状態にある方、ほとんどの場合、御本人やその御家族が障がいの認識がないというようなこともございます。そうした場合の就労に向けた相談は、地域若者サポートステーション、そういったところになされることが多くなっています。こうした相談支援が行われる中で発達障がいがあると見込まれるケースにつきましては、障がい者就業・生活支援センターや三重県自閉症・発達障害支援センターに連絡をいただいております、必要に応じてこちらのほうから訪問して支援を行っている、そういったことをやっている実績もございます。

今後は、地域若者サポートステーションと、障がい者就業・生活支援センターや自閉症・発達障害支援センターとの連携を密にいたしまして、これは

ケースごとの対応となりますけれども、検討していきたいというふうに思います。それらを含め、今後関係機関の連携を深めまして、相談支援を充実させていきたいというふうに思っております。

それから、医療とか福祉関係者の研修ということでございます。

発達障がい、議員から御指摘もございましたけれども、主に生まれつきの脳機能障がいを原因に乳幼児期から生じるとされておりまして、脳機能の発達のアンバランスを特徴の一つとしております。コミュニケーションとか対人関係をつくるのが苦手な方が多く、周囲の理解がないといじめに遭ったり学校や職場で孤立するということで、早期からの適切な支援を受けないと、それが原因となりまして、情緒不安や不適応行動など二次障がいが生じてしまうことも少なくありません。このため、県では、幼児期とか乳幼児期におきましてはCLMと個別の指導計画等の仕組みを普及させておりますが、そういった中で見過ごされたまま成人になるということで、情緒不安定や二次障害が生じ、精神科に受診となる、そういう場合も散見されます。

それから、これも御指摘がございましたが、発達障がいにつきましては、発達障害者支援法ができたのが平成17年ということで、まだ施行されて間もないということなどがございまして、比較的新しい概念であることから、市町とか学校とか関係機関への啓発、これを十分に行う必要がありますが、特に医療機関につきましては的確な診断をしていただくということが大変重要であろうかと思っております。

こうした中、精神科の医療機関におきましては、発達障がいをテーマとした院内研修を開催されるところが増えております。それから、昨年9月に開催されました、三重県精神科病院会主催のフォーラムでも、基調講演のテーマとして、成人期の発達障がいを取り上げられまして、活発な議論が交わされているなど、関心は高まりつつあるというふうに思っています。

こうした機会を捉えまして、県といたしましても、早期発見・治療及び的確な診断が行われるよう、医療従事者を対象とした研修、今やっておりますけれども、この実施について検討していきたいと思っております。

それから、最後、企業等を含めました啓発です。発達障がいの方は障がいのわかりづらさから周囲の誤解を受けやすいということですが、その障がいの特性を御本人や家族、周囲の方がよく理解して、その人に合ったやり方で、日常の暮らしや学校や職場での過ごし方を工夫することができれば、持っております本来の力が生かされるというふうに言われております。

障がい児につきましては、先ほど申し上げましたような取組の中で県民への啓発も努めていくこととしておりますが、三重県自閉症・発達障害支援センターにおきましては、発達障がい者に対する理解を深めるため、福祉事業所や教育機関等の関係者をはじめ、一般の方も含めた幅広い県民の方を対象とした講演会も実施しております。

それから、毎年4月2日が世界自閉症啓発デーになっております。その中で、ポスターやチラシの配布を行うなどの啓発活動、それから、ブルーライトアップ活動もやっております。

その中で、企業に対する啓発としましては、障がい者就業・生活支援センターにおきまして、企業訪問等によりまして、障がい者の職場実習のあっせんや就労継続のための雇用管理に対する助言、支援等を実施しております。その中で、発達障がいをはじめとした障がい者への理解と、能力、特性、それらを踏まえた雇用における必要事項等への配慮について助言を行っております。

今後は、こうした県民の理解がさらに深まるように、市町の関係者とも連携いたしまして、事業の内容や広報の方法、これはちょっと工夫をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） いろいろおっしゃっていただきました。ぜひともよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、最後に、消防団員の確保対策についてお聞きしたいと思います。消防団は、各地域での災害対策に欠かすことができない存在でございます。

また、防災に対する県民意識調査においても、消防団に期待する活動として、火災時の消火活動や大規模災害時の救援、救護、避難誘導、風水害時等の水防活動など、幅広い役割が求められています。

消防団員の皆さんは日常の仕事を持ちながら地域のために頑張っていただくわけですが、一方で、消防団員の高齢化や団員の減少というのは大変大きな問題になっております。

フリップを見ていただきたいと思うんですが、（パネルを示す）消防団員数、全国、三重県、ともに減少傾向にあります。最新の平成27年の団員数については1万3844人ということになっておりますけれども、これは速報値でございますので、確定値は1万3847人でございますので、御訂正をお願いしたいというふうに思います。

また、平均年齢も大変上昇傾向が続いておりますので、このフリップをごらんいただくとおり、（パネルを示す）年々上昇しております。

こういう状況を踏まえ本議会でも、私を含め多くの議員から、消防団員の確保や処遇改善、機器整備、消防団協力事業所への優遇措置などの要望が行われているところでございますけれども、最近の新聞で、岐阜県が新年度から、消防団員の確保のために事業税を最大200万円控除するという抜本的な対策を行うと掲載されています。これは以前、稲垣議員のほうからも、消防団事業所への税控除について御質問させていただいておりますけれども、今後検討したいということでございました。質問から1年以上たっておりますけれども、検討状況と今後の取組についてお答えをいただきたいというふうに思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 消防団員の確保対策についての御質問でございます。

消防団員の7割以上がいわゆる企業で働くサラリーマンでございますけれども、そうした中では企業の理解と協力というのは確保に欠かせません。一方で、地域の理解と協力、これが必要なことも言うまでもありません。

企業の理解と協力という観点からは、先ほど御紹介のあったように、入札や税といった企業のインセンティブを働かせるような優遇措置が導入されておりますけれども、例えば長野県や静岡県の子会社等への減税措置を見ても、どちらの県も減少率に歯どめがかかっておらず、制度導入後も、その年からの三重県の減少率と比較しても両県のほうが高いという状況にあります。そうした点から見ても、これらの取組が必ずしも団員の確保には結びついていないのではないかと、そんなふうと考えております。

県としましては、むしろ地域の理解、こちらのほうを得るという観点に軸足を置きたいと考えておまして、地域における消防団の役割や意義を住民の皆さんが理解していただくと、そうした方向を目指したいというふうと考えております。いわば、確保対策の前提としての素地をつくるというか、そのことが、ひいては企業の理解と協力にも結びついていくと、そんなふうと考えておまして、本年度からは、ちから・いのち・きずなプロジェクトというのを開始しております。これは、消防団と自主防災組織がそれぞれの役割分担を地域ごとにやって、そして地域にすき間のない防災体制をつくるということで、ひいては、結局その地域の消防団の意義を住民の皆さんが知っていただくということにつながるかというふうと考えております。

一方、素地づくりだけではなくて、このプロジェクトでは消防団員確保対策のための調査事業も今年度実施しております。中でも私たちが注目しているのは応援の店制度でございます、これは消防団を応援するものでございます。昨年度、岐阜県への訪問調査をしましたが、今年度は全国都道府県アンケート調査もやって、その後、島根県、愛媛県等々、訪問調査もやっております。これらのアンケート調査や訪問調査の結果は、本年度末に取りまとめたいと考えております。

来年度も、引き続きこのちから・いのち・きずなプロジェクトを実施するとともに、調査結果を踏まえて、市町、県消防協会とも協議しながら、いわば三重県版の応援の店制度といえますか、そうした三重県の実態に合った具体策の構築を目指したいと考えております。

以上でございます。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 消防団員の確保は本当に喫緊の課題でもございます。ぜひとも有効な対策を打っていただくようによりしくお願い申し上げます、時間が参りましたので質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 34番 中嶋年規議員。

〔34番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

○34番（中嶋年規） 伊勢志摩サミットの主会場であります志摩市選出の自民党の中嶋年規でございます。

まず、冒頭に、本年2月6日未明に発生しました台湾南部地震では、台南市を中心に多くの死傷者、行方不明者が発生し、甚大な被害となったところであります。亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々の一日も早い復興をお祈りするところであります。

こうした状況を踏まえまして、私が本年度から会長をさせていただいております日台友好三重県議会議員連盟では、県議会議員全員に義援金を募りました。全議員の御賛同を得まして、目標額を上回る40万円を集めることができました。改めて、議員の皆様方、本当にありがとうございました。

また、県のほうも職員有志の皆さんが、海外の災害に対する援助としては過去最高額の200万円を超える義援金を出されたということでございまして、深く敬意を表するところでございます。

ちょっとこちらの写真等をごらんいただきたいんですが、（パネルを示す）これは、我々日台友好三重県議会議員連盟で、2月21日から3日間、本県の観光PRの取組などを調査するため、16名の議員で台湾を訪問させていただきました。その際、地震被害のお見舞いと復興への激励のため、台湾政府の日本の窓口となっております亜東関係協会の蔡秘書長と面談をいたしました。そのときに、義援金の目録を贈呈しているのが下の写真であります。ちょっと暗いので誰が誰かわかりづらいですけれども、真ん中に立っている

のが蔡秘書長で、その横にいる顔のでかいのが私です。蔡秘書長から、上にありますような感謝状をいただいたところであります。引き続き、被災地の復興を願い、今後ともさらなる交流を推進していきたいというふうに思っております。

それでは、発言通告に沿いまして質問に入らせていただきたいと思いますというふうに思います。

ジュニア・サミットの開催まで49日、伊勢志摩サミット開催まで83日となりました。住民懇話会も一巡いたしましたして、規制や警備に関する質問が多く出されたところであります。県警本部には、丁寧かつ丁寧な情報提供や、地域住民とのパートナーシップをさらに深めていただく努力をお願いするところであります。

ポストサミットのことについて今からお伺いしますけれども、ポストサミットというのは待っていて与えられるものではなくて、我々がやっぱりつくり上げていかなきゃいけない、そんな思いで質問をさせていただきます。

昨年6月5日の伊勢志摩サミットの開催決定の1週間後にこの議場で一般質問をさせていただく機会をいただきました。そのときにも、ポストサミットの取組について幾つか御提案をさせていただいたところであります。

日本型DMOの導入ということも御質問させていただきました。これにつきましては午前の水谷隆議員からも御質問いただいたところでございまして、県のほうも前向きな取組をさせていただいております。

統合型リゾート、IRということへの挑戦はどうだということをお尋ねしましたが、これにつきましては、国会で法案が継続審議となっておりますので、今のところ動きがとれないというところだというふうに思っております。

それから、食の産業振興との相乗効果をポストサミットとして狙ってはどうかという御提案をさせていただいたところ、今回の予算案の中にもポストサミット事業として、みえの農林水産物の魅力総合発信事業、「みえの食」グローバル市場獲得推進事業という具体的な取組を予算計上させていただいております。ぜひその成果を期待するところであります。

本日は、最高峰の国際会議開催を受けて、海外に目を向けた取組のうち特に力を入れていただきたい外国人誘客、インバウンドと、MICEの誘致について伺いたいというふうに思います。

ポストサミットのインバウンド関連事業として、欧米市場とか富裕層をターゲットにした海外誘客推進プロジェクトとか、みえゴルフツーリズムの推進に係る事業というのを今回新規事業で上げていただいております。その陰にひっそり隠れているような事業なんですけど、地域活性化（観光活性化）ファンド組成事業という2000万円の事業があります。実はこの事業、ひっそり隠れているようなんですけど、私、今回の予算案の中でこの事業が一番いい事業というふうに高く評価をさせていただいております。

この事業の内容は、観光事業者がインバウンド需要へ対応するための施設整備などを進めるために必要とする長期資金について、資本性劣後ローンの供給を行う仕組みをつくっていかうという事業でございます。

資本性劣後ローンって何ぞやということで、説明のパネルを用意させていただきました。（パネルを示す）

資本性劣後ローンというのは債権の支払い順位が劣るローンのことでございまして、もしも倒れたときには貸した側が回収が困難、いわゆるリスクマネーと言われるものであります。今回の資本性というところなんですけど、普通、借金というのは負債になるわけですけども、それが右の上の図になるわけですが、青の部分が増えてしまう、負債が増えてしまうというのが普通の借金です。今回の資本性の場合、それを資本とみなすということで、自己資本比率が低下しないということで、バランスシート上は非常に健全性が保たれるわけでありまして。

高目の金利設定だとか返済期間が長期にわたることが多いわけですが、実は今、伊勢志摩、特に私の選挙区の志摩地域では、リゾート法が適用されてバブル経済華やかかなりしころ、中小の旅館とかホテルがかなりいろんな新築、改築をしました、それから約25年が経過して、バランスシート上は余りよろしくない、だけれども、新たなことにチャレンジしたい、インバ



ウンドにチャレンジしたいという、そういう旅館とかホテルが新たな投資を行うにもなかなかお金を貸していただけないという現状が長く続いております。

こういった中、今回のこのチャレンジというのは、そういうバランスシート上は余りよろしくはないけれどもこれから伸びるであろう旅館だとかホテルが新規投資をするときに、よし、背中を押してやろうという、非常にチャレンジャブルな事業だというふうに評価をしておるところであります。

この地域活性化（観光活性化）ファンド組成事業の詳細な制度設計はこれからと聞いておりますけれども、現時点でターゲットとする観光事業者と、ポスト伊勢志摩サミットとして目指す成果は何かをお伺いしたいというふうに思います。

続いて、MICE誘致のことについてお尋ねしたいというふうに思います。

これにつきましては、昨年の6月12日、一般質問への答弁として知事からは、「国際会議をはじめ、企業等のミーティング、報奨・研修旅行、文化・スポーツイベント、展示会、見本市等の誘致に関係機関等と連携して取り組み、さらなる誘客につなげていきたい」ということを言っていました。それを踏まえて、この平成27年度2月補正でも、海外MICE誘致促進事業とか、世界経済のリーダーを呼び込む国際会議開催事業というのを計上していただいております。

今回、サミットで国際メディアセンターが設置される県営サンアリーナというのは、元來集客交流施設としての活用がありましたけれども、まさにMICEの拠点の一つとして期待されるところであります。加えて、知事の英断によりまして、平成29年4月の伊勢二見鳥羽ライン無料化と、県営サンアリーナ前の仮設インターチェンジの常時開放も実現する見通しでありまして、MICE拠点としての活用がさらに期待されるところであります。

しかしながら、県営サンアリーナで大規模イベント等を誘致したくても、慢性的な駐車場不足の課題を抱えております。ちょっと県営サンアリーナの航空写真を見ていただきたいんですが、（パネルを示す）これが県営サンア

アリーナです。ここはサッカー場です。ここの敷地を今駐車場に使っているんですけども、今、光が当たっているところあたりにちょうど国際メディアセンターをつくっています。ここは、来年は全国菓子大博覧会の会場の中心となります。全国菓子大博覧会が終わった後どないになるかという、ここは産業用用地として活用されることが、ほぼ決まっていると聞いております。要は、先々ここはもう駐車場として使えなくなるというわけでありませう。

そして、また、こちらのほうに三交不動産の持っている土地があるんですが、そこもメガソーラー等の活用で土地がなくなってしまい、この県営サンアリーナ周辺の今まで使えていた駐車場用地というものが、ほぼなくなりつつあるところでもあります。

ここにちょっと薄く赤くしてあるんですけども、ここのところ、この位置をよく覚えておいていただいて、次のパネルを見ていただきたいんですが、(パネルを示す)これがまつり博跡地の土地利用計画そのものであります。ここが県営サンアリーナでございまして、さっき赤でくくっていたところが、見づらいですけどFと書いてある県有地であります。写真でござんいただいたように、今は里山っぽくなっているところなんです、雑木林になっています。私自身もいろいろと県営サンアリーナの活用を考える上で、駐車場、ましてやサンアリーナ前の仮設インターチェンジの常時開放を踏まえて、駐車場の整備をどうしたらいいんだろうかと考えた暁には、結果として、このFの土地を利用するしかないんじゃないかと、そんな思いに至ったところでもあります。

そこでお伺いいたしますけれども、MICE誘致の拠点となり得る県営サンアリーナ周辺の駐車場不足には早急に対応するべきだというふうに考えますが、設置者の県として何らかの方策を考えていらっしゃるのでしょうか。また、産業・産業支援用地として位置づけた先ほどのFの土地、これを駐車場として整備するのが非常に早くできるのではないかと思います、御所見をお伺いしたいと思います。お願いいたします。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 地域活性化（観光活性化）ファンド組成事業についての御質問でございます。議員の紹介と重複するところがございますが、PRもさせていただきたいので、ちょっと説明させていただきます。

伊勢志摩サミットの開催決定を契機として、国内外からの観光客の増加が著しく、国が発表した平成27年の県内外国人延べ宿泊者数において、下半期、7月から12月でございますが、この対前年伸び率が全国第1位の247.5%となるなど、急激に宿泊者数が増加しています。地域において経済波及や雇用創出効果の高い観光産業の持続的な活性化を促進するためには、急激に拡大するインバウンド需要などに対応した環境整備への取組等について、緊急かつ着実に推進していくことが求められています。

しかし、これらに対応するための設備投資は、長期的に集客力や収益力を高めるためのものであり、一般的な融資を活用すると、その返済負担から収益の向上に時間がかかることが懸念されます。また、資金借入れにより自己資本比率が低下するため、金融機関からの新たな運転資金等の融資が受けにくくなるおそれがあります。

そこで、政府系金融機関、地域金融機関、民間投資機関、県等が資金を拠出して、みえ観光活性化ファンド、仮称でございますが、これを組成し、観光事業者を対象として、地域活性化やインバウンド需要に対応した環境整備等に要する長期資金について、資本金劣後ローン等による資金供給を行います。

このみえ観光活性化ファンド（仮称）は、インバウンド需要の獲得など経営の向上に意欲的で、受け入れ環境整備等への成長投資に前向きであるものの、資本力が弱く、思い切った設備投資に踏み出せない宿泊施設等の事業者を主な対象としています。このみえ観光活性化ファンド（仮称）を活用した成長投資により、宿泊者数の増加等収益力の向上や、施設のブランド力アップが見込まれます。さらに、中長期的には、このような意欲ある事業者が地域の中核事業者として成長することで、地域内の他の観光事業者に波及し、地域のブランド力が向上するなど、地域全体の活性化を期待しています。

以上でございます。

〔田中 功雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（田中 功） それでは、私から、M I C E誘致の拠点となり得る三重県営サンアリーナの駐車場不足についてお答え申し上げます。

県営サンアリーナは、大規模なイベントが開催可能なメインアリーナ、サブアリーナ、最大200名程度まで対応可能な会議室、格式を重んじる正餐方式の歓迎会にも対応できるレセプションルームを有する三重県有数の集客交流施設であり、毎年30万人余りの方に御利用いただいております。

現在、県営サンアリーナの駐車場として約2400台分を確保し、大規模イベントに際して県営サンアリーナの駐車場で不足する場合には、近隣伊勢市保有地等を臨時的に借り上げるとともに、イベント主催者によりシャトルバスを運行し、利用者の送客対応をしているところです。

しかし、現在利用しております駐車場の一部が産業用地として企業へ売却されると、駐車可能台数が減少することとなります。今後、アクセス面での利便性の向上が図られ、M I C E誘致の拠点ともなり得る県営サンアリーナを有効活用していく上で、駐車場確保は大きな課題であると認識しております。今後、関係部局と連携し、対応策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） まず、県営サンアリーナですけれども、ぜひ関係部局の皆さんと早急な検討をお願いしたいというふうに思います。平成29年の全国菓子大博覧会が終わった後、本当に駐車場不足というのはすぐ深刻になるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、地域活性化（観光活性化）ファンド組成事業のことなんですけれども、実は私も県職員のとて、中小企業の振興担当をしていたときに、ちょうど企業庁の松本庁長が係長のとて、私、その部下でいて、その当時、企業の取組としては先進的だし、新分野へ進出しようというすごく意欲のある企業で、この内容はいいということで、我々は法に基づく知事認定をした。

だけれども、バランスシートが悪いというだけで、金融機関で蹴られ、信用保証協会にも蹴られ、そして、その事業はなされなかったという悔しい経験があります。

今回、マイレージもそうですけれども、この事業というのは、そういうこれまで泣いてきた企業、頑張っただけで伸びるのにという企業がようやく救われる、非常にチャレンジablな事業だというふうに本当に評価しておりますので、ぜひとも生かしていただけるように頑張っていたいただきたいというふうに思います。

知事から一言、この事業にかける思いがありましたら端的にお願いします。

○知事（鈴木英敬） 今、急速に外国人観光客が伸びていますので、このチャンスをしっかり捉まえないといけませんし、せっかく来ていただいた方に悪評を振りまくような、来てもらったけど何やいまいちゃったなというふうになってしまうといけませんので、急速な環境整備という観点で大変重要な事業だと思っています。民間金融機関の皆さんからも極めて評価の高い御意見をいただいておりますので、ぜひとも実現したいと思っておりますので、賛成いただくとありがたいと思います。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 特に外国人観光客でも、最近FITと言われる個人の外国人旅行者の方が非常に増えてきている。そういう方々へ対応するためにも中小の旅館とかのさらなる活用というのは必要となってくるかと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、2項目めのサミットのレガシーのことについて、3点に分けて御質問させていただきます。

まず1点目が伊勢志摩サミット記念館（仮称）のことであります。

2月17日に開催されました伊勢志摩サミット三重県民会議の役員会で、伊勢志摩サミット記念館（仮称）の設置についてということで報告がございました。方針としては、明日へつなぐ事業ということで、子どもたちの学習機会の場となるような展示も勘案した、体験型の要素を含めた記念館とすると

いう方針のもと、設置時期につきましては、さきの前田議員の代表質問にもありましたけれども、サミット開催1年後までの間に設置すると。場所については、サミット開催の記念になるにふさわしい場所、それから、既存の建物を生かせる場所、アクセス的にも多くの人に触れることのできる場所ということを示していただいております。展示内容につきましては、首脳会議等での調度品とか、三重県情報館、仮称ですけれども、ここでの展示品を中心に選定するとか、物品の展示に加え、動画の利用など、動的な要素も盛り込むというふうに行っているところであります。

この伊勢志摩サミット記念館（仮称）について、四つのことについてお伺いします。

一つ目は、この伊勢志摩サミット記念館（仮称）ですけれども、既存の建物を利用する予定とありますが、どの程度の予算規模での整備を想定しているのか。

二つ目は、展示内容というのはやはり来館者の視点で検討することが望ましいと思うんですけれども、どのようなプロセスで決めていこうとされているのか。

三つ目は、設置後の運営主体と運営の方法についてどう考えているのか。

四つ目は、来館者の感性に強く訴えるには、首脳会議が行われる志摩観光ホテルを眺望できて、ああ、あそこで会議が行われたんだなということを実感できるような場所が望ましいと思うんですけれども、いかがでしょうか、御所見をお願いします。

〔西城昭二雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長登壇〕

**○雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長（西城昭二）** サミットのレガシーということで、伊勢志摩サミット記念館（仮称）についての御質問にお答えをいたします。

伊勢志摩サミット記念館（仮称）につきましては、伊勢志摩サミットの開催を記念いたしまして、首脳会議などの公式プログラムの様子ですとか、使用された調度品、あるいは使われた県の食材等々の御紹介を行うことなどに

よりまして、伊勢志摩サミットの足跡を後世に伝えるものとして設置をする予定でございます。

設置に当たりましては、新たな建築物を建設することなく、既存の建物を利用することを前提としておりまして、予算規模とのお尋ねでございますけれども、現時点では、伊勢志摩サミット三重県民会議の収支予算におきまして、伊勢志摩サミット記念館（仮称）の設置にかかる経費として約2100万円を見込んでいるところでございます。

設置後の運営についてでございますけれども、伊勢志摩サミット記念館（仮称）を設置する場所の市町におきまして運営を担っていただき、また、運営に伴う費用についても御負担していただくことを前提に調整し、検討してまいりたいと考えております。

それから、設置場所でございますけれども、議員御指摘の会場を眺望できるといった臨場感も検討する上での一つの要素となるかもわかりませんが、先ほど議員から御紹介がありましたように、先ほど私が申し上げましたことを踏まえまして、既存の建物を生かせる場所という観点のほかにも、伊勢志摩サミットの開催を象徴する場所、それから、アクセスの面からなるべく多くの人に訪れていただけるような場所を基準として検討をしてみたいというふうに考えております。

これに加えまして、先ほど申し上げました設置後のことを考えますと、当該市町が管理運営をしていくことができるかといった観点も踏まえまして設置場所を決定させていただきたいと考えております。

展示内容につきましては、先ほど議員から御紹介いただきましたように、首脳会議場等での調度品や、あるいは設置を予定しております三重県情報館、仮称でございますけれども、こちらなどでの展示品などの物品、物を展示するだけではなくて、ビデオ映像を流すといった動的な要素もあわせ持った展示内容にしたいと考えております。

いずれにいたしましても、展示内容も含めました伊勢志摩サミット記念館（仮称）の方向性につきましては、今後、伊勢志摩サミット三重県民会議に

おいて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） まず、展示内容のことなんですけれども、伊勢志摩サミット三重県民会議で御検討いただくというのはもちろんなんですけど、そこに、先ほど申し上げました来館者視点でどれだけ興味を持てるような展示をできるかというところからいくと、やっぱりそれなりのプロフェッショナルな視点というものも必要だと思いますし、伊勢志摩サミット三重県民会議だけではだめという意味ではないんですが、何かもう少し外部的な、コンサルタントと言うとはっきりし過ぎなんですけど、そういったことの活用も必要なのかなということも感じております。2100万円という限られた予算の中でございますので、それで全てをこなしていくのは難しいかもしれませんが、様々な財源のありようも含めてさらなる検討をいただきたいというふうに思います。

それから、設置する市町が運営主体であり、運営費を持っていくということ、これにつきましては、設置したいと思っている市や町が、ぜひとも自分のところで運営費用を出してでもやっていくんだという、そういう意欲と、それから、魅力のある展示内容を含めた伊勢志摩サミット記念館（仮称）にさせていただくことが前提だというふうに思いますので、ぜひともそういう観点で進めていただきたいなと思います。

場所の話なんですけど、本当に臨場感はやっぱり必要かなと思ってまして、私も洞爺湖サミットの記念館に行かせていただいて、知事も多分行かれたと思うんですけど、あそこへ行くと、ウィンザーってどこにあるのか全然わからないんですね、雲の上なので。どこでやられたのかという感じが全くなくて残念だったなという思いがあります。

一方で、あそこのサミット記念館のいいところは、町民の声がいっぱい載っていて、結構それがある意味臨場感を感じさせていただいた。ああ、ここで行われたんだなというのがあったので、そういうところは反映させても



らいながら、でも、やっぱり、志摩観光ホテル、あそこでやったんやな、オバマ大統領はあそこに来たんやなとか、メルケル首相、あそこでこけたんやなとか、こけはしないかもしれませんが、そういう臨場感というのは大事やと思いますので、そういうこともよくよく踏まえていただければと思います。

実は志摩市議会のほうで、来週月曜日になるんですが、予定ですけども、志摩市内への伊勢志摩サミット記念館（仮称）の設置に関する知事宛ての意見書の採択がなされるというふうにちょっと動いておるそうでございます。また、伊勢志摩サミット三重県民会議宛ての陳情書提出も予定されており、正副議長のほうにも同様の陳情書を出したいという動きがございまして、ぜひとも我々の地元の志摩市とも連携も深めていただきながら、必ずしも志摩市とは申しませんが、そういった動きがあるということもよくよく踏まえていただきたいと。

また、できればサミット記念館で、洞爺湖でもちょっと残念だったのが、サミット関連グッズって買いたいなと思っても何も売っていなかったんです。今、そういうグッズそのものもないわけですが、何かそういうグッズの販売なんていうものもやらせていただけるなら、権利の関係についてはぜひ県のほうで整理していただきたいというふうに思います。

レガシーの2点目の質問のほうへ入らせていただきます。

サミットの開催とともに、今年は伊勢志摩国立公園指定70周年ということで、まさに伊勢志摩の名前が連日取り上げられて注目をされております。そこで、御当地伊勢志摩ナンバーの実現について伺いたいというふうに思います。

これにつきましても志摩市議会のほうで議論が既にございまして、志摩市当局の御答弁は、定住自立圏などでもかかわりのある近隣市町とともに、国からの募集があった場合に相談していきたいという、若干待ちの意向であります。

そこでお伺いしますけれども、関係市町の意向を確認の上、県も連携しな

がら、伊勢志摩サミット開催を機に、目に見える形のレガシー、遺産として、国へ御当地伊勢志摩ナンバー実現に向けた働きかけを行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか、お願いいたします。

○戦略企画部長（竹内 望） 伊勢志摩サミットを契機といたしまして伊勢志摩の御当地ナンバーを導入するという事は、目に見える形でサミットの遺産を残すことにつながりますし、サミットで高まった地域の一体感、あるいは知名度の向上にも期待できるんじゃないかなというふうに考えております。

これまで、平成16年、それから25年の2回にわたりまして国土交通省のほうから御当地ナンバーの募集があったところなんですけれども、対象となる地域の全ての市町の合意であるとか、対象地域の自動車の登録台数というような一定の要件が必要でございましたので、今後、関係市町の意向を十分踏まえた上で、国への働きかけなどを前向きに検討していきたいというふうに思っております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ありがとうございます。

国土交通省のほうは平成28年度から、御当地ナンバープレート、今、原動機付自転車、原付とか小型バイクにはつけられているんですが、御当地の模様とか、あとキャラクターとかを使ったナンバープレートを自動車のほうにも入れていこうと、そこで、当然手数料がかかるわけですが、その手数料を地方創生のための財源として使っていこうよという動きがあるというふうに伺っております。そういう意味では、平成28年度のそういう動きがある中で、ぜひともこれに合わせてやっていっていただきたいな、そんな思いがございます。

午前の議論の中で、県の果たすべき役割というのを知事のほうから御答弁がありました。専門性であるとか広域性であるとか補完性であるとか先進性である、これ、全くそのとおりでと思うんですが、もう一つ私は、一体性というか、市町とともに、市町を取りまとめて一緒に進んでいくというふうな取組というものもやっぱり県の役割の一つとしてあろうかと思えます。この

御当地ナンバーがそうかどうかはわかりませんが、市町の思いは大事にさせていただきながらも、やっぱり市町の取りまとめをしていただいて、ともに進んでいく、鶴方駅を志摩市駅にしたらどうですかという話と一緒になんですけれども、市から出てくるのを待っているだけじゃなくて、県も一緒に言っていくというか、そういう姿勢で、チャレンジャブルな姿勢でいっていただきたいというふうに思うところであります。

レガシーの3点目の質問をさせていただきます。

真珠業界の再興ということで、昨年10月11日に鈴木英敬知事と地元の三ツ屋憲生衆議院議員を講師としてお招きしまして、私が支部長をさせていただいております自民党阿児町支部で400名を超える参加者を迎えて、伊勢志摩サミット市民と語る会というのを開催させていただきました。その際、お二人から、ポスト伊勢志摩サミットの取組の一つに、真珠の再興、再び盛り上げていくんだということを御提案いただいたところであります。

バブル経済崩壊後の国内市場の長引く低迷や急激な円高、リーマンショックなどによる輸出急減、ヘテロカブサ赤潮による養殖貝の大量死などによりまして、かつて輸出産業の花形だった真珠業界は、今、大きく疲弊をしております。

こうした中、県でもスーパーアコヤ貝の開発など品質向上の取組や、三重ブランド指定など消費喚起の取組など、様々な施策を講じてきていただいたところでありますが、残念ながら中国やインドネシアなどで養殖される淡水真珠等の価格競争に巻き込まれているのが現状であります。

今回の伊勢志摩サミットを契機に、とかくこれまでちょっとばらばらの感もありました養殖業者、流通業者、小売業者、この3者が真珠の再興にチャレンジするべく立ち上がりまして、真珠業界の川上から川下までのサプライチェーンが一体となって、これまでにない団結力で、まさに御木本幸吉翁のDNAを引き継いで、グローバル市場へ再挑戦しようという動きが出てまいりました。

今回のサミット開催を契機に、このサプライチェーンの強みを生かして、

より国際的な競争力を持てるよう、例えば地理的表示の活用も含めて、ブランド力、ストーリー性をさらにワンランク、数ランクアップさせるような取組を真珠業界とともに県も進めていただきたいと思うところであります。

伊勢志摩サミット開催による効果を伊勢志摩の基幹産業であり、ブランドである真珠の再興につなげる取組について、どのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいというふうに思います。お願いいたします。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 真珠業界の再興ということでお答えいたします。

やはり真珠にかかわる生産から販売までの事業者の皆さんが一層競争力を高めるためには、今まで取り組んできました品質向上、それから、国内外に通じる価値創造、ブランド力を高めるということが重要だと思います。その中で、特に県では、テリと言われる光沢、マキということで、今までのスーパーアコヤ貝からスーパーピース貝ということで、その開発、それから、中国や米国などで最近人気が高まるものの、希少価値が高いゴールド系の真珠の安定生産を進めていきたいというふうに考えています。

また、御木本幸吉翁に代表されます、まさしく真珠養殖の発祥の地であるということ、それから、国内で唯一、厘珠、いわゆる4ミリ以下の小さい玉から、8ミリ以上の大きな玉までを生産する地である、これは全国で唯一三重県ですので、これを生かした強みを発信していきたいというふうに考えています。

また、今回改訂を進めています三重県水産業・漁村振興指針においても、特に真珠について具体的な取組などを挙げて取り組んでいきたいと思います。また、この中にもうたっていますけれども、今もやっています、特にPR活動、販売促進ですが、特に今年度は地方創生の交付金なんかを使いまして、先般も三重テラスで、これも初めてやったんですが、神明真珠養殖漁業協同組合とか六つの真珠養殖漁業組合さんが出ていただいて、水産高校の皆さんも来て、土日で700人ぐらい来ていただいて、例えばプロが教える真珠の正しい見方とか、そういうこともして非常に興味を持っていただいて、やはり我々の担当者も、生産者が行ってやることによって物すごい興味を持ってい

いただき、これはやっぱり進めるべきやというふうに思います。

それから、3点目に、今、議員も御紹介がありましたように、事業者の中で自主的な取組としまして、これも全国でも三重県しかない取組だと思んですが、生産から販売までの事業者が、今まではどちらかというと壁が高い中を、それを乗り越えて一つになっていただきました。この皆さんの中に、県も当然、志摩市、三重県も入らせていただいて、今取り組んでおるのが、三重県産真珠の魅力をアピールするということで、御木本幸吉翁、阿児湾、それから生産者の自然への敬いというような思いをしたためのパンフレットもつくって配布をしております。今後、そういったもの、あるいは一体となった販売活動に取り組んでいくというふうに今言われています。

また、少し今後の新たな取組の可能性としまして、例えば現地に来ていただいて、養殖現場に来ていただいて、核入れから、あるいは核入れ作業、それからアクセサリーをつくっていただいて、体験型観光をして、そこで物を買ってもらい、販売へつなげていく。あるいは、伝統工芸と一緒にあって新しい真珠の製品を開発するというので、こういった取組を展開し発展させれば、必ずやインバウンドあたりへも十分訴及できるんじゃないかというふうに期待を持っているところです。

いずれにしても、今後伊勢志摩サミットで非常に注目を集めますので、国際的に高まる知名度を生かして、人を呼び込むポストサミットの取組としまして、事業者、それから、今、立ち上がりました三重県真珠振興協議会の皆さんと一緒に、しっかり真珠の復興に、それからさらに発展させるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ありがとうございます。非常に心強い御回答をいただきました。

何も手とり足とり助けてあげてくださいとは申しませんが、彼らも思いがあり、今、機運が盛り上がっている、ここを逃さないように、まさにここが

勝負どころだというふうに私も思っておりますので、ぜひともよろしく願いたいというふうに思います。

サミットに関して2点ほど御提案をさせていただきます。

1点は経済波及効果の算出なのですが、北海道洞爺湖サミットの際も北海道経済団体連合会が試算しておりますけれども、サミット開催期間中の観光客の減少は、やっぱりマイナスの部分もあるわけで、マイナス効果も考慮して算出していただきたいというのが1点の提案でございます。

もう1点は住民懇話会のことなんですけれども、なかなかやっぱり聞きたいことも聞けないという声もあるのが事実でございます、特に賢島の方々を中心に、よりきめ細かな対応と専門の相談窓口なんかの設置もぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

ポスト伊勢志摩サミットに向けて、冒頭に申しましたように与えられるんじゃないでつくっていくんだという強い思いで、ぜひとも皆様とともに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いたいというふうに思います。

大きく二つ目の項目に移らせていただきます。

T P Pに関するみえ産業振興戦略のことで御質問させていただきます。

T P Pにつきましては、昨年10月の大筋合意、本年2月には参加12カ国による協定への署名、そして、現在、各国において協定発効に向けた国内手続が行われております。2月25日の山本勝議員の代表質問で、T P Pによる本県の農林水産物の生産額への影響については、約14億円から26億円の減少という厳しい試算が出たところであります。

一方で、世界のG D Pの約4割、人口8億人という巨大市場が開かれる可能性がある中で、第2次産業の技術力、輸出力の高い本県産業にとって追い風となる部分もあるはずだというふうに思っております。

国は平成27年11月25日に総合的なT P P関連政策大綱を取りまとめ、いわゆる重要5品目をはじめとする第1次産業の競争力強化だけではなく、日本の技術力、ソフト力などを生かした新輸出大国を目指す戦略も取りまとめた

ところであります。例えば、外国人観光客による旅行消費額を4兆円にしようとか、それから、地方の中堅・中小企業、地場産業、農産品、コンテンツ、サービスなどの輸出促進、あおもりカシスとか夕張メロンとか神戸ビーフなど、地理的表示の活用と保護、また、地方公共団体が行う自主的、主体的な先駆性のある取組等への国の支援など、T P P発効に備えた具体的施策の方向性が示されたところであります。この申し上げたような施策の中には、みえ産業振興戦略や、今検討していただいている改訂案の中でも既に着手、検討されているものもあります。

2月22日に開催されましたみえ産業振興戦略アドバイザーボードで議論されたみえ産業振興戦略改訂案においては、T P Pの実質合意を踏まえた記述として1カ所だけございました。これは、今後取り組むべき課題の一つとして、県内企業の海外展開のハードルを下げるものという認識のもと、こうした動きに合わせた取組も求められるという、課題についての記述がございました。

具体的にT P Pと出てきたのは私が見た限りそこだけで、この課題設定を踏まえて、国際戦略の推進が今後の産業戦略を展開する視点の一つとして整理し、さらなる県内への投資促進、域外、国内外とのネットワークの構築、活用という二つの戦略を設定されたところであります。

しかし、今の段階で読ませていただく限りにおいては、T P Pによるビジネスチャンスやビジネスリスクに関する内容を十分踏まえたものになっているかという、まだ不十分ではないかなというふうに感じたところであります。

そこでお伺いしますが、T P Pの実質合意を受けまして、農林水産業を除く本県の製造業やサービス業など、第2次、第3次産業への影響をどのように捉えていらっしゃるのか。また、今回のみえ産業振興戦略の改訂に当たりましては、例えば、みえ国際展開に関する基本方針に掲げる重点国・地域である台湾やタイやマレーシア以外でT P Pに参加しているベトナム、オーストラリアなどへの展開だとか、拡大するビジネスチャンスとともに、知的財産保護など増大するビジネスリスクへの対応だとか、域外からの投資

環境は整う中、外資系企業誘致のターゲットとしてこれまでとは異なる分野の設定をすとかなど、総合的なTPP関連政策大綱も踏まえた内容を具体的な戦略として盛り込むよう検討するべきではないかと考えておりますがいかがでしょうか。御答弁をよろしくお願いします。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） みえ産業振興戦略とTPPの関係についての御質問でございます。

国の総合的なTPP関連政策大綱では、TPPがもたらす効果は、これまで海外展開に踏み切れなかった地方の中堅・中小企業にこそ幅広く及ぶとされており、自動車などの輸送用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業など、グローバル経済に直結する事業に関連する多くの中小企業が集積している本県の産業に対しては、TPPは貿易、投資の活発化につながるものというふうに考えております。

三重県としては現在、みえ産業振興戦略に基づき、中小企業の海外展開、外資系企業誘致など、貿易、投資の活発化につながる取組をもう既に行っているところでございます。

中小企業の海外展開については、みえ国際展開に関する基本方針を策定し、一つ目、経済規模及び経済成長、それからビジネス環境、それから三重県とのネットワーク、この三つの視点から、台湾、タイ、アメリカなどを重点国・地域として位置づけ、例えばアメリカにおいては、ワシントン州、テキサス州サンアントニオ市と産業連携に係る覚書を締結し、製造業におけるビジネス交流の促進や人材育成に取り組んでいるところでございます。

また、外資系企業誘致につきましては、平成28年度から外資系企業ワンストップ窓口を設け、外資系企業の県内操業などをスピード感を持ってサポートする体制を構築するとともに、ジェットロと連携した外資系企業へのセールスなどを行うこととしています。

県としましては、TPPは、中小企業の海外展開、外資系企業誘致など、現在県が取り組んでいるこれらの政策を後押しするものというふうに捉えて



おりまして、みえ産業振興戦略の改訂に当たっても、こうした産業政策の方向性を踏まえたものにしていきたいというふうに考えております。

T P P が本県産業に与える効果、影響については、T P P の適用、対応が進む中で、これから徐々に把握することができるものと考えております。引き続きまして、県内企業への訪問やアンケート調査、それからみえ産業振興戦略アドバイザーボードでの意見をお聞きしながら、T P P をはじめとする国内外の経済情勢を踏まえて、みえ産業振興戦略のローリングを行う中で、本県産業振興につなげていく必要な検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ありがとうございます。

T P P のことについて、確かにまだ具体的なところも出ておりませんが、様々な意見の方々がみえますので、この議場にも、どういうふうになるかわかりませんが、ぜひともそういうものを見据えた中で、チャンスを逃さないような戦略づくりというものをぜひともお願いしたいというふうに思っています。

では、次の質問に入らせていただきます。

地域医療構想のことについては、今回の議会でも多くの議員の皆さんが御質問をされました。まさに地域医療構想調整会議というものを設置していただいて、客観的なデータをもとに、平成37年、2025年の医療需要推計に対する必要病床数を議論していただいております。こうした中、本県ではやっぱり全国的に見ても、回復期リハビリテーションの整備が遅れております。

ちょっとこのパネルを見ていただきたいんですが、（パネルを示す）ちょっとわかりづらいんですけど、これはスーパー回復期と言われる体制の病院数を都道府県ごとにプロットしたもので、丸が大きいほど数が多いんですが、三重県、すごくちいさくてわかりづらいんですけど、1病院

だけであります。単純平均でいきますと、全国で482病院あるので、1県当たり10病院以上あるんですが、三重県は1病院しかないという現状を示したものです。

もう一枚、(パネルを示す) これはスーパー回復期だけではなくて、いわゆる回復期リハビリテーションを何らかの形で導入している病院数なんですが、全国で1418病院あるんですけども、三重県は17病院。単純計算でいくと1県当たり30病院以上あるのに対して本県は17病院と低位であります。

こうした状況も踏まえまして、平成27年12月にまとめていただきました「三重県地域医療構想の策定に向けて」では、2025年に目指すべき医療提供体制の方向性として、八つの全ての区域に回復期機能の充実が求められております。平成28年度当初予算でも、回復期病床整備事業費補助金1億1900万円余を計上していただいております。

ここで伺いなんですけど、回復期以外の病床から回復期病床への移行と、回復期医療を担う人材の確保というのが地域医療構想の実現に不可欠であると思っておりますが、具体的にどのように進めていくのかお伺いしたいというふうに思います。特に、地域によっては確保が困難なPTと言われる理学療法士、OTと言われる作業療法士、STと言われる言語聴覚士といったリハビリスタッフの確保について、どのような方策をとるのかお聞かせいただきたいと思っております。お願いいたします。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長(佐々木孝治) 回復期機能の充実確保についてお答えいたします。

県といたしましては、患者に早期に住みなれた地域、社会に復帰していただくためには、リハビリテーション等を行う回復期機能の充実確保は重要であると考えております。しかしながら、厚生労働省が提示いたしました地域医療構想策定支援ツールに基づいて算出した回復期の病床数、2025年でございますけれども、これが4393床、その一方で、病床機能報告制度により各医療機関からいただきました回復期の病床数は1285床、これは平成26年バー

ジョンでございますけれども、その差は約3100床となっております。これは8区域全てにおいて言えることでございますので、現在県といたしましては、調整会議の中でこの差をお示ししながら関係者に御理解を求めるようにしております。

また、こうした中、財政的なインセンティブとしまして、地域医療介護総合確保基金を活用いたしまして、医学的リハビリテーション病棟の施設設備の支援を手がけているところでございます。あわせて、この基金を活用して、人材確保のほうでございますけれども、理学療法士や作業療法士等を対象といたしました研修事業や、こういったリハビリ専門職種の人材情報を一元的に管理する事業を実施することとしております。

今後、地域医療構想の策定を進めながら、回復期機能の充実を図るため、関係団体等とも連携しつつ、病床整備や人材確保の取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

**○34番（中嶋年規）** 回復期の充実というのは、まさに在宅を中心とした地域包括ケアシステムの中の一つの大きな要素になるということはもう御承知のとおりでございます。この部分をいかに強化していくかということについてさらなる努力をいただきたいというふうに思いますし、まずは関係者の理解をいただくところからしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

再質問になりますけれども、県立志摩病院のことについてちょっとお伺いしたいというふうに思います。

地域医療構想の議論が本格的に始まる前の平成26年6月9日に、私、一般質問で、この地域医療構想における県立志摩病院の機能のあり方について御質問をしました。その際の答弁では、今、指定管理者と結んでおる基本協定、志摩病院の担う機能というのは、基本協定で定める14診療科を標榜しつつ、救急総合診療科の設置による24時間365日の救急体制整備、それから、脳疾

患、心疾患などに対応する高度医療の提供、それから、小児医療、周産期医療の提供など、こういったものが県立志摩病院が担う機能の基本になるというふうな御答弁をいただきました。

今回御提示いただいた「三重県地域医療構想の策定に向けて」では、県立志摩病院について次のような記述がなされております。「伊勢赤十字病院等との連携を前提としつつ、地勢的に一定程度の急性期機能を担うことが求められます。さらに、回復期機能または慢性期機能の充実を図ることも期待されます。」と、こう書いてあります。病床機能に着目した記述でありますので、基本協定で定める病院機能との相違というのは明確ではございません。

現在、指定管理者であります公益社団法人地域医療振興協会は、平成24年度に締結した基本協定に基づいて、診療体制の回復にしっかりと努めていただいております。

一方、この5年の間に医療をめぐる環境が大きく変わってきております。特に、医療法の改正に伴う、先ほどから議論しております地域医療構想策定に伴う病床機能の見直しだとか、医療介護総合確保推進法の施行に伴う地域包括ケアシステムの構築の必要性というようなところがございまして、志摩地域だけに目を向けますと、志摩市民病院の常勤医師3名が退職し、総合診療医の2名体制になった、浜島診療所の常勤医師が不在になったというふうに、医療機能が大きく低下しておるところでございます。

そこでお伺いをいたしますけれども、このように、指定管理者との基本協定の締結から5年の間に医療をめぐる環境が大きく変わる中、地域医療構想の実現の観点から県立志摩病院の機能を考える必要があると思っております。その際、5年前に締結した基本協定から県立志摩病院の機能を考えるのではなく、今後の伊勢志摩地域の医療資源と医療ニーズを見据えた上で県立病院の果たすべき役割を考えていくべきであり、その結果によっては県立志摩病院の指定管理に係る基本協定の内容について一部見直しも検討していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○病院事業庁長（加藤敦央） 基本協定の見直しを検討するべきではないかと

ということなんですけれども、基本協定で定めます診療機能につきましては、議員御承知のとおりだと思いますが、県議会の御意見や地域住民の方々の御要望等も踏まえた上で、平成24年度から10年間ということで指定管理者との基本協定が結ばれているという状況になっております。そういう意味で、この基本協定は大変重いものというふうに受けとめておりまして、これに基づき診療機能の回復に努めているというところでございます。

一方で、県立志摩病院を取り巻く医療環境につきましては、先ほど地域医療構想のお話がありましたけれども、今そういった策定が進められておりまして、県立志摩病院においては、一定程度の急性期機能を担うとともに、回復期機能等の充実を図るといったようなことが議論をされております。

そこで、こうした中、県立志摩病院におきましては、基本協定に基づく段階的な診療機能の回復に加えまして、病院を取り巻く環境変化への対応として、地域ニーズに合った医療体制の構築というところもあります。回復期機能を有する地域包括ケア病棟の運営を開始したところでございます。

病院事業庁といたしましては、現状検討がなされております地域医療構想の内容を踏まえるなど、医療環境の変化にも対応しつつ、志摩地域の医師会をはじめとする関係機関や地域住民の方々の御意見等を引き続き伺いながら、今後も指定管理者とともに、基本協定に位置づけた診療機能の実現を基本に、最大限の努力を行ってまいりたいと考えております。

それから、志摩市民病院のお話でしたが、私どもがいろいろ現場のほうの病院同士の関係の話も、志摩市民病院については4月以降も今と変わりなくそういった診療を続けていくというようなことをお聞きしておりますので、そういった意味では、私どもの志摩地域での中核医療を担う県立志摩病院は二次医療を続けていくというような役割分担でいきたいと思っております。

以上でございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 基本協定は非常に重たいものであるのはそのとおりであ

ります。ただ、その基本協定に縛られ過ぎることによって、動き出した公共事業が終わらない、変わらないみたいなことになるのと同じように、本来必要とされる医療ニーズに応えられないような本末転倒になってはいけないという部分もあろうかと思っておりますので、非常に重たい話なのでおそれと簡単に変えますなんて言えないことは重々わかっておりますけれども、しっかりとその努力をしていただきながら、志摩地域のあるべき医療のことを常に頭に描きながら取り組んでいただきたい、引き続きお願いしたいというふうに思います。

残念ながら大分時間がなくなったので、最後の項目に入らせてもらいます。学力向上のことについてでございます。

パネルをまた見ていただいて、（パネルを示す）今回、県教育委員会のほうもいろんな取組をしていただいております。我々も参考にしたいという思いがありまして、沖縄県が最近ぐぐっと成績の向上が著しいので、一回現場を見せてくださいというお願いをしてみました。

那覇市立天久小学校というところを訪問させていただいた結果をちょっと簡単にまとめたんですけども、印象に残ったことは、授業風景では、生徒の学習規律の徹底とか、家庭学習の習慣化が徹底されているとか、授業の目当てというものを非常に明確にしておる、それから、黒板と児童のノートが、導入、展開、まとめと同じように書かれていて、ノートの記述方法についての指導が非常に充実しているのを感じました。

また、教員の指導力向上の取組として、年に1人1回は研究授業を実施し、指導力向上のための校内研究会というのが非常に活発であります。各教員がPDCAをノートに残し、わかる授業向上を目指すこととしておりますし、その成果については、校長からの評価、児童の授業理解度などのアンケートもあわせて行って、改善点を教員間でも共有していらっしゃいます。授業改善を指導するための加配教員を平成24年度から配置されていらっしゃいます。

こうした学力向上の取組は秋田県の取組を参考にされて施策を展開されてきたということでございますけれども、ベースは、教員の指導力を高める、

児童の学習意欲を高める、家庭教育を充実することだと教えていただいたところであります。

一方で、学校差、学級差というところの課題が残っているということも教えていただきました。その原因は何なんですかとお聞きしましたら、校長のマネジメント力の差、教員の指導力の差、家庭の協力度合いの差と、非常に明確な答えをいただきました。そのため、指導主事が県から直接各学校を訪問して、県教育事務所がフォローする体制という、今回まさに県がやろうとしている、そういう体制で課題解決を図っていらっしゃる、あと、学力強化月間というのを定めたり、そんなことをしていただいております。

平成24年度からスタートした、みえの学力向上県民運動も本年度で終了するわけであります。この4年間の県民運動の成果と課題、今後の展開も含めて、学力向上へのさらなる取組に当たっての教育長の意気込みを聞かせていただきたいと思ひますし、また、本県でまだ手薄な学力強化月間の設定とか、保護者を巻き込んだ家庭学習の習慣化の取組をどのように進めるのかお聞かせください。

〔山口千代己教育長登壇〕

**○教育長（山口千代己）** 2点御質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、学力向上に向けての取組でございますが、新年度から教育支援事務所を設置するわけでございますが、地域の実情に応じた市町教育委員会と連携いたしまして、校長を中心としたマネジメントのもと、授業規律をはじめ習熟度別学習やティーム・ティーチングなど、効果的な指導方法への改善、校内研修の支援に加え、市町をまたぐ教員の自主的な研究会の育成など、県内全域で進める共通課題の実践とともに、各学校の実態や地域の実情に応じたオーダーメイドな支援を進めてまいります。今回の体制充実によりまして、子どもたちが学ぶ喜び、わかる楽しさを実感し、学習意欲の向上につながるよう取り組んでまいります。

教育長の意気込みでございますが、教育・人づくりはみえ県民力ビジョン

第一次行動計画の総括で道半ばと評価され、県民の皆様に関心、期待も高いことから、平成28年度三重県経営方針においても最も注力すべき最優先課題の一つとして位置づけられています。そのため、三重の子どもたち一人ひとりが、いかなる社会の変化や苦難等に遭遇しても、不屈の精神を持ち、自らの可能性を信じ、夢と志を実現できるよう、私自身これまで以上に理想を高く掲げ、現実から深く学び、多くの関係者とのきずなを深め、恐れずひるまず全身全霊をもって、学力向上、三重の教育のため、使命感を持って職責を果たしてまいります。

また、家庭教育におきまして、学力強化月間の設定についてでございますが、これまでみえの学力向上県民運動を展開する中で、生活習慣などの確立のため、PTAと連携してチェックシートによる集中取組期間を長期休業開始時期などに年複数回設けて取り組んできておりました。このチェックシートについては、中身の改善や、あるいは就学前に対象を広げるなどの充実を図っております。

今後、みえの学力向上県民運動のセカンドステージでは、議会からの御指摘も受け、教育関係者に加え、広く県民運動という視点から、家庭、地域に対する取組について、例えば新たに家庭・地域ワーキングを設置し、一層重点的に推進してまいります。

なお、提案いただきました学力強化月間の設定につきましては、小中学校校長会、市町教育委員会、PTAなど、多くの関係者から意見を聞く必要もあることから、今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

[34番 中嶋年規議員登壇]

○34番（中嶋年規） 恐れずひるまず、ぜひ頑張っていたいただきたいというふうに思います。

最後の質問項目はもう時間がなくなりましたので、大変残念なんですけど関連質問を期待して申し上げます。

これは学力向上とは切り離れた考えなんですけど、家庭教育というのを充実



していきたいということで、三重の子どもたちの限らない可能性を引き出す上でも、また、生き抜く力を養う上でも、自らの目標と希望を定めて自己実現を図る上でも、家庭教育を充実させていくということは大変重要であるというふうに思っております。戦略企画部が今回新規事業を立ち上げていただきました。その説明も竹内戦略企画部長のほうからいただきましたんですが、時間がないので、残念ですけれども、ぜひこの取組を昇華させていって、家庭教育支援条例、既にいろんな県で取組が始まっておりますので、三重県もそこへチャレンジしていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

多分、この議場でこういう形でお会いできる方、最後の方もみえるかと思いますが、本当にこれ、今後も、その皆様方も、県民の幸福実感度を高めるために、いろんな立場で引き続き県政への指導と御助言をいただきながら、皆様の人生に幸あれとエールを送らせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○副議長（中森博文） 暫時休憩します。

午後 3 時 2 分休憩

---

午後 3 時 15 分開議

## 開 議

○議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（中村進一） 県政に対する質問を継続いたします。41番 舟橋裕幸議員。

〔41番 舟橋裕幸議員登壇・拍手〕

○41番（舟橋裕幸） 新政みえ、津市選出の舟橋裕幸でございます。

本定例会議の一般質問最終日の、それも最後で登壇をさせていただきます。余り5番目という経験がないんですけれども、本日、皆さんのお手元にお配りされています発言通告一覧表、4人目しか書いてありませんが、裏を見ていただくと一応私のが付録のようについておりますので、そこを御参照いただきながら、お疲れのところですがおつき合いのほどをよろしくお願ひしたいと思います。

まず、行財政改革について幾つかお聞かせいただきたいと思います。

1点目は、職員のメンタルヘルス対策でございます。

本年1月、県議会は、第二次三重県行財政改革取組（仮称）中間案に対し、メンタル疾患の予防を予兆段階からさらに強化していこうとするストレスチェック制度が平成27年12月から義務化されることを受け、本県でも職員のメンタルヘルス不調の未然防止などを確実に図っていくことを第二次三重県行財政改革取組の中で検討されたいと申し入れました。それを受け県は、職員の意欲的な行動を支える上で職員のメンタルヘルス対策の取組は重要なものと認識しておりますので、職員の意欲向上に向けた組織風土づくりの中で充実強化に向けた取組を進めてまいりますとあり、第二次三重県行財政改革取組最終案に加筆していただきました。

行財政改革取組の中で第一に人づくり改革が挙げられ、高度な専門性やスキルの向上を求め、評価制度も導入し、職員の尻をたたくことも必要かもしれませんが、身体的、精神的に弱った職員に対し、優しく手を差し伸べることも大切ではないでしょうか。

一方、各部局の予算の主要項目を見ますと、総務部には職員健康管理運営費として計上されていますが、教育委員会や警察本部には職員の健康管理予算の記載がありません。

過去5年間の病休・休職者の状況を見ますと、連続1カ月以上の病休者と休職者は70名前後で、そのうちメンタル疾患が全体の半数を占めています。また、休職者に限れば、70%以上がメンタル疾患であります。

時代や環境の変化では済まされないゆゆしき問題であります。今後、対策

を放置すれば、メンタルヘルス患者は着実に増加し続けるでしょう。

最近、私自身、上司のパワハラでメンタル疾患となり休職中の職員からの相談も受けました。

こうした中、職員の健康管理を所管する総務部長と、教育長、警察本部長に、職員のメンタルヘルス対策の充実強化に向けた取組についてお伺いいたします。

次に、未利用県有財産の利活用についてお伺いします。

県は、平成24年度より27年まで4年間、みえ県有財産利活用方針を策定し取り組んでまいりました。その中には、未利用県有財産の積極的な売却と有効利用が記載されています。新たに平成28年度以降のみえ県有財産利活用方針が策定されるとも聞いています。

加えて、第二次三重県行財政改革取組最終案においても、未利用の県有財産の積極的な有効利用と売却が課題として挙げられています。

こうした中、現在の未利用県有財産で目につくのが、旧三重県立看護短期大学跡地であります。

平成9年の三重県立看護大学開設から18年という年月が経過し、最近まで県の倉庫として利用されていましたが、昨年閉鎖されました。建物も老朽化し、決して見ばえがいいものではありませんし、津駅からも近く、面積も9400平方メートルと一定まとまった土地でもあります。ぼちぼち何らかの処理方針を立てる時期かと考えますが、今後の利活用方針があるのか、ないのであれば近く策定される新たなみえ県有財産利活用方針の中で考えるべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、出納局の各部に対する会計支援についてお伺いいたします。

第二次三重県行財政改革取組最終案における三重県職員人づくり基本方針の見直しの中で、事務処理ミスなどの防止に向け取り組むとあります。また、みえ県民力ビジョン第二次行動計画においても、行政運営4、適正な会計事務の確保とあり、県民指標として、県の会計事務に是正、改善を求める監査委員数の削減を目標にしています。

近年は、情報通信技術による電算化が進み、会計事務も効率化されたとはいえ、事務が複雑化、煩雑化するにつれ、他県においてもヒューマンエラーと言われる事務上のミスがたくさん発生していると聞いています。

三重県も、平成27年度定期監査結果における財務の執行に関する指摘数は628件であり、26年度の792件に比べ減少しているものの、まだまだミスは多いと考えられます。事務上のミスはゼロにならないとしても、県民の信頼を損なうことがないように、可能な限り減らしていく必要があります。内部事務という地味な存在の業務であります。県政推進上大切な業務であり、頑張ってくださいと思います。

そこで、支払いや契約の実際の事務は各部局で実施していますが、県全体の会計事務を所管する出納局として、各部局に対しこれまでどのような会計支援を行ってきたのか、また、その効果はどのように評価しているのかお伺いをいたします。

加えて、今後どのように会計支援を行っていくかもあわせてお伺いをいたします。

最後に、定年制の延長についてのお考えをお伺いします。

今年度、定年退職される皆さんは、62歳より厚生年金と職域年金が支給され、基礎年金を加えた満額が支給される年齢は65歳であります。つまり、定年年齢と満額年金支給年齢に5歳の開きがあります。今後、厚生年金と職域年金も65歳に近づいていきます。

救済策として、県においても、定年退職後、希望者には再任用制度があり、今は多くの職員がその制度を活用しています。

ただ、退職時の職務の2ランク落ちで、勤務形態もフルタイムとパートタイムなどがあり、フルタイムは定数内扱いで給与も大幅にダウンします。加えて、若い一般職や係長の職員が過去の上司や課長、所長と机を並べて仕事をするのも精神的に大変であります。ましてや、一、二年ではなく5年間となるとなおさらであります。

国においても一時期、定年制延長の議論がありましたが、現在では法律改

正の動きは聞いていません。

地方公務員法で定めるとおり、県が勝手に国を超えた定年年齢の条例化は不可能であることは承知していますが、ぼちぼち定年延長について検討すべき時期ではないでしょうか。そこで、定年延長の是非も含めてお考えをお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） まず、定年年齢の引き上げについて検討するべき時期ではないかという御質問をいただきました。

議員の御質問に答弁も全部入っていたような感じなんですけれども、答弁させていただきます。

職員の定年につきましては、地方公務員法第28条の2第2項で、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする。」と規定されており、国との均衡を図ることが求められています。

これを受けて本県では、職員の定年等に関する条例により、職員の定年は医師等を除き年齢60歳としているところであります。

一方、年金支給開始年齢が段階的に引き上げられるため、国では段階的な定年の引き上げも含め、雇用と年金の接続のための措置が検討されてきましたが、若手職員の育成等の問題から現段階での定年の引き上げを見送り、当面は再任用制度の拡充を図っていくこととしています。

定年年齢の引き上げにつきましては、国の動向を注視していく必要がありますが、私としましても、ベテラン職員の経験を生かすとともに、若手職員の登用と育成を図ることにより組織を活性化していくことは大変重要と考えています。

そのため、当面は再任用制度を活用することにより、定年を迎えた職員の能力や経験を活用し、県の組織力の維持向上を図っていくこととしています。

議員からありましたような再任用における制度の変更というのは難しいにしても、ソフト面での、一緒に働く職場とのやりとりのこととかモチベーションのこととか、そういうソフト面でできる努力などは何かあるのかとい

うことについては議論していきたいと思います。

〔稲垣清文総務部長登壇〕

○総務部長（稲垣清文） 私のほうからは2点、御質問がございました。メンタルヘルスと県有財産の利活用でございます。

まず、職員のメンタルヘルス対策でございますが、議員からもおっしゃっていただいたように、第二次三重県行財政改革取組最終案では、職員の意欲的な行動を支えることができる職場環境整備の一つといたしまして、メンタルヘルス対策の充実強化に向けた取組を盛り込んでおるところでございます。

三重県では、連続1カ月以上の病気休暇・病気休職者において、メンタルヘルス不調を原因とする職員が半数以上を占めるわけでございますけれども、こういった傾向は全国も同様の状況となっております。

メンタルヘルス不調につきましては、まず、職員自身が心の不調を抱えていても気づかない、人に打ち明けることができないなど、早期発見、早期対応が難しい状況もございます。

また、復職しても再度、病気休暇・病気休職となる職員もおりますので、円滑な職場復帰に向けた取組が必要となっているところでございます。

職員のメンタルヘルス対策につきましては、未然防止としての心の健康の保持増進、それから、不調となった場合の早期発見、早期対応、さらに、回復後の職場復帰支援と再発防止など、職員の心身の健康増進を支援するために設置をいたしました健康開発室、ここからルームでございますけれども、それを拠点といたしまして総合的な対策に取り組んでおるところでございます。

これらの取組に加えまして、不適切な飲酒習慣、これはメンタルヘルス不調とも深いかかわりがございます。そのため、管理監督者及び職員を対象といたしましたアルコール健康障害に関する研修会なども開催をいたしております。

また、今般、労働安全衛生法の一部が改正されまして、平成27年12月から、常時使用する労働者が50人以上の事業場にはストレスチェック制度の導入が

義務づけられました。

この制度は、労働者自身のストレスへの気づきを促しまして、ストレスの程度の把握によりメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としたものでございまして、三重県におきましてもメンタルヘルス不調の未然防止対策に位置づけまして、平成28年度からの運用開始に向けた準備を現在進めているところでございます。

今後も引き続き、職員の健康管理や総合的なメンタルヘルス対策と職場の安全衛生管理に取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、2点目でございます。

御指摘の鳥居会館でございますけれども、現在、旧県立看護短期大学で使用しておりました体育館につきましては、建設年度、これは平成元年3月竣工でございまして、これが校舎よりも新しく耐震性もございまして、1階部分を三重県リサイクルセンター等といたしまして、2階部分を各部局共有の倉庫として活用いたしております。

また、旧県立看護短期大学の敷地の一部につきましては、職員駐車場として利用しているところでございます。

原則といたしまして、私どもは行政用途を廃止した土地の利活用につきましては、みえ県有財産利活用方針に基づきまして、まずは当該土地を所管しております部局内におきまして活用方法がないかを検討した上で、活用方法がない場合は、各部局の総務課長等で構成いたします県有財産有効活用等推進会議というのがございますけれども、そこにおきまして庁内全体における利活用計画の有無の確認を行います。

庁内において利活用計画のない場合には、関係市町に利活用について照会を行いまして、市町において公共・公益的な利用予定がある場合には、その目的及び財産取得時の経緯を考慮いたしまして、市町に対し無償または有償により譲渡を行っております。

なお、市町でも利用予定のない財産につきましては、民間へ売却を行うこととしておるところでございます。

現在の利活用方針の取組期間が今年度で終了いたします。議員からも御指摘がありましたけれども、次年度から4カ年の取組指針となります新しい利活用方針、第二次みえ県有財産利活用方針（案）でございますけれども、その策定を今やっておるところでございます、次期方針では、未利用財産の利活用に係るこれまでの取組を生かしつつ、立地や形状、利用見込み等から、売却せずに貸し付けしたほうがトータルで見て有利であると、そのように判断したものにつきましては、売却以外の手法による活用、貸し付け等でございますけれども、それにつきましては検討をしていきたいと思っております、さらなる有効活用を進めていきたいと考えております。

また、庁舎等の施設で、現に空室となっておりまして、当面の間、行政用途での利用見込みのないスペースにつきましては、貸付方法、条件等一定の整理を行った上で、行政運営に支障のない範囲において貸し付けを行っていきたくと考えておるところでございます。

鳥居会館につきましても、現在ありますリサイクルセンターや倉庫のあり方の検討を進めるとともに、第二次みえ県有財産利活用方針（案）を踏まえて、ここの立地や利用見込み等も勘案をしながら民間の情報やノウハウを活用いたしまして、民間との協働によります活用方法も検討するなど、県にとって最適な方法でできるだけ早期に方針を決定いたしまして有効活用を図っていきたくと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔中川弘巳会計管理者兼出納局長登壇〕

○会計管理者兼出納局長（中川弘巳） 私のほうからは、会計支援の取組についてお答えさせていただきます。

出納局では、各部局の会計事務担当職員が適正な会計事務を行うことができるよう、様々な会計支援を行っています。会計事務に関する相談、各種研修の実施、検査による事務処理のチェックをはじめ、初任者にはフォローアップを重点的に実施するなど、職員や所属のニーズに合わせたきめ細かい支援を行っています。



また、会計事務コンプライアンス研修にも取り組んでいます。

さらに、各部局における会計事務の円滑な執行や業務改善にも積極的な支援をしています。

例えば、事務処理の優良事例を類型化し、全庁において共有化できるような取組や、不用となった物品を出納局で集約して売却、廃棄なども行っています。

こういった取組の結果、会計事務のミスの減少につながり、みえ県民力ビジョン第一次行動計画における県民指標、県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数でございますが、これも4年間で目標値を上回る約3割の減少となっています。

みえ県民力ビジョン・第二次行動計画では、さらに約3割の削減を目指しています。これは、第一次、第二次、合わせて半減の取組になります。

今後、会計支援は、これまでの取組を継続し、日々着実に実施することに加え、さらに効果的に実施することが必要であり、研修の内容や方法についても改善を加えてまいります。そして、行動計画の目指す姿である、会計事務の担当職員一人ひとりが法令や規則に基づいた適正な会計事務を行うことで県の会計事務に対する県民の皆さんの信頼が高まっている、このことを実現してまいりたいと考えています。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 職員のメンタルヘルス対策の取組について御答弁申し上げます。

本県教職員の精神神経系疾患による休職者数は、平成21年度から増減を繰り返しながらも増加傾向にあり、26年度は90人、全教職員の0.59%となっております。

これまでの充実強化の取組といたしましては、平成25年度から、臨床心理士が学校等に出向き、教職員からの相談を受けるカウンセリング事業の実施、26年度からは、所属長が長期療養者への支援方法を専門医に相談できる機会の設定、さらに、27年度からは、新規事業といたしまして、復職者の再発を

防止するためのリワーク支援専門員派遣事業を実施しています。

この事業は、臨床心理士が、復職前の職場復帰訓練の段階からおおむね1年間にわたり継続的に復職者への支援に当たるもので、これまで復職者53人に175回の相談を受けています。加えて、所属長に対しても支援方法の助言を行い、所属長からは、円滑な復帰を進める上で大変参考になったという意見が数多く寄せられております。

平成28年度からの新規な取組といたしましては、労働安全衛生法改正により義務づけられましたストレスチェックを全ての県立学校で実施していきます。

また、小・中学校につきましては、各市町教育委員会に法改正の趣旨やストレスチェックの必要性についての周知を行い、適切に実施されるよう、引き続き働きかけてまいります。

さらに、初任者の悩みや不調に早期に気づき対応するため、初任者を指導する教員への研修を新たに実施するとともに、新任の校長、教頭への研修も継続して行ってまいります。

今後もこうした取組により、教職員が心身ともに健康で、安心して児童・生徒に向き合える環境づくりを進めてまいります。

以上でございます。

〔森元良幸警察本部長登壇〕

○警察本部長（森元良幸） 警察本部におけますメンタルヘルス対策につきましてお答えいたします。

ここ数年、警察本部におきましては、精神及び行動の障害による長期休業者は年間20名弱、退職者は年間10名前後で推移しております。定員に占める割合ですが、長期休業者が約0.5%、退職者が約0.3%でありまして、警察の執行力への影響が懸念されるところです。

こうした状況の中、警察本部では、知事部局から保健師の方に出向していただくとともに、平成27年度に新たに臨床心理士を採用し、メンタルヘルス対策を含めた総合的な健康管理対策ヘルスアップ・21を推進しているところ

であります。

具体的な対策といたしましては、職員自身のメンタルヘルス不全を未然に防止するためのメンタルヘルスセミナー、幹部職員の対応能力アップを図るためのラインケア研修の開催のほか、警察学校の入校者にセルフケアの必要性について教養を実施し、また、各所属に、メンタルヘルス対策の手引き等を収納したメンタルヘルス・キットを配付するなどしております。

また、臨床心理士による心の健康相談を毎月2回実施するとともに、臨床心理士と保健師が警察署を巡回し、メンタルヘルスに対する個別相談を実施しているほか、職場復帰に向けた支援を組織的に行っております。

平成28年度にはストレスチェックを全職員対象に実施するなど、警察本部におきましてはメンタルヘルス対策を年々充実強化してきておりまして、これにより警察の執行力を維持し、県民の安全・安心に貢献してまいりたいと考えております。

〔41番 舟橋裕幸議員登壇〕

○41番（舟橋裕幸） 定年制ですけれども、年金制度ほどとは言いませんけれども、いざ定年を延ばすとすれば随分時間がかかるんですね。前回、60歳定年を導入したときも10年近くかかったというふうに記憶しています。そういった意味では、ちょうど今、三重県職員の年齢構成、50代がすごく多いのはわかった上なんですけれども、それがはけていったころに完成するためにはもうぼちぼち取り組まなければならないタイミングかなと思って、問題提起として提案をさせていただきました。

また折があったときに、知事会なんかでこんな話が出たわということで議論の俎上に上げていただけたらありがたいかなと思います。

二つ目の今後の防災対策について、県の姿勢をお伺いします。

昭和19年の東南海地震、昭和28年13号台風、そして昭和34年伊勢湾台風と、三重県は過去に大きな地震、風水害に見舞われてきました。しかし、昭和60年代、防災を所管する消防防災課をはじめ、県庁にも県民にも防災意識は決して高いものとは言えず、災害は忘却のかなたという感じがありました。

ところが、平成7年の阪神・淡路大震災で防災対策に対する認識は大きく変わり、同時に、ボランティアの精神が日本に芽生えたときでもありました。

その後の平成23年3月、東日本大震災により三重県の防災行政は激変したと言えます。

平成18年に設置された防災危機管理部が24年には防災対策部となり、県庁組織における筆頭部で、副知事級の危機管理統括管が設置されました。

そして、三重県新地震・津波対策行動計画の策定、続いて三重県新風水害対策行動計画も昨年策定されました。

公共事業における予算配分も、防災の視点が強く打ち出されるとともに、それぞれの地区における防災組織が樹立され、市民の防災意識向上の取組も大幅に拡充されてまいりました。防災拠点施設の整備に続き、みえ防災・減災センターが設置され、三重県復興指針や三重県の業務継続計画の策定、三重県版タイムラインも新たに策定されるなど、県庁の組織見直しや行動計画の樹立のみならず、自助、共助、公助のそれぞれの段階におけるハード、ソフトの充実が図られてきました。

確かに、防災対策に向けた環境整備は一定整ったと言えますが、これからが、行政、地域、県民のそれぞれが幅広く、より高い防災意識を樹立するかが大きな契機になってくるのではないのでしょうか。

仏はつくりました。仏に魂を入れるのがこれからの取組というふうに言えると思います。

間もなく東日本大震災より5年が経過します。現地では、復興、復旧が道半ばであり、いまだ17万人が避難生活を送っている中、平成27年度防災に関する県民意識調査結果などによりますと、東日本大震災時に持った危機感を今も変わらず持ち続けている割合は、平成25年35%から26年には29.6%に低下し、東日本大震災時には危機感を持ったが時間の経過とともに危機意識が薄れつつある、の割合が平成25年の45%から26年は53%に高くなるなど、東日本大震災直後に芽生えた県民の危機意識の低下に歯どめがかからず、家庭における防災対策も低下傾向にあります。

加えて、地域ごとの防災意識がまだら模様を呈しているのではないのでしょうか。

また、県も、いつ起こるか分からない災害よりも目先の事業を優先する時代がまた来るかもしれません。

これで、防災対策部長が常に熱っぽく語られる県民への防災の日常化が普及浸透するか、いささか不安であります。

こうした中、自助、共助、公助のそれぞれの取組を実践し、防災の日常化を、県庁をはじめとする行政や地域、県民にいかに関差していき、過去の災害を風化させることなく、魂の抜けた仏にならぬような取組をいかに進めていくか、防災対策部長にお伺いいたします。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○**防災対策部長（稲垣 司）** 防災の日常化をいかに根差していくか、どう進めていくかという御質問でございますけれども、私は、防災の日常化を進めるには、水平展開と垂直展開の二つの方向性があるというふうに考えております。

その一つの水平展開では、これまで進めてまいりました、Myまっぷランといったような取組を今後もさらに県内各地へと広げていくつもりです。

そのためには当然推進役が必要になるとと思いますが、防災対策部の職員や指導員だけでは到底足りません。そこで、昨年度、みえ防災・減災センターに防災人材バンクというのをつくりまして、そこに登録いただいた防災コーディネーターの皆さんにその推進役となっていただくことにしたところでございます。

さらに、こうした個人の方だけではなく、地域の組織力をフルに生かしたいと考えておりまして、本年度から、先ほども森野議員の御質問にも少し答えておりましたけれども、消防団と自主防災組織を対象とした、ちから・いのち・きずなプロジェクトというのを進めているところでございます。

一方、より重要と考えておりますのが防災の日常化の垂直展開のほうでございます。

災害は忘れたころにやってくるというのは御存じの物理学者寺田寅彦の有名な言葉でございますけれども、危惧される南海トラフ地震も、今日発生するかもしれません。もしかしたら30年後かもしれません。まさに忘れたころかもしれないわけです。ですから、防災対策は、未来へと代々引き継がれていくものでなければなりません。もちろんその主役は、未来を生きる今の子どもたちです。

そこで、防災対策部では、教育委員会とも協力して、子どもたちが家庭や地域の中で防災対策の主役となれるような仕組みについても今後検討していきたいというふうに考えています。

実は明日、津市のリージョンプラザで、宮城県多賀城高校と三重県の伊勢市立五十鈴中学校の生徒さんたちをお招きして、東日本大震災5年の復興・交流イベント「若い力がつなぐメッセージ」というのを開催します。ここでもやはり、主役は子どもたちです。

確かに、先ほど議員もおっしゃったとおり、時間の経過とともに防災意識が薄れつつあるという県民の割合は、毎年毎年、徐々に徐々に増えています。

でも、私はよく職員に話しています。人は忘れる動物やんかと、意識が低下するのは当然やと、むしろ、東日本大震災の直接被害をこうむったわけでもない三重県民の意識がこの程度の低下で済んでいるのは俺たちが頑張っているからやと、だから、諦めずに今の対策をずっと続けられればいいやと。子どもたちの勉強と同じです。忘れることを恐れずに、繰り返し繰り返し、どんどん新しい知識や経験を身につければいいと考えています。

ですから、私たちは、防災の日常化の水平展開と垂直展開を、今後もひたすらしつこく続けてまいります。

私たちが新地震・津波対策行動計画、新風水害行動計画、そして、もうすぐ完成します復興指針の中で掲げた取組を、まさに議員が言われた魂を込めて着実に進めてまいります。

以上でございます。

[41番 舟橋裕幸議員登壇]

○41番（舟橋裕幸） 今年の予算を見ていると、まずサミット、次に地方創生というのがやっぱりどうしてもメインになりがちでありますし、しかしながら、防災対策だとか少子化対策というのは、息の長い、ずっとやっていかなければならない取組だというふうに思います。しっかりと緊張感を持ってこれからも頑張っていただきたいと思います。

次に行きます。

地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業430万円についてお問い合わせいたします。

新聞によりますと、大学授業料の高騰や両親の経済的理由などで奨学金を利用する学生が40%程度に上り、学生の就職難や非正規労働の増加から卒業後も奨学金の返還ができず、生活に苦しむ奨学金返済困難者が増加しており、社会問題化しているとあります。

また、健康福祉部で議論されています三重県子どもの貧困対策計画の中間案に対し、策定検討委員会の委員から給付型奨学金制度の創設要望があり、パブリックコメントでも県独自の奨学金制度を整備すべきとありました。

こうした中、昨年、県議会において、竹内戦略企画部長が地方創生の一環として奨学金返済に対する支援を検討するとの答弁をお聞きし、私は大いに期待したところでございます。

ところが、新年度予算に、三重県内の南部地域など条件不利地域での居住等を条件として、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成することにより、若者の三重県内への定着を促進するため、地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業が計上されていました。

この事業は、事業費も少額であり、地域も人口減少が著しい南部地域などに限定しており、ある面で私にとっては大いに不満であります。

昨年12月、戦略企画部としての予算要望は、本県での就職、就業及び住居等を条件として大学生等の奨学金の返還を減免することにより、本県の成長産業及び基幹産業を担う中核的人材の確保と若者の地元定着を図るとして1億4778万円を要求しています。

それが精査されて事業趣旨も変わり、金額も8116万円となり、その後の知事査定で、南部地域限定で430万円に大きく減額されました。大幅減額や金額の問題だとか事業趣旨の変更理由は既に代表質問の答弁で伺いました。

確かに人口減少が著しい南部地域対策としてならこれもありでしょうが、社会問題化している貧困対策としての奨学金返済困難者対策には全く効果がありません。

そこで、このたびの事業の議論において、奨学金返済困難者対策の視点は全くなかったのでしょうか。お伺いしますとともに、今後、事業を進めていく上で、健康福祉部との協議の上、奨学金返済困難者対策として貧困対策の視点を加えるおつもりがないかお伺いをしますとともに、答弁者が同じですからその次の課題も一気にいきます。

中央省庁の地方移転についてお伺いします。

安倍政権が地方創生の一環として、中央省庁などの地方移転を進めようとしています。

新聞によりますと、東京一極集中の是正と地方活性化を図るため、昨年、各県に誘致の提案を募り、42道府県から69機関の要望があった。昨年12月、政府のまち・ひと・しごと創生会議は、移転候補34機関を決定した。現在、徳島県が誘致を目指す消費者庁と、京都府が求める文化庁の移転の可能性が高いとされている。ただ、庁内には国会対応や他省庁との連携に課題があるとし、関係団体の反発も強いと報道されています。

こうした中、三重県も気象庁の移転提案を行ってきました。先日の新聞では、文化庁は一部を除き京都府へ移転するとの報道がありましたが、三重県が求める気象庁については何ら報道がありませんでした。

政府は3月末までに移転に関する基本方針を決定するとのことですが、新聞では、国土交通省大臣が、気象庁は政府の危機管理業務を担っており、移転すれば機能維持が困難になると否定的な見解を示す中、三重県が求める気象庁の地方移転に向けた取組経過や今後の見通しをお伺いします。

〔竹内 望戦略企画部長登壇〕



○戦略企画部長（竹内 望） 学生奨学金返還支援事業と、それから中央省庁の移転の関係、2点御質問いただきました。

まず、学生奨学金返還支援事業のことから御答弁をさせていただきます。

まず、この事業なんですけれども、本県において、大学進学者の約8割が県外にするなど、若者が県外に流出している状況を踏まえ、特に流出が加速している南部地域等条件不利地域における若者定着を目的として創設をするものでございます。

具体的には、公務員は対象外と現在考えておりますけれども、業種や職種を問わず対象地域への居住といった点を条件として、奨学金の返還額の一部を助成していきたいというふうに考えております。

この事業は、若者定着に向けたインセンティブとして実施していこうということで、大学3年生など、これから就業先を決める方を対象として公募し、就業先が決まっていない段階で奨学金返還支援の対象者を決めていこうというふうに考えております。

こうしたことから、就業後の御本人の収入を勘案した制度にすることは難しいのではないかとこのように考えております。

一方で、今年秋の公募に向けた本事業の詳細な制度設計に向けては、支援対象者の選定に当たって、世帯収入、これは御本人がおられます世帯の収入なんですけれども、そういう収入要件を一定加味することなども含めて検討していきたいというふうに考えております。

それから、現在、国におきまして、奨学金制度に対する不安を軽減し、安心して奨学金を借りられるように、御本人の年収に応じて月々の返済額を決める新たな所得連動返還型奨学金制度の平成29年度からの導入に向けた検討が行われていることから、その動向の把握に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、気象庁の移転の関係でございます。

過度の東京一極集中を是正し、地方における仕事と人の好循環の促進を目的といたしまして、政府関係機関の地方移転の募集が行われたということで、

県内市町の意向を確認の上、本県から、気象庁や独立行政法人教員研修センター等、九つの機関の誘致を提案いたしました。

本県の提案につきましてはこれまで、事務局によるヒアリング、それから、有識者会議の委員を交えた意見交換の場等におきまして、移転の狙いや目的、それから移転に伴うメリットなどを説明するとともに、気象庁に対しまして直接提案の趣旨等を丁寧に説明してきたところでございます。

また、本県の要望活動に加えまして、全国知事会あるいは中部圏知事会などを通じて、国に対して政府関係機関の移転の実現を求めてまいりました。

本県の提案に対しまして、これまで気象庁のほうでは、政府の危機管理の観点から移転に否定的な見解が示されております。

このような中、昨日なんですけれども、政府関係機関の移転に関する有識者会議が開催されまして、そこで、国の機関としての機能確保の点から、危機管理の観点から中央省庁の地方移転を検討する際の基本的な視点の一つとして示されたところでございます。

国のほうでは、こういう有識者会議を踏まえまして、今月中にまち・ひと・しごと創生本部を開催し、基本方針を決定するということになっておりますので、気象庁の本県への移転は非常に厳しくなったというふうにとめております。

なお、本県と気象庁とは、津地方気象台を通じましてこれまでも非常に緊密に連携をしてきておりまして、また、気象庁のほうからもさらに強固に連携していきたいというふうな考えもお示しをいただいておりますので、こうした関係を大切にしながら本県の様々な取組に生かしていきたいというふうに考えております。

それから、昨日の有識者会議においては、研究・研修機関等の地方移転の今後の進め方についてもお示しがされまして、その中で、本県が提案しておりました独立行政法人教員研修センターについては、同様の提案をした秋田県、福井県、富山県とともに、県等と連携した全国モデルとなる研修の実施が示されておりますので、文部科学省と具体的な協議を行い、実現に向けて

取り組んでいきたいというふうを考えております。

政府機関の地方移転につきましては、地方創生を進める観点から、一過性の取組ではなく、応募条件等の緩和や地方負担の軽減を図るなど、今後も国家戦略として継続して実施をしていただくように、引き続き国に求めていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

[41番 舟橋裕幸議員登壇]

**○41番（舟橋裕幸）** 奨学金の問題ですけれども、たしか国の予算委員会で文部科学大臣が給付型奨学金実現に向けて検討を深めていく必要があるという答弁もありましたし、県議会も、実は今、奨学金制度の充実を求める意見書を出そうかという議論もあります。やっぱりそうしたことも受けながら、地方創生という枠で考えればおっしゃるとおりだろうと思いますけれども、もう少し小さく産んで大きく育てるような気持ちを持ってこの対応をしていただけたらというふうに思います。

地方移転ですけれども、結局無理やという話ですね。思い起こすのは、平成2年の国会等の移転に関する決議、11年に三重・畿央の話が決まって、ラッピング電車やとか上野に建物を立てたりとか、ようけ金を使うて頑張ってきましたけれども、今や国に窓口もなくなったという状況でございます。

こんな大山鳴動してネズミ一匹しか出てこんような話はもうやめて、せめて国が、中央から地方へ、国から県へという個々の具体的な権限移譲についてもっと積極的に力を入れていくべきじゃないかと思っておりますけれども、知事はどう思われます。

**○知事（鈴木英敬）** 今回、政府機関の地方移転というのを掲げながら、結果としてその多くの提案が認められたわけじゃなかったというのは我々も残念ですし、国も地方も準備が足りなかったのではないかと、どういう理念で、どういう効果を狙って、どういう条件で移転を目指すのかというようなこととかもあったと思っておりますので、今後改善をしていただきたいと思いますし、一方で、今、舟橋議員からありましたような、権限、財源、人材、こういう

ものの移譲についてはまだまだ、私は農地改革のやつをやらせていただきましたけれども、それでも全然足りなくて、もっともっと分権などについて積極的にやっていただきたいという姿勢は私も同じであります。

〔41番 舟橋裕幸議員登壇〕

○41番（舟橋裕幸） 時間もありませんので、最後に行きます。

県立病院についてお伺いします。

まず、県立一志病院についてであります。

先月、県立一志病院のあり方に関する検討会から報告が出されました。昨年、検討会が設置され、設置の趣旨は、一志病院については、県立病院改革に関する基本方針において、県立病院としては廃止し、ニーズに応えられる事業者への移譲という方針が示されたところです。しかしながら、その後の同病院を取り巻く状況の変化や、昨年成立した法律に基づき県において将来のあるべき姿である地域医療構想を策定するとされたことを踏まえるとともに、同病院の次期中期経営計画の策定を見据え、同病院の将来のあるべき姿について改めて検討を行うため検討会を設置するとあります。

第4回の検討会の際、佐々木健康福祉部医療対策局長は、この検討会は懇談会・懇話会的な位置づけであり、附属機関ほどの位置づけではなく答申もしないとの発言があり、一志病院に対し熱い思いを持って出席している参加者を愚弄するのではないかというような思いを持ったんですけれども、知事は今議会で検討会の意見をそんたくする必要があるとお聞きしましたので、少し安心したところです。

あり方検討会の報告書では、白山、美杉という限定された地域とはいえ、人口減少、高齢化が進み、引き続き、入院施設を持つ唯一の病院として一志病院が提供する医療が必要としています。

そのため、在宅医療支援の必要性から、訪問診療、訪問看護を積極的に取り組む、地域包括ケアシステムの構築の中、保健、医療、福祉の多職種連携の取組を医療機関の立場から積極的に進める、一次救急医療に貢献するなど、また、同病院は家庭医療を担う人材の育成拠点であり、県として人材育

成のためのプライマリ・ケアセンターを同病院に設置し、育成した家庭医や看護師を県内の医療過疎地域へ積極的に派遣するとともに、現在まで構築してきた教育や研究体制をさらに発展させるプライマリ・ケアに関する教育や研究を行うとあります。

平成22年に出された県立病院改革に関する基本方針で、一志病院の課題に、高齢者ケアの充実など福祉領域への取組を進めるためには、現在の県立病院の枠組みの中では制約がありますとあり、だから県立を廃止して民間移譲という考え方でした。

検討会の設置趣旨にあるように、平成22年以降の同病院を取り巻く環境は大きく変化し、訪問診療、訪問看護などを通じ、高齢者ケアなどの福祉ケアへの取組も進めてきました。加えて、民間でできない家庭医療を担う人材育成の拠点としても、県内のみならず全国的にも評価を得てきました。その結果、プライマリ・ケアセンター設置が議論されていると考えます。

こうした県立病院改革基本方針策定以降の一志病院の取組、実践と評価を考えたとき、高齢者ケアの充実など福祉領域への取組を進めるためには、現在の県立病院の枠組みの中では制約がありますという先ほど申し上げた理論は、強く言えば破綻していると言わざるを得ません。

前置きが長くなりましたけれども、こうした中、知事は、県立病院改革基本方針が出された以降の一志病院をどのように評価してみえるかお伺いします。

また、健康福祉部としては地域医療構想を、病院事業庁としては中期経営計画を策定しなければなりません。このたびの検討会における地元を代表する委員の意見をどのように受けとめ、それぞれの策定に反映されるかお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 県立一志病院の評価についてということであります。

昨年12月4日に舟橋議員にお答えしました。ちょうど3カ月ぶりでありましてけれども、ほぼ全く同じ答弁になる可能性があります但述べたいと思います。

現在、一志病院では、家庭医による医療を提供するだけでなく、県立病院改革に関する基本方針が策定された平成22年3月以降、福祉関係者や保健関係者などの多職種連携による地域包括ケアを推進するなど、地域においてなくてはならない医療機関となっていると認識しています。

また、家庭医の育成拠点として、家庭医療の教育、研究の場としても重要な役割を担っているものと認識しているところであります。

あわせて、四方院長以下病院スタッフの皆さんは大変精力的に仕事もしていただいておりますし、地域の皆さんにも様々御協力いただいていることに、改めて感謝申し上げる次第であります。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 県といたしましては、三重県立一志病院のあり方に関する検討会の意見を踏まえまして、報告書を取りまとめる立場でございます。そして、この報告書の中でございますけれども、地元委員をはじめとする委員からの、例えば一志病院は白山・美杉地域にとってなくてはならない病院であるとか、地域における実践的な教育を通して看護師の質を上げていくことが地域の人にとって望ましい、といった意見を十分受けとめさせていただきまして、報告書の中で、今後も津市白山・美杉地域において入院施設を持つ病院として一志病院が提供する医療が必要であること、現在までに構築してきた教育や研究体制をさらに発展させ、プライマリ・ケアに関する教育や研究の機能を担うことなどについて記載したところでございます。

また、検討会では、運営形態として今後も県営を望む声が多数あったことから、本検討会は一義的には運営形態の議論を行うものではなかったものの、報告書にその旨を記載することといたしました。

次に、地域医療構想でございますけれども、津区域の地域医療構想にこの報告書の内容を直ちに反映する予定はございませんが、地域医療構想調整会議では、当該区域におけます医療機能の分化、連携のあり方について議論を行う中で、医療機能ごとの病床の取り扱いを含めまして、一志病院について

も触れられる可能性があると考えております。

なお、調整会議には、一志病院の院長や、津市の代表の方も委員として参画いただいているところでございます。

以上でございます。

〔加藤敦央病院事業庁長登壇〕

○病院事業庁長（加藤敦央） 県立一志病院についてお尋ねがございました。

三重県立一志病院のあり方に関する検討会での意見をどのように受けとめ、中期経営計画策定に際してどのように反映するのかということでご答弁を申し上げます。

三重県立一志病院のあり方に関する検討会の意見を踏まえた報告書において、今後のあるべき姿として取りまとめられている内容としましては、議員御所見もございましたが、白山・美杉地域の高齢化が急速に進む中、訪問診療、訪問看護などに積極的に取り組む必要があること、地域包括ケアシステムの構築が求められている中、保健、医療、福祉の多職種連携の取組を医療機関の立場から積極的に進める必要があること、地域医療等に必要な人材を全県的に確保していくため、三重大学と連携しながら家庭医療（総合診療）を担う医師、看護師の育成を図ることが必要であり、育成した人材を県内医療過疎地域へ派遣する機能が期待されることなどが挙げられています。

こうした内容は、一志病院がこれまで、院長をはじめとする職員が一丸となって進めてきた取組であり、それを評価いただいたものと受けとめているところです。

今回のあり方検討会を踏まえた報告書の内容につきましては、中期経営計画に反映させるべきものであると考えますが、新たな中期経営計画につきましては、現在、検討が進められている地域医療構想の内容や、今後見通しが示される一志病院の運営形態を踏まえ、平成28年度中に策定したいと考えております。

以上でございます。

〔41番 舟橋裕幸議員登壇〕

○41番（舟橋裕幸） うっかり志摩病院の質問を忘れていました。

先に志摩病院のことを、もうこれは先ほど中嶋議員が御質問されましたので、趣旨は同じと受けとめていただいていると思うんですけども、ただ、私自身は、基本協定の見直しというところまで突っ込むのではなくて、指定管理者を入れました、そして、指定管理条件を中で3年後には約束どおりしてくださいよと言ったはずですが、もう既に4年が経過をし、医者は集まっていない、二次救急は目的どおりっていない、小児科、産科、婦人科、それぞれも約束事ではない、志摩地域の医療を考えるときに、指定管理者に尻ばかりたたいて何とかできやんのかと言うだけではとてももたないだろうというふうに思います。やっぱり志摩地域の全体のことを考えた際に改めて検討し、財政的支援も含めてしっかりと今後の志摩病院なり志摩地域の医療のあるべき姿をきちっと議論した上での志摩病院の位置づけについてしっかりと議論をしていただきたいということをまず申し上げておきたいと思います。

これはもう質問をやめておきます。

一志病院ですけれども、大切やということは、済みません、12月も聞かせていただきました、今回も改めて復習をさせていただきましたけれども、佐々木医療対策局長が、この検討会はあり方を、経営形態についての議論をする場ではないとさっきもおっしゃいました。事実、報告書の中にも、最後の文章の中にそれが出ています。

しかしながら、検討会の設置のための設置要綱の1条の目的や3条の所掌事務の中には、いわゆる経営形態についての議論は除くとか、しないとか、何も書いてないんですよ。来た人らはみんな経営形態について、何とかして当分の間を外して県立県営をしてほしいという思いが物すごく多かったのは、議事録を読んだり、3回目、4回目の傍聴をしたりというような中で私の受けとめでございます。

とりわけ検討会最終回のことでですけども、これは知事にも報告が上がっておるようで激論があったそうですがという言葉が使われてみえましたけれ



ども、既に事前に配られた報告書の原案に対して地元の方々が、検討会委員の意見を十分に反映されたものでないため同意できません、初めに結論ありきの考えを進捗させる手続のためにこのような検討会を開催することは県の信頼を失墜させることとなりますので、今後、本検討会のような事務局運営をされないことを要望しますという意見書がその委員11名の中の8名の署名つきで提出されたというのは聞いてみえるところだと思います。

そして、その結果、最終的な報告書には、恐らく嫌々つけ足したような付録のような書き振りですけれども、本検討会は一義的には運営形態に係る議論を行うものではなく、まだ言っているんです、将来にわたる同院のあるべき姿について検討を行うものであるが、会議においては、県が基本方針と示した当分の間は県立県営での運営を行うの中で、「当分の間」を削除し、運営形態について今後も県営を望む声が多数あった、と付記されています。

知事が先日、検討会の意見をそんたくするとおっしゃいました。そんたくするということは、他人の気持ちを推しはかることと、辞書を見ると書いてあります。

検討会の報告の、先ほど申し上げた数行が地元の強い要望であります。しっかりと知事にはこの気持ちをそんたくしていただいて判断をいただきたいと思います。本当は判断の時期があと2カ月後ぐらいというお話でしたので、いわゆる津市との調整、プライマリ・ケアセンター、多職種連携、この三つを含めて、プライマリ・ケアセンターは動いていないのにそのことも含めて判断するには余りにも短過ぎるのではないかと、慎重に検討した中での判断をいただきたいというふうに、知事をお願いをしておきたいと思います。

質問は以上でございますけれども、今回、私も県職員のままでしたら今年3月定年退職でございます。私と同級生の定年退職組の部局長を中心に今回は質問をさせていただきました。そういった意味で、その部局長、定年退職をされた、その後どうなるか知りませんが、田川、北川、野呂、そして今の鈴木県政、長くお務めいただいたことに感謝を申し上げ、これからも御健康での御活躍を祈念して質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

## 議 案 の 上 程

○議長（中村進一） 日程第2、議案第70号から議案第101号まで並びに議提議案第1号を一括して議題といたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

## 議 案 付 託

○議長（中村進一） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号から議案第101号まで並びに議提議案第1号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### 議 案 付 託 表

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
99	工事請負契約について（三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場整備（建築）工事）
100	工事請負契約について（三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場整備（電気設備）工事）

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件名
88	三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
89	三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
90	三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
91	三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
92	三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
93	三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
94	三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
95	三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
96	三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

教育警察常任委員会

議案番号	件名
101	損害賠償の額の決定及び和解について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
70	平成27年度三重県一般会計補正予算（第8号）
71	平成27年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
72	平成27年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
73	平成27年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第3号）
74	平成27年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
75	平成27年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
76	平成27年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
77	平成27年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
78	平成27年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
79	平成27年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
80	平成27年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）
81	平成27年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
82	平成27年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
83	平成27年度三重県電気事業会計補正予算（第4号）
84	平成27年度三重県病院事業会計補正予算（第4号）
85	平成28年度三重県一般会計補正予算（第1号）

8 6	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案
8 7	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
9 7	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
9 8	土木関係建設事業に対する市町の負担について
議提 1	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（中村進一） これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（中村進一） お諮りいたします。明5日から21日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、明5日から21日までは休会とすることに決定いたしました。

3月22日は、定刻より本会議を開きます。

## 散 会

○議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時17分散会